

第五次我孫子市こども総合計画（案）

あびこの自然やひとの愛に包まれて
こどもが自分らしく育つまち

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 こども、子ども、若者の定義	6
6 計画の策定体制	8
第2章 我孫子市の子どもと子育て家庭の現状	9
1 我孫子市の状況	10
2 調査結果からみえる現状	20
3 前計画の検証	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念・基本的な視点・基本目標・成果指標	40
2 施策の体系	46
第4章 施策の展開	49
基本目標1 誰もが安心して子育てできるまち	50
1-1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）	50
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	50
2 教育・保育給付および施設等利用給付	51
3 教育・保育提供区域の設定	52
4 子どものための教育・保育給付	53
5 乳児等のための支援給付	70
6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	71
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	72
8 基本指針に基づく任意記載事項	73
9 地域子ども・子育て支援事業	74
1-2 子育て支援サービスと教育・保育サービスの充実	97
1-3 共育での推進	99
1-4 子育て家庭への経済的支援	100
基本目標2 子どもと親が健やかに暮らせるまち	102
2-1 親と子の健康づくりの推進	102
2-2 子ども・若者の健康づくりと食育の推進	104
基本目標3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子どもの権利）	105
3-1 子どもの発達に応じた教育と支援の推進	105
3-2 子ども虐待防止対策の充実	107

3-3	いじめ防止対策・不登校への対応の充実	108
3-4	子どもの居場所と体験活動の充実	110
3-5	子どもの権利擁護の充実	113
基本目標4	地域で子ども・若者を見守るやさしいまち	116
4-1	地域ので子ども・若者を育む取組の推進	116
4-2	安全・安心で生活しやすい環境づくり	118
基本目標5	多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち	120
5-1	障害や発達に支援が必要な子ども・若者と家庭に対する支援の充実	120
5-2	生活に困難を抱える子どもとその家庭に対する支援の充実 (我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)	124
第5章 計画の推進		133
1	計画の推進体制	134
2	計画の進行管理と評価	134
3	こども・子育て当事者等からの意見聴取	135
4	こども・子育て支援事業債	135
参考資料		137
1	子ども・子育てをめぐる市のこれまでの取組	138
2	我孫子市子ども・子育て会議条例	140
3	我孫子市子ども・子育て会議委員名簿	141
4	計画の策定経過	142
5	用語解説	143

こども、子ども、子供 表記について

本計画書において、次の場合を除き、「子ども」表記を用いるものとする。

- ①こども基本法の基本理念として、すべてのこどもはその健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、本計画書の名称「第五次我孫子市こども総合計画」及び基本理念「あびこの自然や人の愛に包まれてこどもが自分らしく育つまち」については、ひらがな表記の「こども」を用いる。
また、「我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画」についても、ひらがな表記の「こども」を用いる。
- ②こども基本法施行、こども家庭庁創設後の国の取組、政策等については、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。(P.2、P.41、P.114)
- ③法令等に根拠がある語を用いる場合
例：子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策に関する大綱等
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における「認定こども園」
- ④法律名や事業名、組織名等、固有名詞を用いる場合
例：「こども基本法」「こども家庭庁」「こども発達センター」

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国は、子どもや若者に関する政策について、これまで少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法等に基づき、各種施策に取り組み、平成27(2015)年には子ども・子育て支援新制度が施行される等、子育て支援を急ピッチで進めてきました。

しかしながら、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と育児不安、虐待問題の深刻化等を招いています。

こうした子どもを取り巻く厳しい環境等を背景に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。こども政策は新たな展開を迎えています。

こども基本法に基づく「こども大綱」は、これまで別々に策定され、推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要な施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども政策を進めています。

さらに、こども基本法では、こども施策の策定にあたって、こども等の意見の反映に係る措置を講ずることとされています。こども家庭庁では、こども・若者意見反映推進事業(「こども若者★いけんぷらす」)を開始し、多様な手法でこども・若者から意見を聴き、施策への反映に向けて取組を進めています。

令和5(2023)年12月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」が策定され、今後3年間の集中的な取組である「加速化プラン」が示されています。また、こどもの成長発達に特に重要な「はじめの100か月」について、社会全体でその重要性を共有し、こどもの育ちをともに支えるための羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」が策定され、政府全体で取組を推進しています。こどもの居場所づくりについても、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠であることから、「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、多様なこどもの居場所づくりが進められています。

令和6(2024)年5月に策定された「こどもまんなか実行計画2024」では、政府としてスピード感をもって取り組んでいる加速化プラン等の少子化対策に加え、子どもや若者の権利の保障に関する取組や、子どもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援等、幅広いこども政策の具体的な取組が一元的に示されました。

デジタル利活用が急速に進む中、保育、母子保健等、幅広い領域でこども政策のDX化に向けた取組が進められています。令和6(2024)年5月、国は、現在の少子化の進行等の状況や男女とも仕事と子育てを両立できる職場を目指す観点から、時限法である次世代育成支援対策推進法をさらに10年間延長しました。その実効性をより高めるとともに、男性の育児休業取得等をはじめとした仕事と育児の両立支援に関する事業主の取組をより一層促進するとしています。

我孫子市では、安心して子どもを産み育てることができ、のびのび成長していける環境を整えるため、平成16（2004）年度に「第一次我孫子市子ども総合計画」を策定し、子どもの育ちや子育てに関する施策を総合的に推進してきました。「第四次我孫子市子ども総合計画」が令和6（2024）年度末をもって終了することから、「第五次我孫子市子ども総合計画」を策定します。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、本計画の名称は、こどもをひらがな表記とし、「第五次我孫子市こども総合計画」とします。

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。こども大綱は、こども基本法第9条第3項において、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければなりませんとされています。

本計画は、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」に基づき策定するものです。これまでの子ども総合計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童対策推進のための行動計画を一体のものとして策定します。

また、こども基本法、こども大綱を勘案し、新たに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を盛り込んだ市町村こども計画とします。

さらに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画も包含させることで、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会『こどもまんなか社会』の実現を目指し、子どもの育ちや子育てに関する取組の一体的な推進を図っていきます。

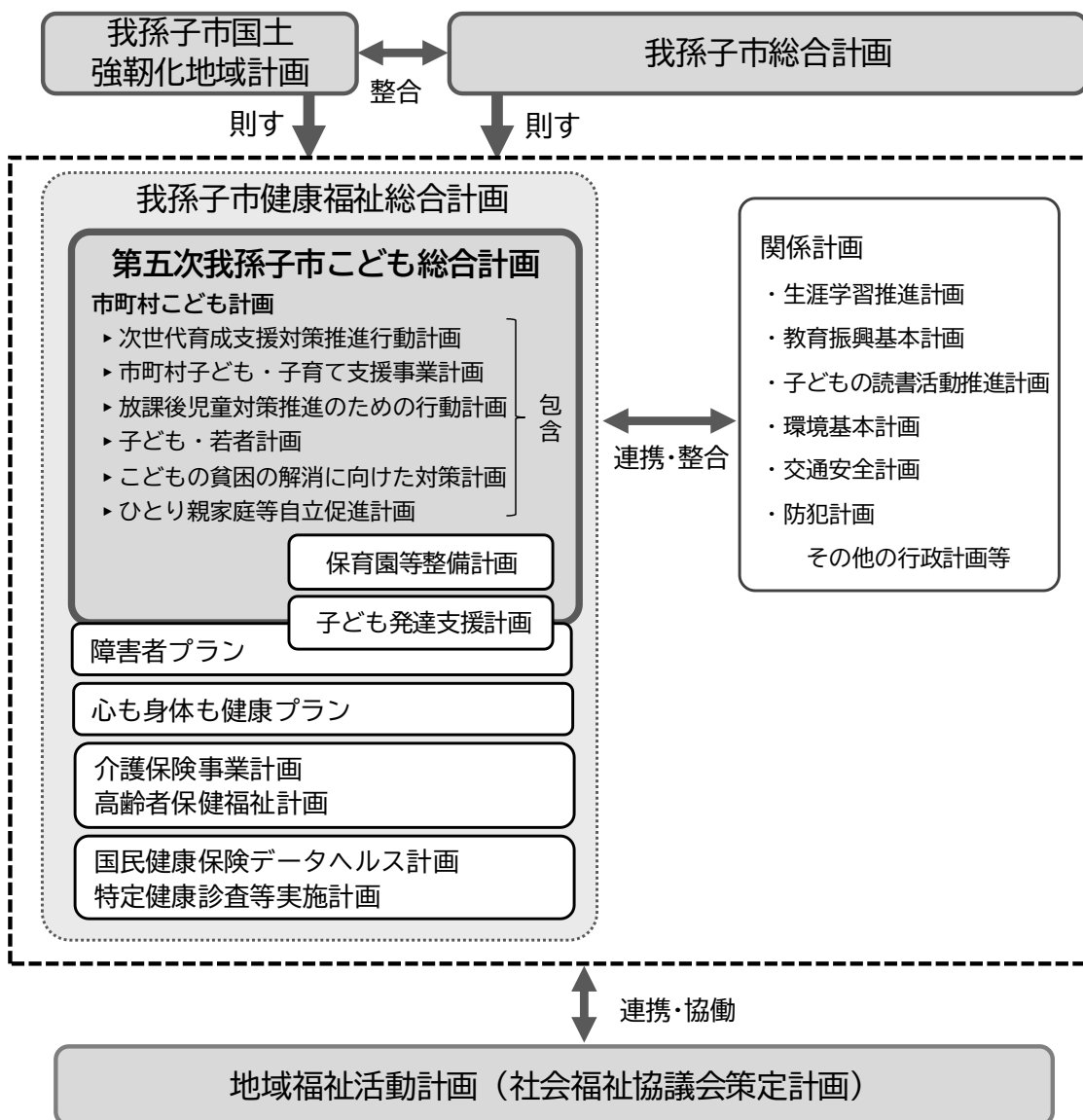
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「我孫子市総合計画」に則して定める「我孫子市健康福祉総合計画」の下位計画として位置づけられる子ども部門の個別計画です。

さらに、本計画の部門別計画として、「保育園等整備計画」、「子ども発達支援計画」が位置づけられています。

本計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置づけます。

- ・ こども基本法に基づく…市町村こども計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく…地域行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく…市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 放課後児童対策パッケージに基づく…放課後児童対策推進のための行動計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく…市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律…市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく…自立促進計画



また、国際社会が開発目標として掲げた「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点に配慮し、事業を推進します。

本計画とSDGsの17の目標のうち「目標1：貧困をなくそう（貧困）」「目標3：すべての人に健康と福祉を（健康と福祉）」「目標4：質の高い教育をみんなに（教育）」「目標5：ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダー）」「目標11：住み続けられるまちづくりを（安全）」「目標16：平和と公正をすべての人に（平和）」「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう（協力）」が特に関係しています。



【SDGs とは】

平成 27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第四次我孫子市子ども総合計画 (令和2年度～令和6年度)									
					第五次我孫子市子ども総合計画 (令和7年度～令和11年度)				

4 計画の対象

本計画の対象の中心は、こども基本法におけるこども（心身の発達過程にある者）とします。さらに、妊産婦の健康や安心して子どもを出産し、子育てできる環境を整えることは、子どもの成長にとって重要であるため、妊産婦や子育てを行う家庭・保護者も対象に含みます。

5 こども、子ども、若者の定義

本計画における「こども」「子ども」「若者」は次のとおり定義します。

こども：心身の発達の過程にある者（こども基本法に基づく）

子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(子ども・子育て支援法に基づく)

若者：おおむね18歳から39歳までの者
(子供・若者育成支援推進大綱、こども大綱に基づく)

■ こども基本法

(定義) 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

■ 子ども・子育て支援法

(定義) 第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

■ こども大綱

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

■ 子供・若者育成支援推進大綱

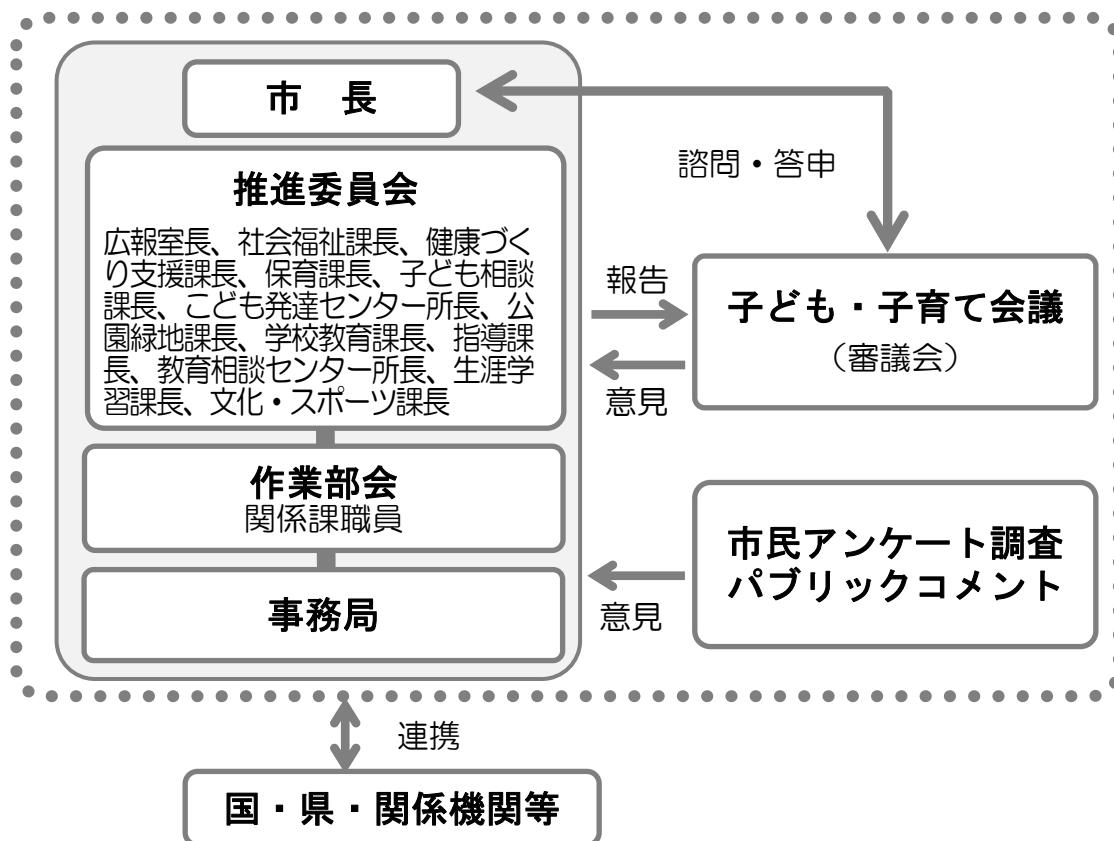
若者：思春期*、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満まで)の者。施策によっては、ポスト青年期の者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者)も対象とする。

* 思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※年齢の数は、民法143条により、年齢は誕生日を起算日とし、満期日(1年齢の期間が満了する日)は起算日にあたる日の前日とします。

6 計画の策定体制

第五次我孫子市こども総合計画 策定体制



○ 我孫子市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき設置するものです。市長の諮問機関である審議会として市民等が委員となり、本計画の策定や実施状況の点検及び評価、見直し等を行います。また、必要に応じて市長に意見を述べることもできます。

○ 子ども総合計画推進委員会

計画に関して課題の検討や調整を行う組織です。子ども支援課長を委員長とし、関係部署の課長等で構成されます。

○ 作業部会

推進委員会に置くことのできる組織です。関係する部署の職員で構成され、計画策定の実務作業を行います。

○ 市民アンケート調査

令和5(2023)年度、令和6(2024)年度に、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援等についての調査を実施しました。本調査により、市民のニーズ・意見等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

○ パブリックコメント(意見募集)の実施

令和6(2024)年12月16日から令和7(2025)年1月15日までパブリックコメント(意見募集)を実施予定

第2章 我孫子市の子どもと子育て家庭の現状

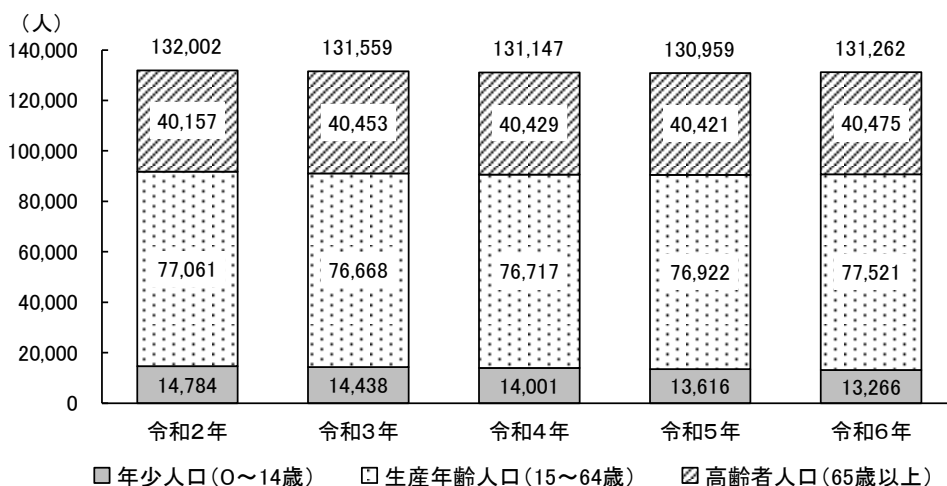
1 我孫子市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和6（2024）年4月現在で131,262人、年齢3区分別人口をみると、年少人口は減少が続いているのに対し、生産年齢人口は減少から増加、高齢者人口（老年人口）は増加から横ばい傾向にあります。

年齢3区分人口の割合は、令和6（2024）年4月現在、年少人口10.1%、生産年齢人口59.1%、高齢者人口（老年人口）30.8%となっています。

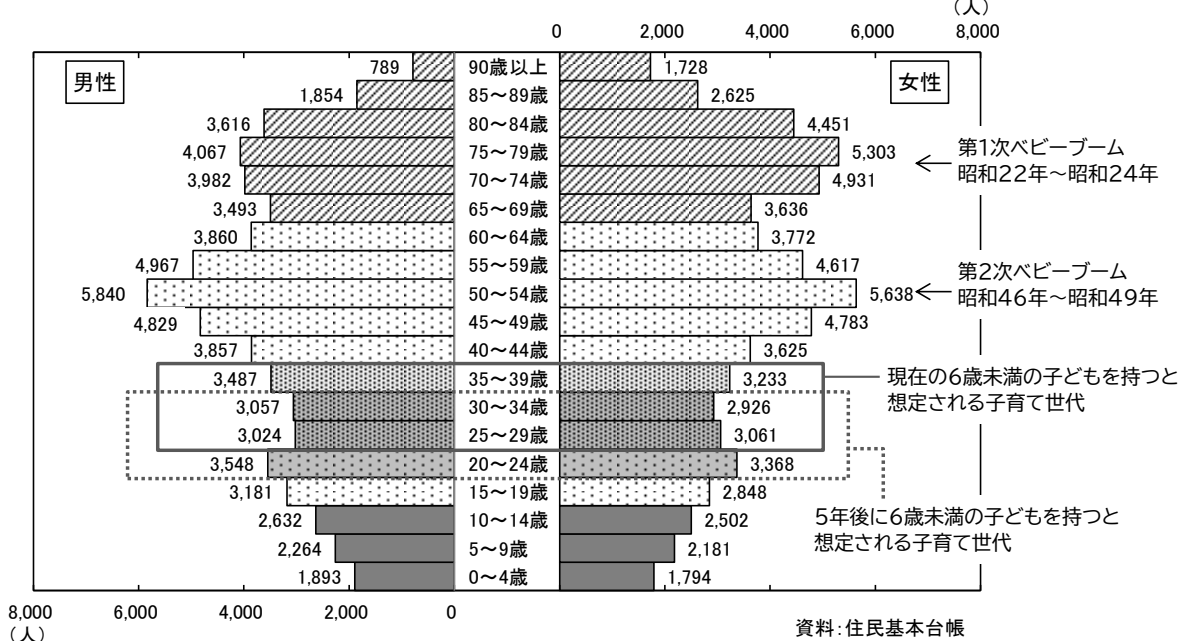
総人口と年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッドをみると、6歳未満の子どもを持つと想定される子育て世代（20歳代後半～30歳代）は、20歳代後半、30歳代前半で少なくなっていますが、5年後に子育て世代となる20歳代前半は、現在の20歳代後半よりも増加が見込まれます。

人口ピラミッド（令和6（2024）年4月1日現在）



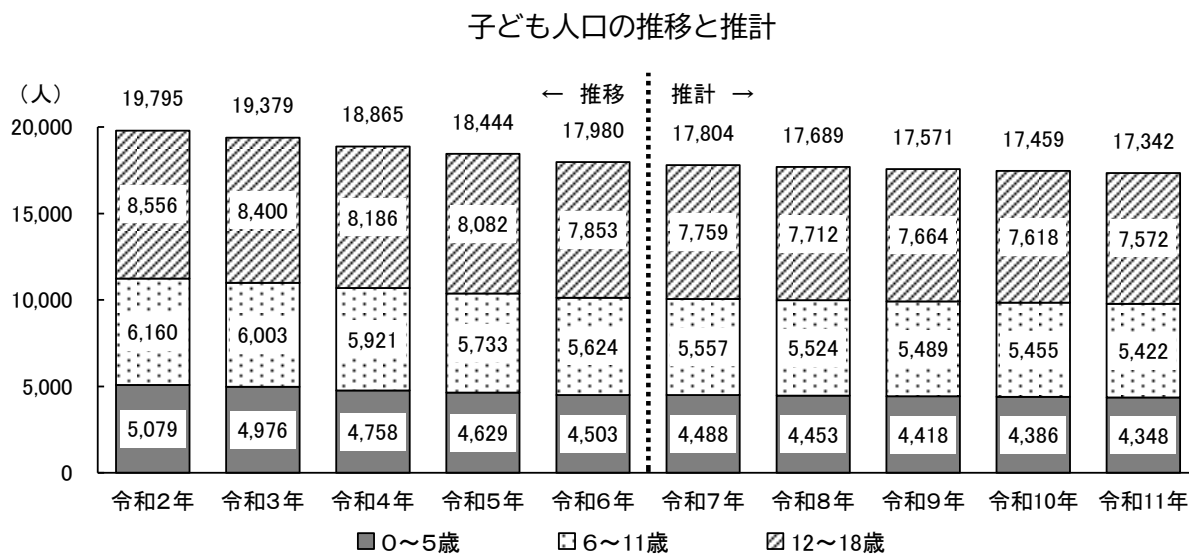
資料：住民基本台帳

(2) 子ども人口の推移と推計

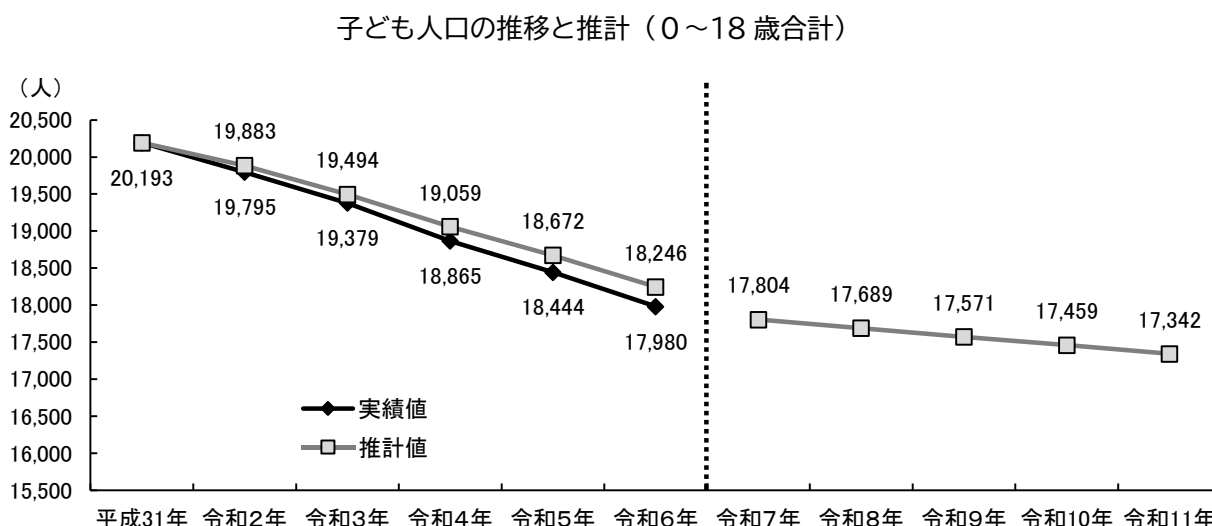
本市の子ども人口は、就学前の年代の0～5歳、小学生の年代の6～11歳、中学生・高校生の年代の12～18歳、いずれも減少傾向にあります。

令和7（2025）年以降の推計値は「我孫子市第四次総合計画 人口の見通し（令和2年9月発行）」を基に設定し、引き続き緩やかに減少する見込みとなっています。

令和2（2020）年から令和6（2024）年までの実績値は、「第四次我孫子市子ども総合計画」に記載の子ども人口の推計値を下回っています。

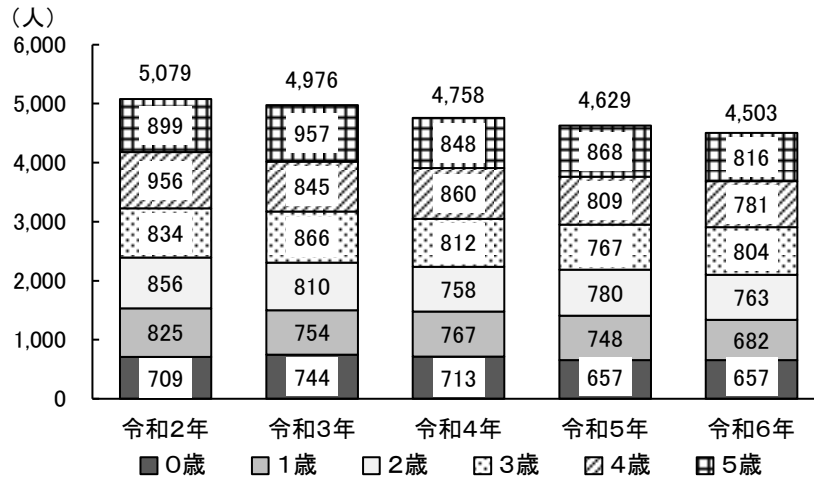


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は「我孫子市第四次総合計画 人口の見通し」を基に別途推計



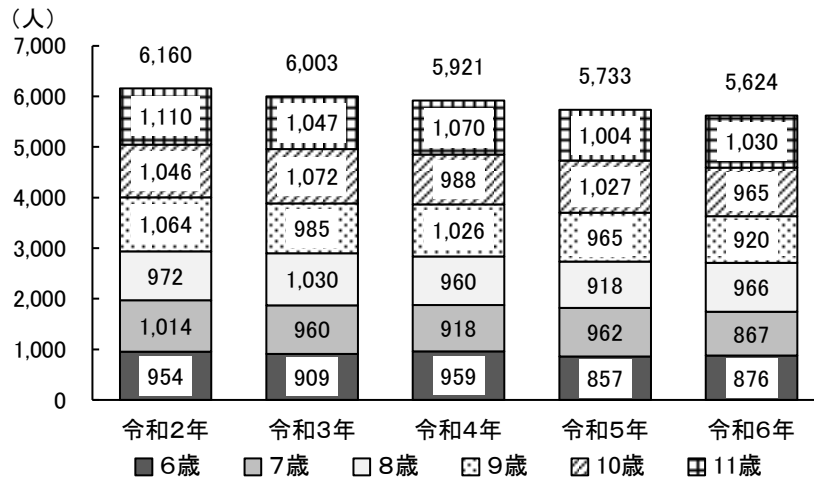
資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値は令和6年まで「第四次我孫子市子ども総合計画」より引用
令和7年以降は「我孫子市第四次総合計画 人口の見通し」を基に別途推計

0～5歳人口の推移



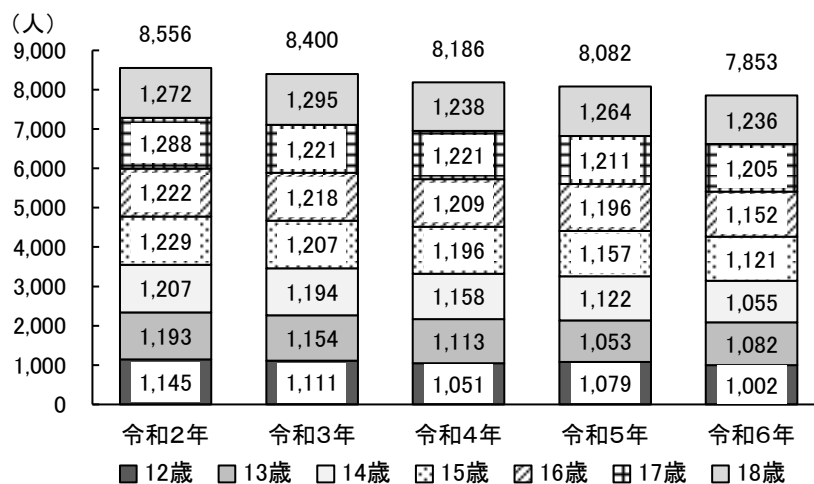
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

6～11歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

12～18歳人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯の状況

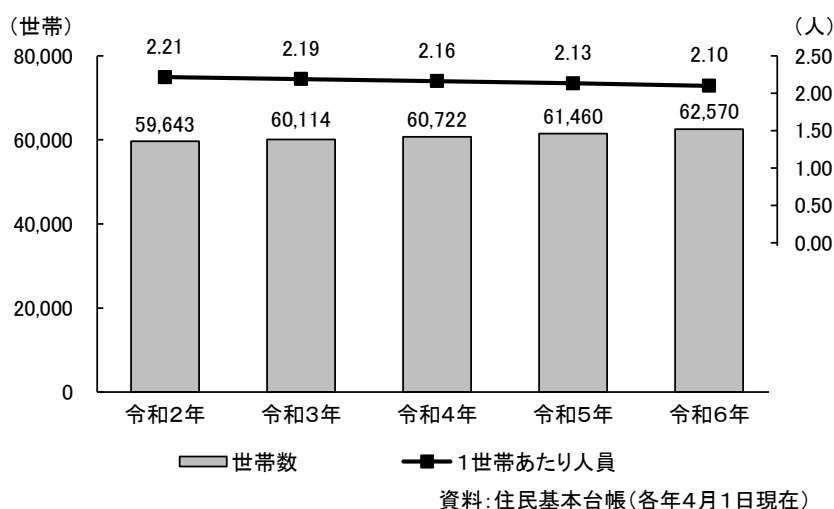
本市の世帯数と1世帯あたり人員をみると、世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯あたり人員は減少しています。

家族構成は、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子ども）が令和2（2020）年63.3%と、国（54.1%）・県（56.8%）を上回ります。ひとり親と子ども世帯も9.3%と、国（9.0%）・県（8.8%）を上回ります。

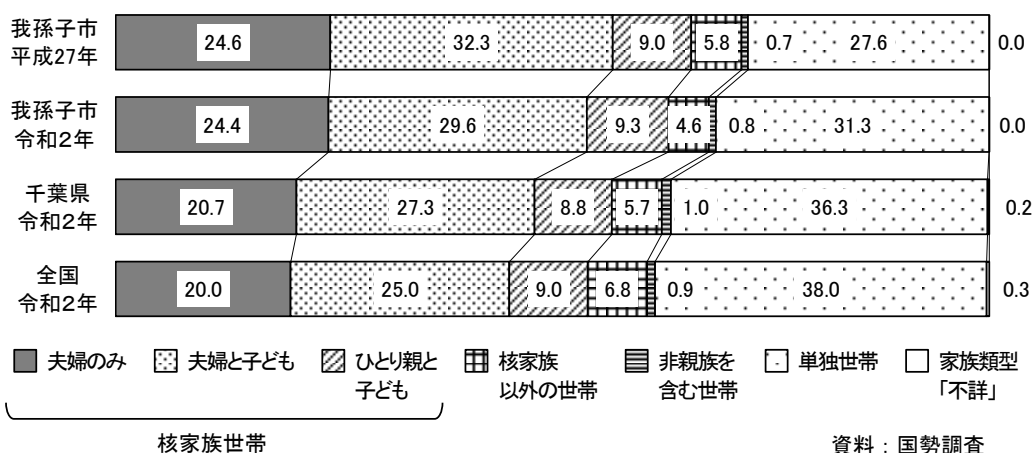
18歳未満の子どもがいる世帯数、6歳未満の子どもがいる世帯数ともに減少していますが、核家族世帯に占める割合は、ともに増えています。

一方、18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯はともに増えています。

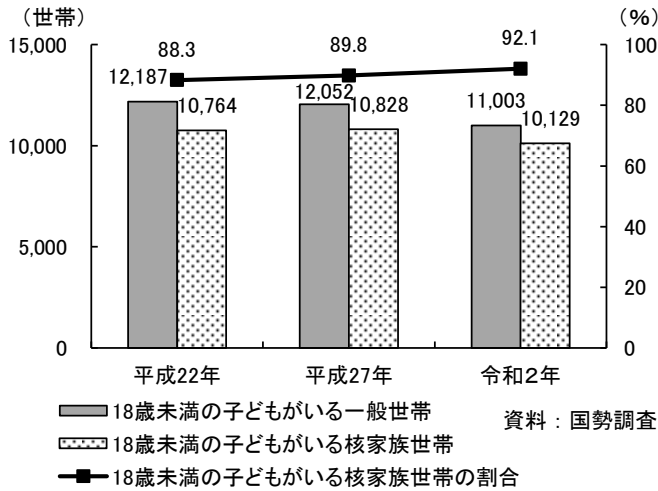
世帯数と1世帯あたり人員



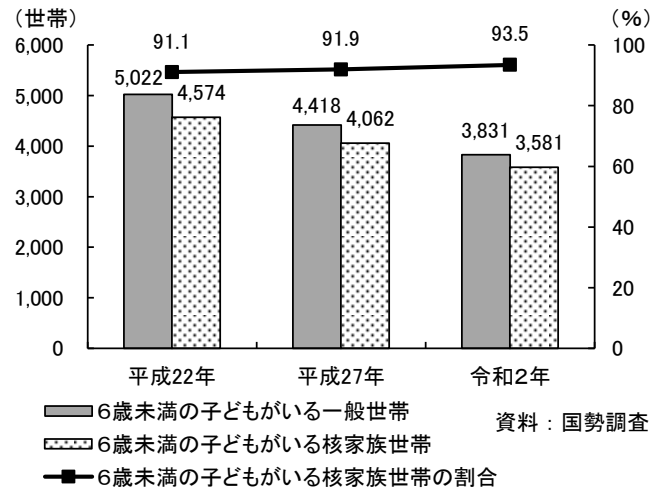
一般世帯の推移と構成



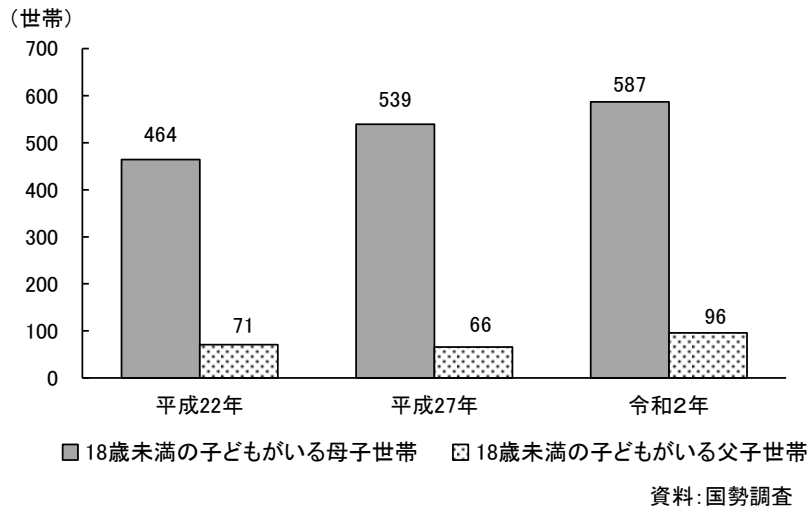
18歳未満の子どもがいる世帯の状況



6歳未満の子どもがいる世帯の状況



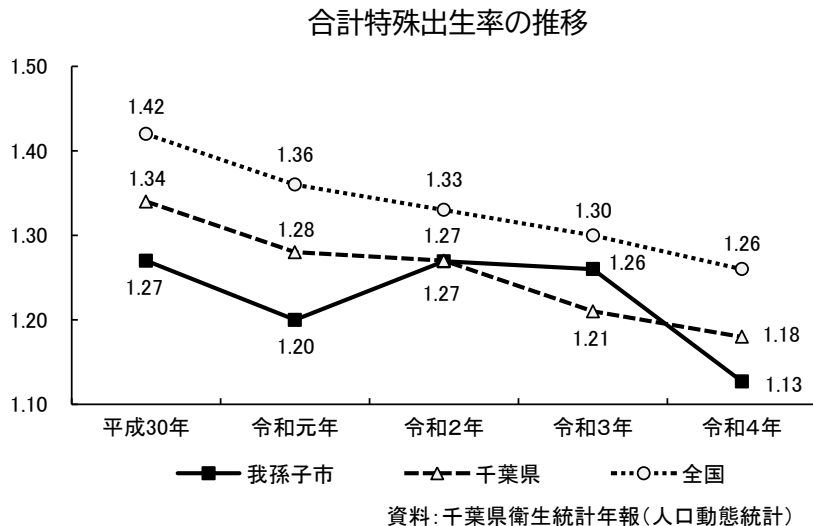
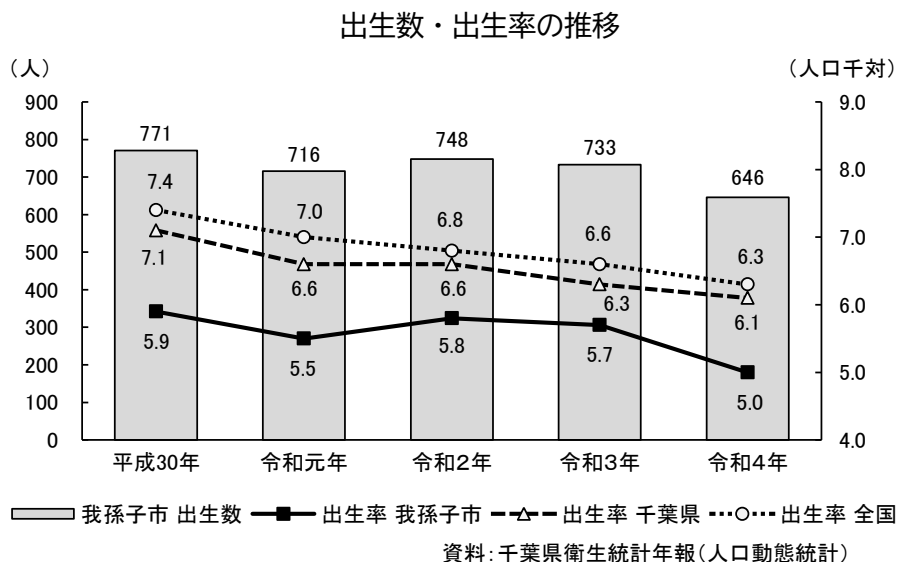
ひとり親世帯の状況



(4) 出生数・合計特殊出生率の状況

本市の出生数をみると、平成30(2018)年の771人から減少傾向にあり、令和4(2022)年646人となっています。人口1,000人に対する出生率は5.0と、国(6.3)・県(6.1)を下回ります。

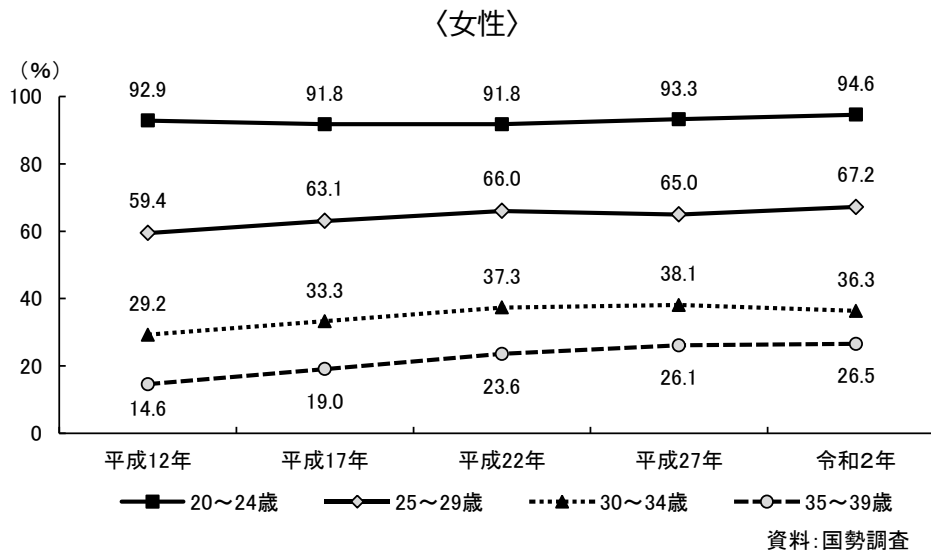
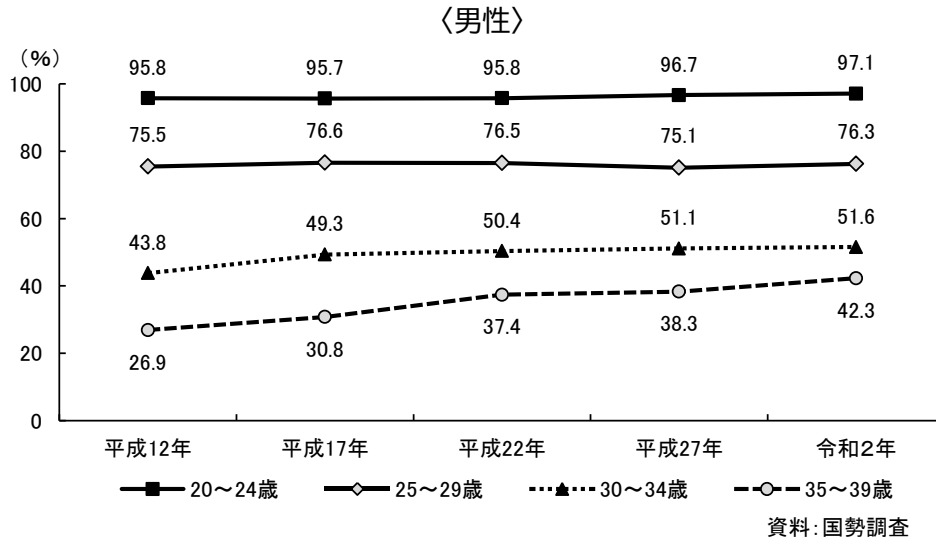
合計特殊出生率をみると、令和4(2022)年1.13と、国(1.26)・県(1.18)を下回ります。



(5) 婚姻の状況

本市の未婚率をみると、男女とも 20 歳代の未婚率が高くなっています。20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳いずれも男性が女性を上回ります。

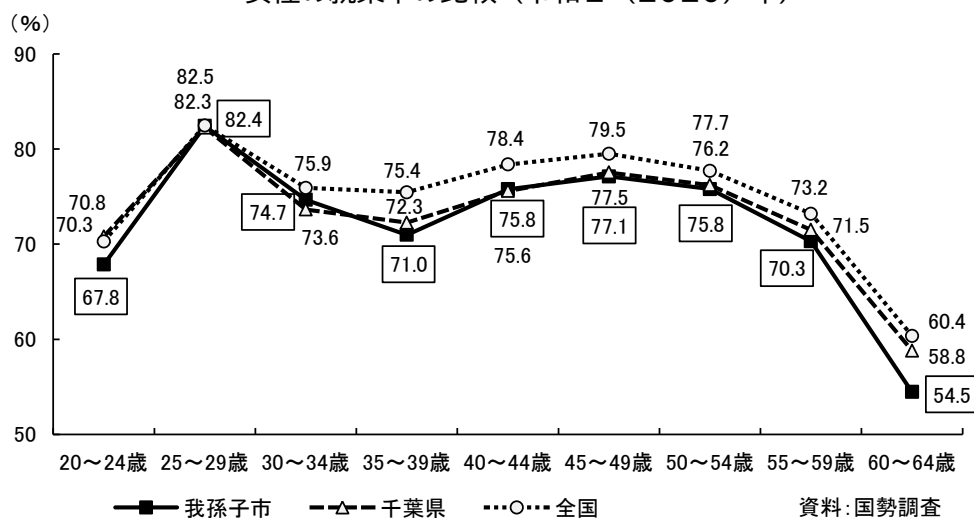
未婚率の推移



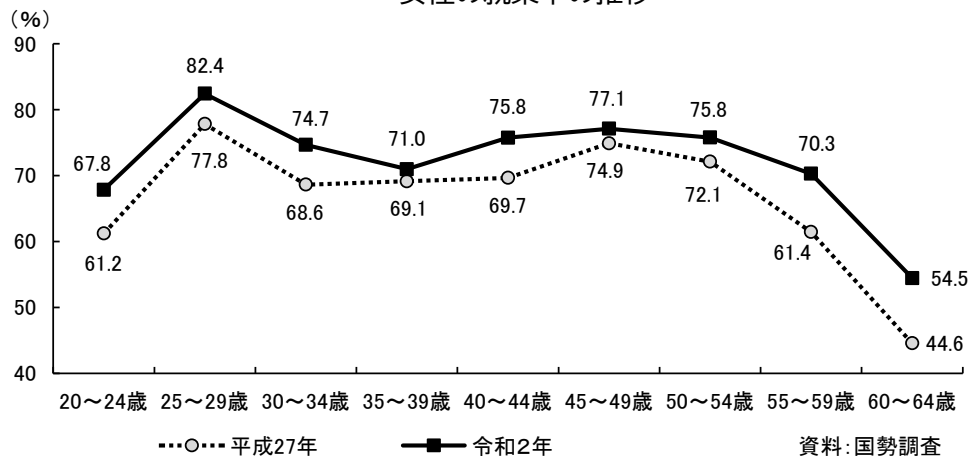
(6) 女性の就業の状況

日本の女性の就業率は、結婚や出産により仕事を中断する子育て世代と想定される30歳代に低下し、40歳代に上昇するというM字型となる傾向にあります。本市においても同様の傾向にあります。しかし、女性の就業率は、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて、いずれの年代も上昇し、子育て世代についても30歳代後半を除いては、大きく上昇しています。その結果、M字の底は浅くなり、カーブは緩やかになっています。なお、本市における30歳代後半の就業率は71.0%で、国(75.4%)・県(72.3%)を下回ります。

女性の就業率の比較(令和2(2020)年)



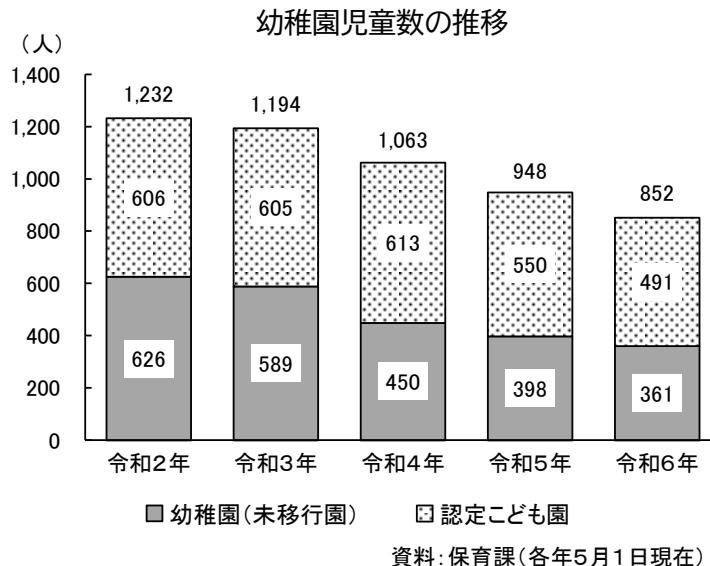
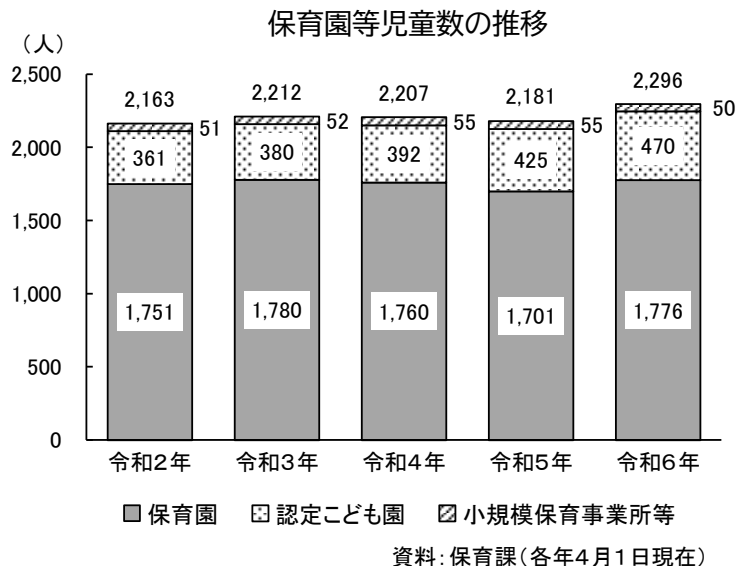
女性の就業率の推移



(7) 保育園等児童数の状況

本市の保育園等児童数は、横ばいから増加傾向で推移し、令和6（2024）年2,296人となっています。保育園は令和6（2024）年1,776人と約77%、過半を占めますが、増減を繰り返しています。一方、認定こども園、小規模保育事業は増加傾向にあります。

幼稚園児童数は、令和6（2024）年852人ですが、減少傾向にあります。



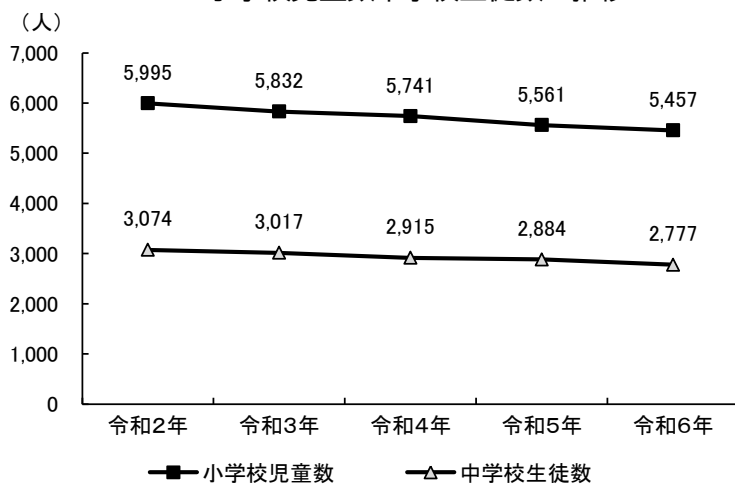
(8) 児童生徒数の状況

本市の児童生徒数は、小中学校ともに、減少傾向にあります。

学童保育室登録児童数は減少傾向にありましたが、令和6（2024）年度は992人と増加となっています。

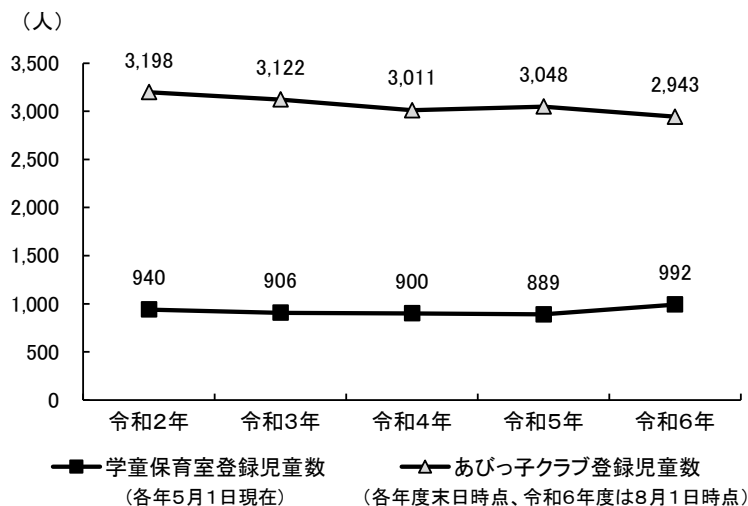
あびっ子クラブ登録児童数は減少傾向にあります。

小学校児童数中学校生徒数の推移



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

学童保育室・あびっ子クラブ登録児童数



資料：子ども支援課

2 調査結果からみえる現状

(1) 調査の実施概要

項目	子ども・子育てに関するアンケート	ニーズ調査	意識調査
調査目的	子育て世帯の意見・提言を聴き、今後の子ども施策の方針を決定するために実施	就学前教育・保育サービスや地域の子ども・子育て支援事業について、実際に子育てに係る市民の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、利用量の見込みを算出するために実施	日常生活や習慣、意識等、子育て・子どもの育ちに関する現状を把握し、基礎資料とするため、また、子どもがいる世帯の生活状況等の実態を把握するために調査を実施
調査対象者	我孫子市在住の全子育て世帯	未就学児童保護者及び小学生保護者	小学生児童及びその保護者、中学生生徒及びその保護者
調査方法	WEB アンケートによるオンライン調査		
調査期間	令和5年 8月1日～8月31日	令和5年 11月1日～12月31日	令和6年 1月9日～1月31日
対象と周知・配付方法	・ホームページ、SNS等で周知 ・子育て支援センター等へのポスター掲示	・0歳～3歳保護者 ：郵送2,355通 ・3歳～6歳保護者 ：園を通じて配付2,298通 ・6歳～12歳保護者 ：学校を通じて配付5,604通	・小学5年生とその保護者 ：学校を通じて配付各996通 ・中学2年生とその保護者 ：学校を通じて配付各943通
回収結果	回答数：513件	・未就学児保護者 ：1,944件 ・小学生保護者 ：1,539件	・小学生：956件 ・小学生保護者：558件 ・中学生：679件 ・中学生保護者：346件

次ページ以降に記載するアンケート調査結果について

○各設問の回答者数は「無回答」を除いた人数を記載しており、各回答肢の割合についても、その「無回答」を除いた人数を基数として、割合を算出しています。

○調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。また複数回答では合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果の概要

【子ども・子育てに関するアンケート調査】

①子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向

子育て支援サービスについて「知っている」は、「広場（にこにこ広場、すまいる広場、かわむらんど、ぐるんぱクラブ）」75.5%が最も多く、次いで「子ども急病電話相談#8000（夜間に子どもが急病になった時の相談）」66.8%、「妊婦歯科健診」60.6%、「しあわせママパパ学級（保健センター）」59.7%、「子ども食堂」58.6%の順となっています。

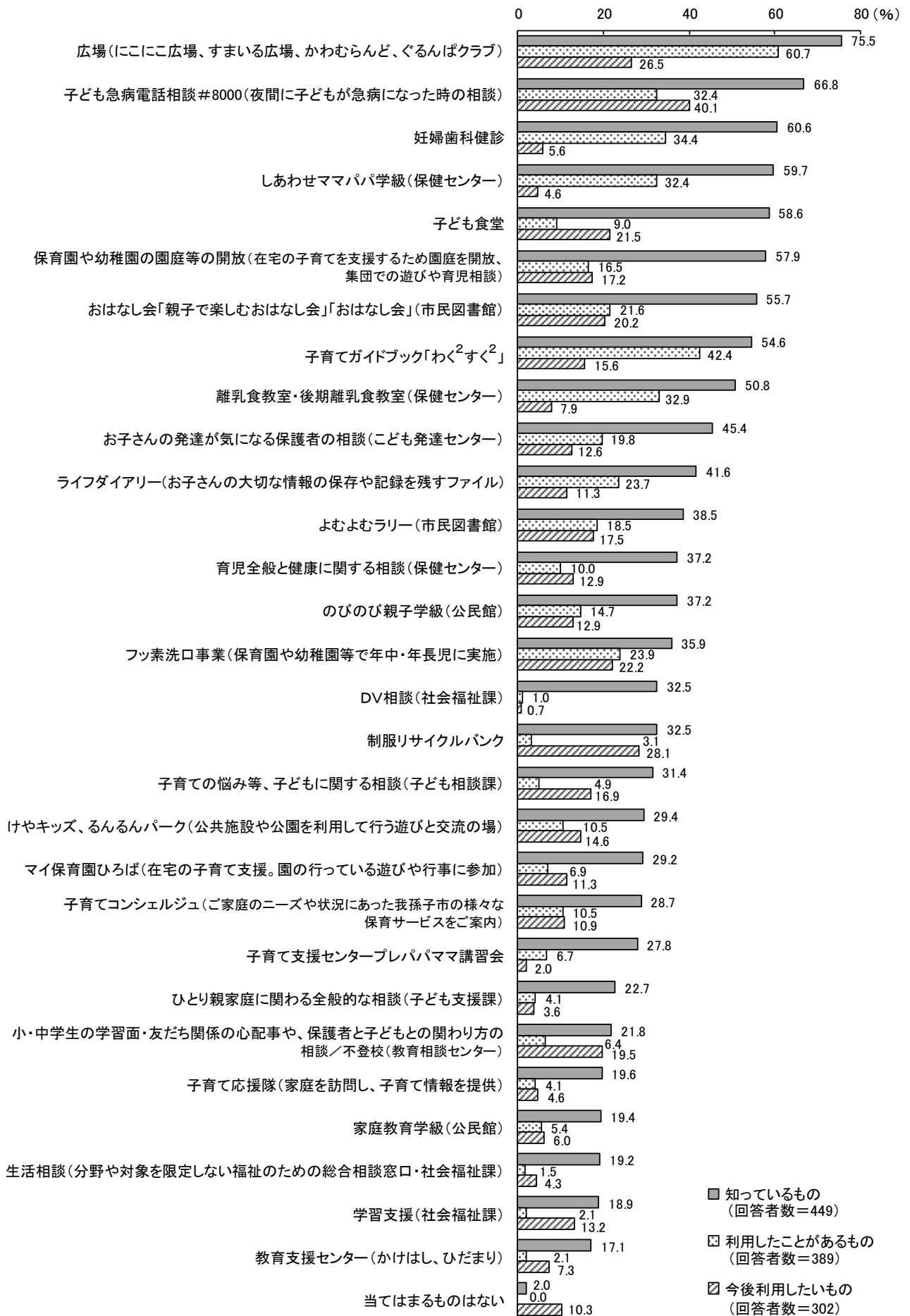
これに対し、「利用したことがある」も、「広場（にこにこ広場、すまいる広場、かわむらんど、ぐるんぱクラブ）」が60.7%となっており、認知度、利用状況ともに最も多くなっています。次いで「子育てガイドブック「わく²すく²」」42.4%、「妊婦歯科健診」34.4%、「離乳食教室・後期離乳食教室（保健センター）」32.9%、「子ども急病電話相談#8000（夜間に子どもが急病になった時の相談）」「しあわせママパパ学級（保健センター）」ともに32.4%となっています。

「知っている」「利用したことがある」の上位はほぼ共通ですが、「子ども食堂」については「利用したことがある」は9.0%にとどまっています。

「今後利用したい」が最も多いのは、「子ども急病電話相談#8000（夜間に子どもが急病になった時の相談）」40.1%、次いで「制服リサイクルバンク」28.1%、「広場（にこにこ広場、すまいる広場、かわむらんど、ぐるんぱクラブ）」26.5%、「フッ素洗口事業（保育園や幼稚園等で年中・年長児に実施）」22.2%、「子ども食堂」21.5%、「おはなし会「親子で楽しむおはなし会」「おはなし会」（市民図書館）」20.2%となっています。

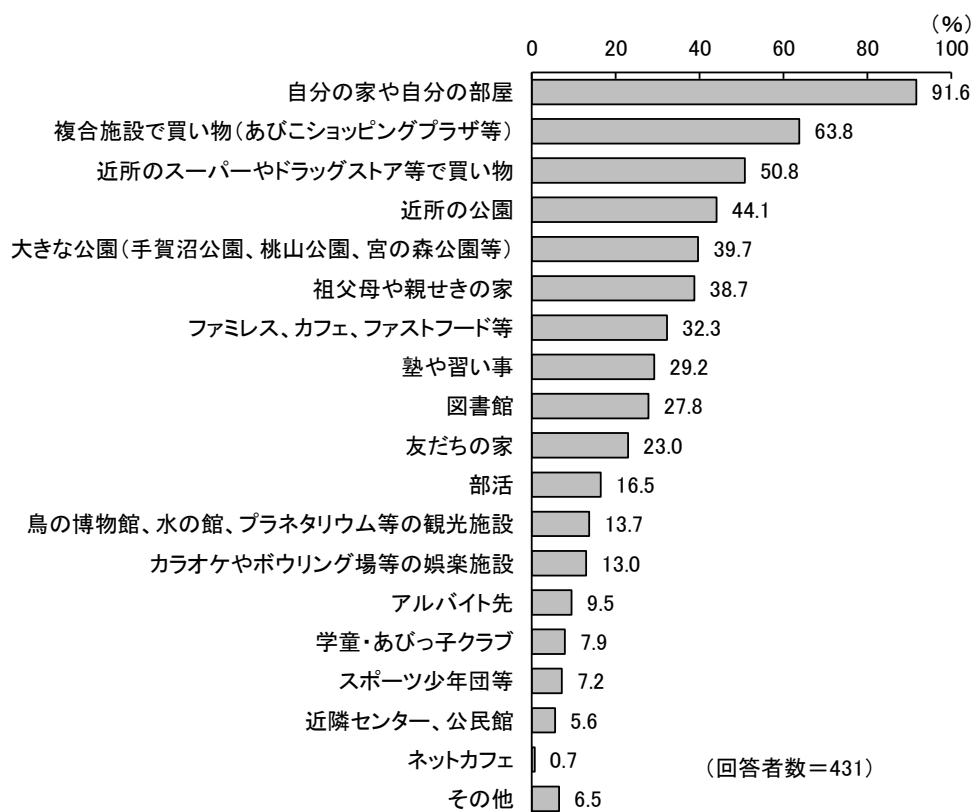
※「しあわせママパパ学級」は、令和6（2024）年度より「ウェルカムベビー学級」に名称を変更して開催しています。

第2章 我孫子市の子どもと子育て家庭の現状



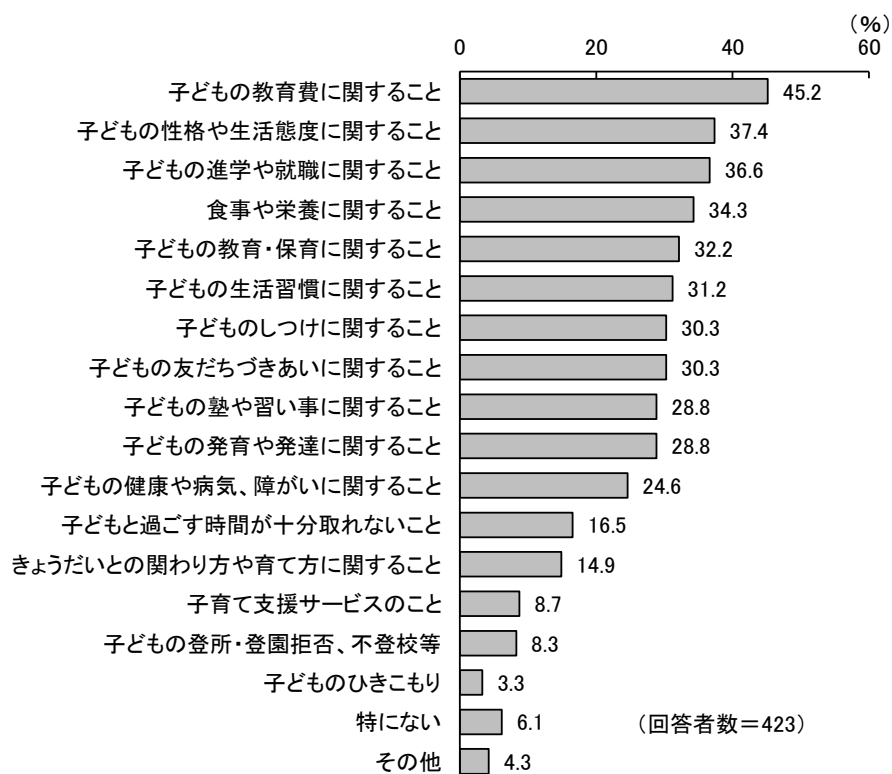
②子どもの居場所

休日にお子さんが過ごす場所、またはお子さんと一緒に出掛ける場所は、「自分の家や自分の部屋」91.6%が最も多く、次いで「複合施設で買い物（あびこショッピングプラザ等）」63.8%、「近所のスーパーやドラッグストア等で買い物」50.8%、「近所の公園」44.1%、「大きな公園（手賀沼公園、桃山公園、宮の森公園等）」39.7%となっています。



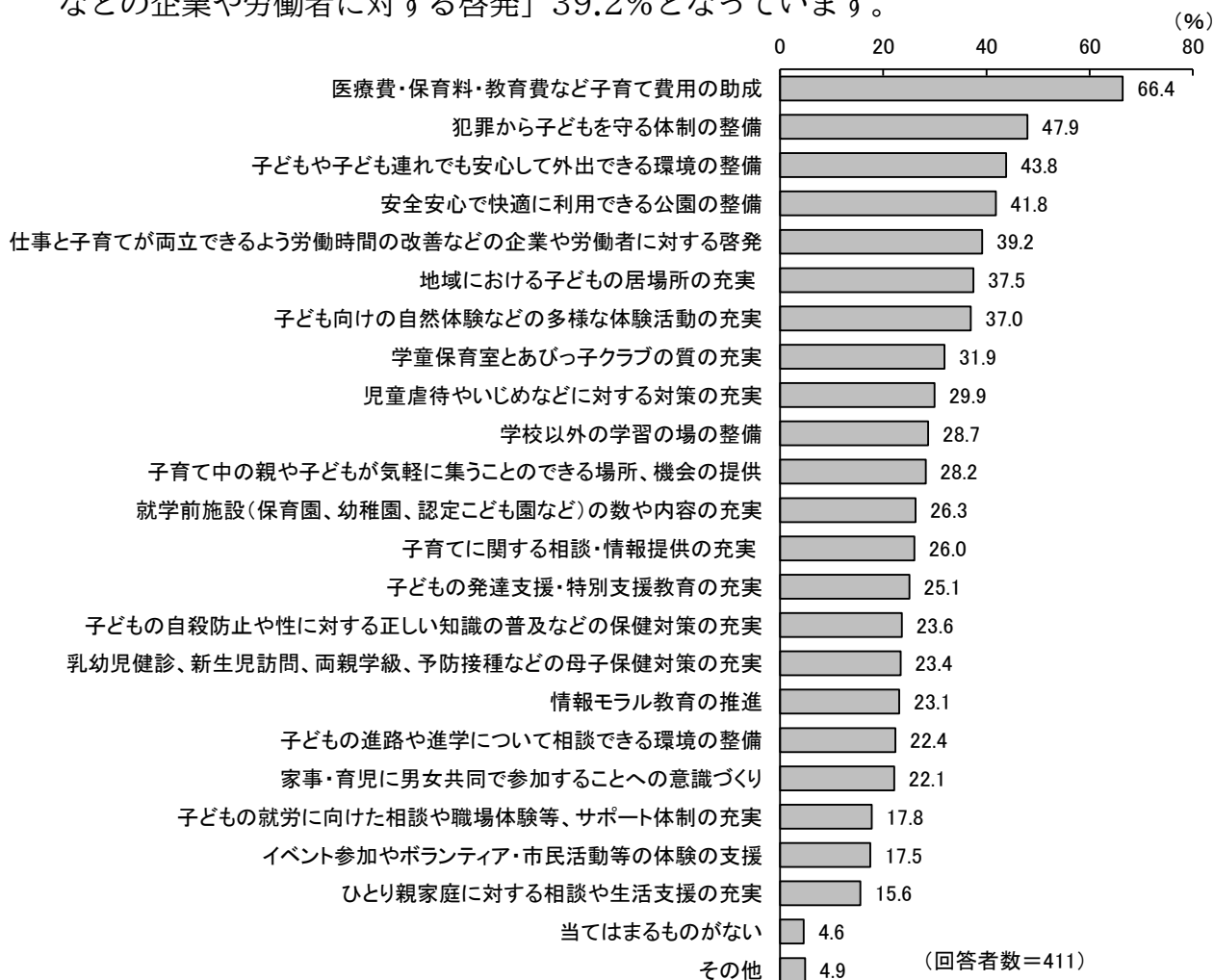
③子育てに関して悩んでいること

子育てに関して日常悩んでいること、気になることは、「子どもの教育費に関するこ
と」45.2%が最も多く、次いで「子どもの性格や生活態度に関するこ
と」37.4%、「子どもの進学や就職に関するこ
と」36.6%、「食事や栄養に関するこ
と」34.3%、「子ども
の教育・保育に関するこ
と」32.2%、「子どもの生活習慣に関するこ
と」31.2%、
「子どものしつけに関するこ
と」「子どもの友だちづきあいに関するこ
と」ともに
30.3%と続きます。



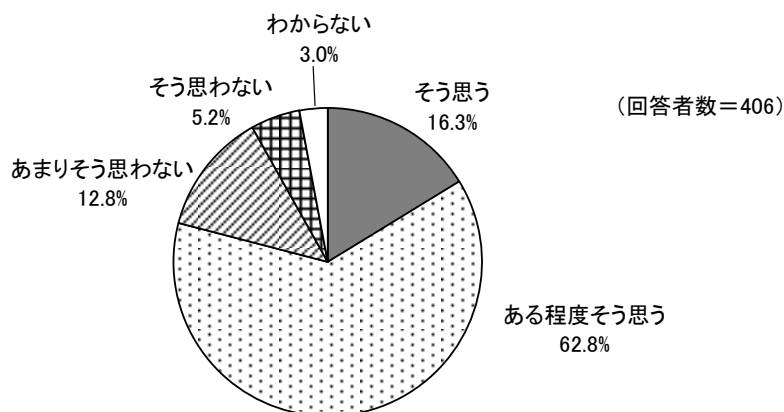
④子育てしやすいまちとなるための施策

子育て支援施策に期待すること・重要なことは、「医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」66.4%が最も多く、次いで「犯罪から子どもを守る体制の整備」47.9%、「子どもや子ども連れでも安心して外出できる環境の整備」43.8%、「安全安心で快適に利用できる公園の整備」41.8%、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善などの企業や労働者に対する啓発」39.2%となっています。



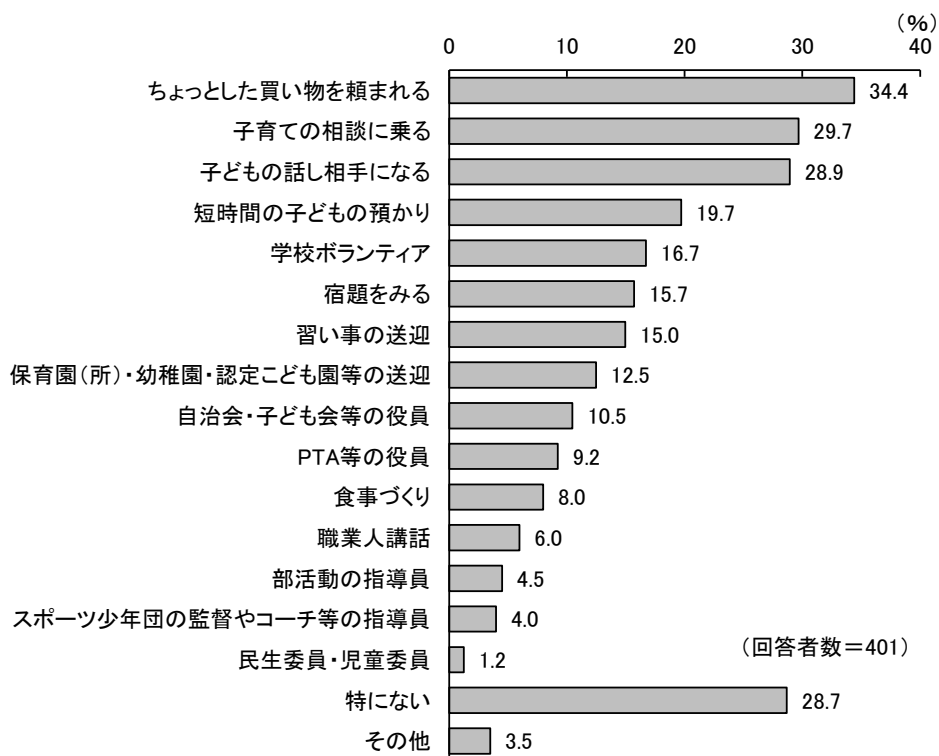
⑤我孫子市は子育てしやすいまちだと思うか

我孫子市は子育てしやすいまちだと思うかについて、「そう思う」16.3%、「ある程度そう思う」62.8%、合わせた『そう思う』は79.1%となっています。



⑥地域で子育てについてサポートできると思うこと

地域の人、園や学校等に頼まれた場合に、子育てについてサポートできると思うことは、「ちょっとした買い物を頼まれる」34.4%、「子育ての相談に乗る」29.7%、「子どもの話し相手になる」28.9%、「特にない」28.7%となっています。

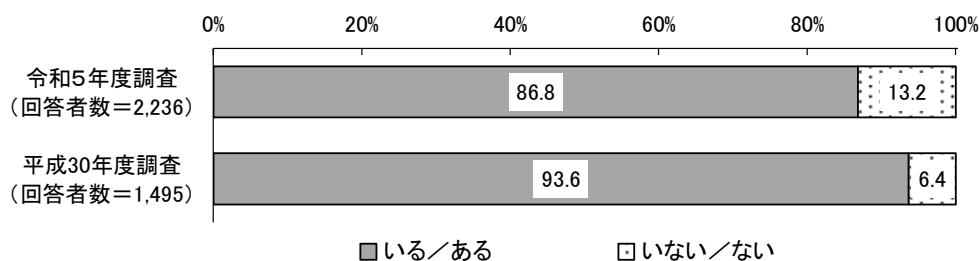


【ニーズ調査】

①相談先の有無

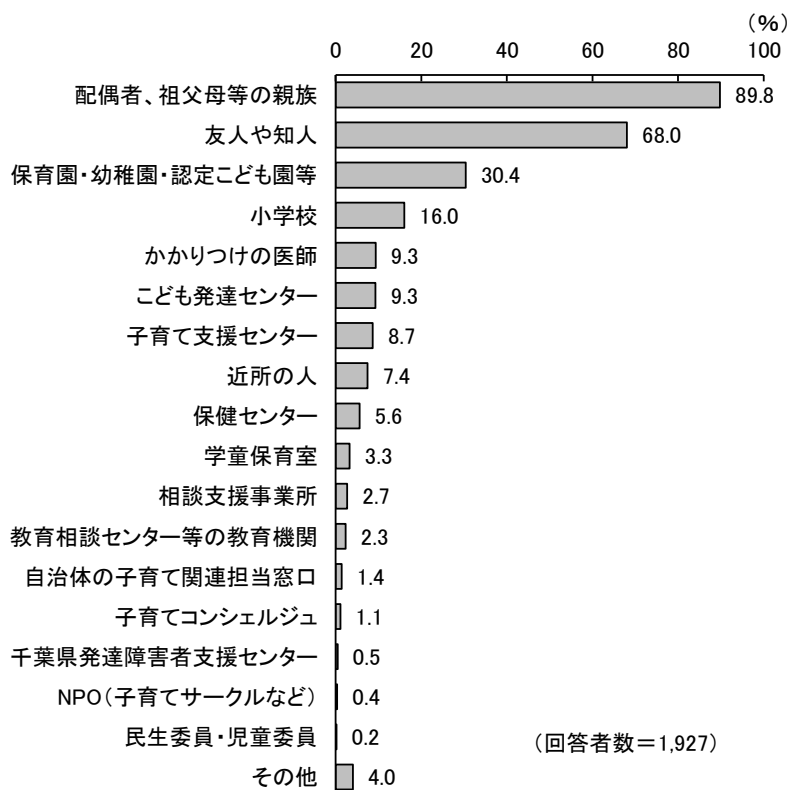
子育てをするうえで、気軽に相談できる人は、「いる／ある」が86.8%、「いない／ない」が13.2%となっています。

前回調査（平成30年度調査）との比較では、「いる／ある」は減少し、「いない／ない」が増加しています。



②相談できる相談先

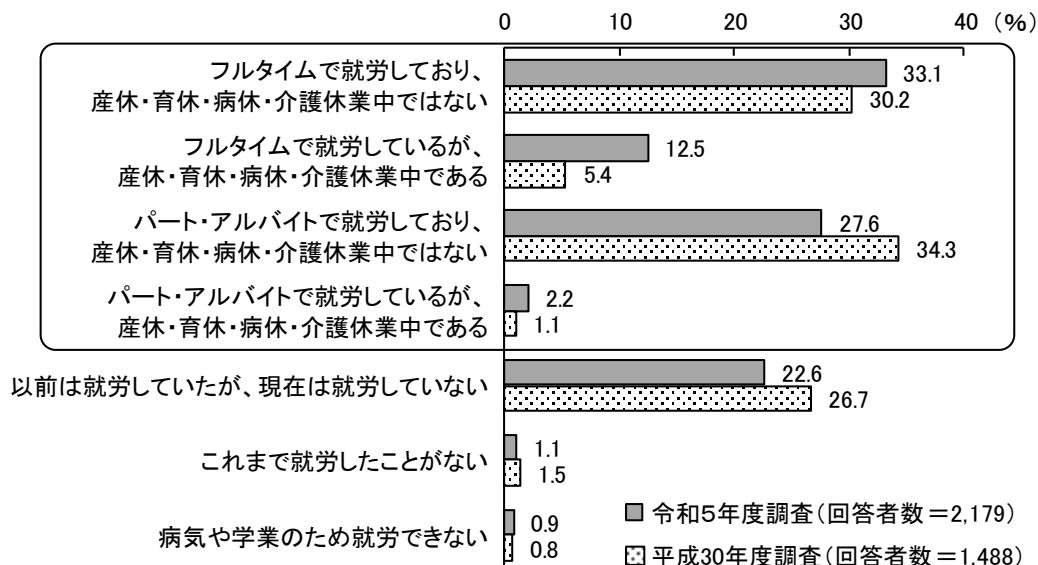
子育てに関して気軽に相談できる先は、「配偶者、祖父母等の親族」89.8%、「友人や知人」68.0%、「保育園・幼稚園・認定こども園等」30.4%、「小学校」16.0%となっています。



③母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」33.1%、「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」27.6%、現在産休・育休・病休・介護休業中を合わせた就労している母親（グラフの囲み部分）は75.4%となっています。

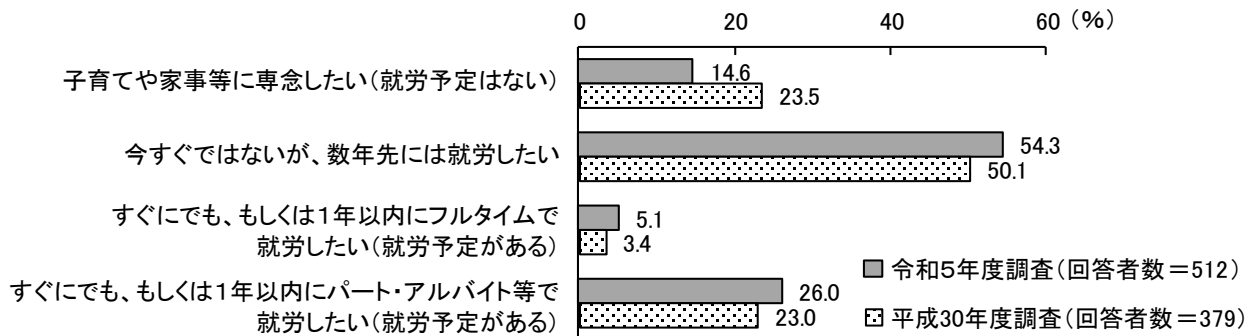
前回調査（平成30年度調査）との比較では、フルタイムでの就労が増え、パート・アルバイトの就労及び就労していないは減っています。



④母親の就労意向

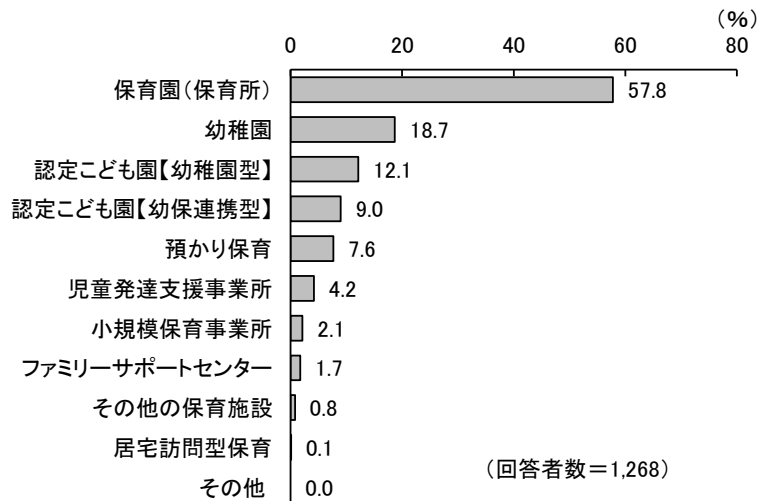
母親の就労意向は、「今すぐではないが、数年先には就労したい」54.3%、「すぐにも、もしくは1年以内にパート・アルバイト等で就労したい（就労予定がある）」26.0%、「子育てや家事等に専念したい（就労予定はない）」14.6%となっています。

前回調査（平成30年度調査）との比較では、就労したいが増え、就労予定はないが減っています。



⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

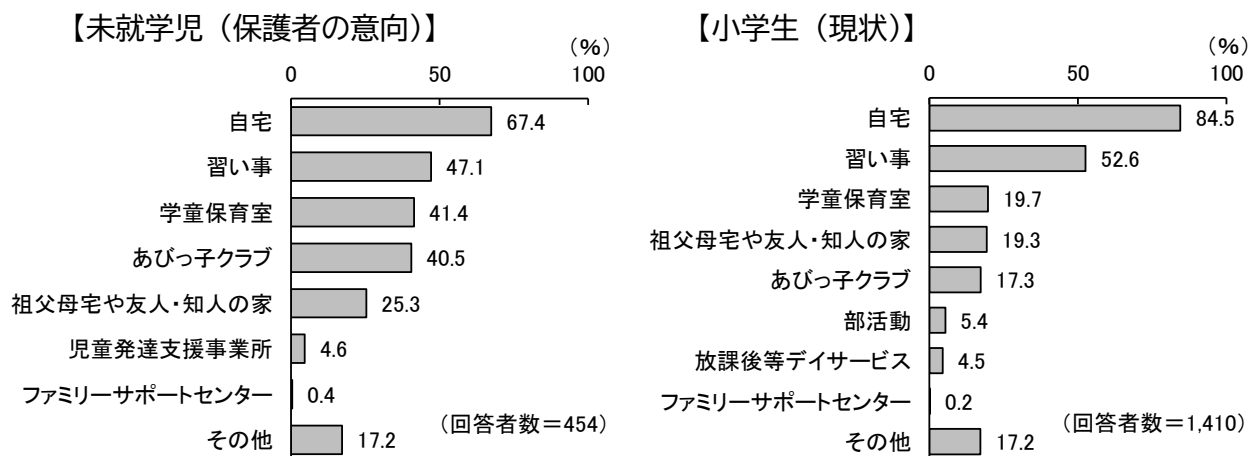
平日に定期的などのような教育・保育の事業を利用しているかについては、「保育園（保育所）」が57.8%と6割近くを占めています。次いで「幼稚園」18.7%、「認定こども園【幼稚園型】」12.1%、「認定こども園【幼保連携型】」9.0%、「預かり保育」7.6%となっています。



⑥放課後等の過ごし方

未就学児の保護者が放課後、土曜日、日曜日・祝日、夏休み等の長期休暇期間において、子どもが小学生になったら過ごさせたいとしているのは「自宅」67.4%、「習い事」47.1%、「学童保育室」41.4%、「あびっ子クラブ」40.5%となっています。

一方、小学生の現状の過ごし方は、「自宅」84.5%、「習い事」52.6%が多く、やや差があって「学童保育室」19.7%、「祖父母や友人・知人の家」19.3%、「あびっ子クラブ」17.3%となっています。



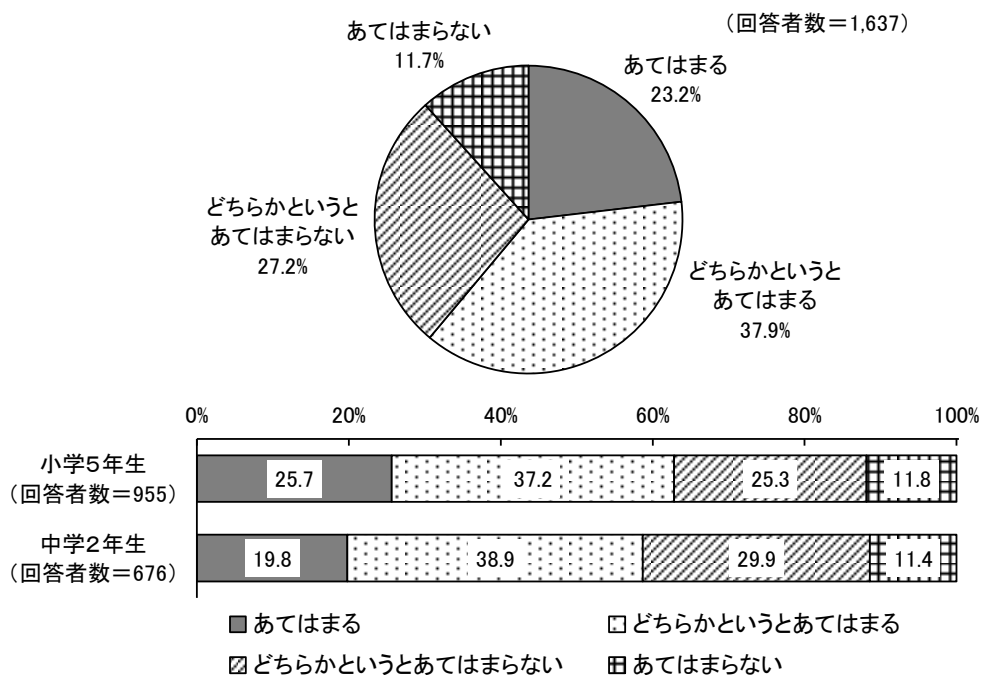
【意識調査（子ども）】

①自分のことが好きだと思うか

自分のことが好きだと思うかについて、「あてはまる」23.2%、「どちらかというにあてはまる」37.9%、合わせた『あてはまる』は61.1%となっています。

これに対し、「あてはまらない」11.7%、「どちらかというにあてはまらない」27.2%、合わせた『あてはまらない』は38.9%となっています。

小中学生別にみると、「あてはまる」は中学生よりも小学生の方が多くなっています。



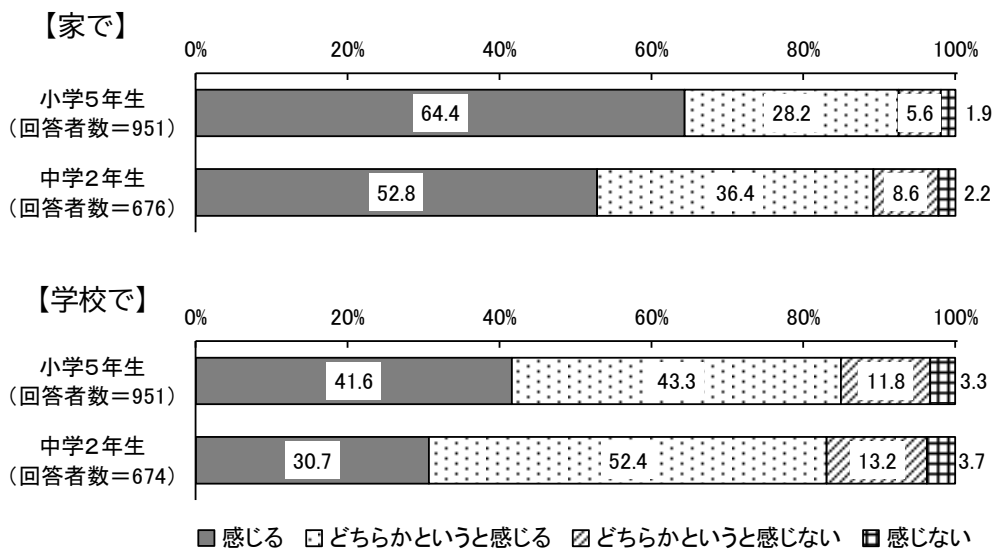
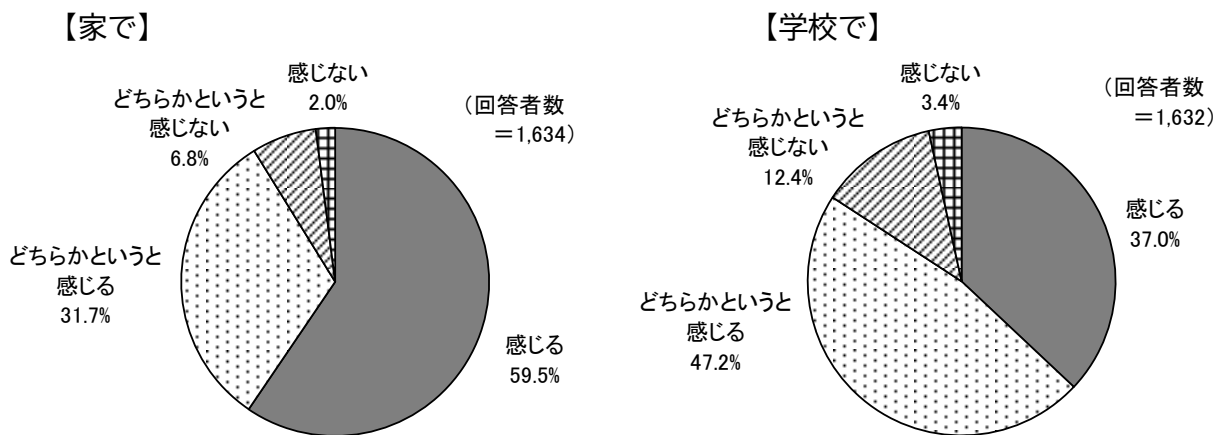
②生活している中で（家で・学校で）みんなから大切にされていると感じるか

ふだん生活している中でみんなから大切にされていると感じるかは、家では「感じる」59.5%、「どちらかというと感じる」31.7%、合わせた『感じる』は91.2%となっています。

学校では、「感じる」37.0%、「どちらかというと感じる」47.2%、合わせた『感じる』は84.2%となっています。

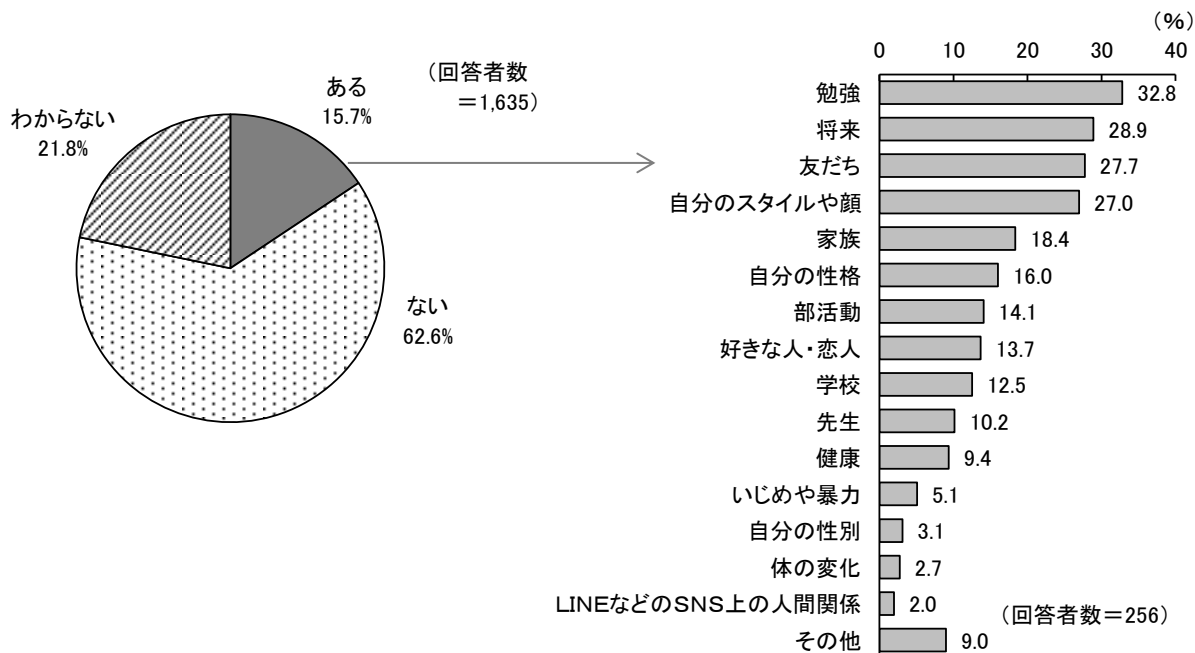
小中学生別にみると、家、学校ともに『感じる』は中学生よりも小学生の方が多くなっています。

また家・学校ともに「どちらかというと感じる」については、小学生よりも中学生の方が多くなっています。



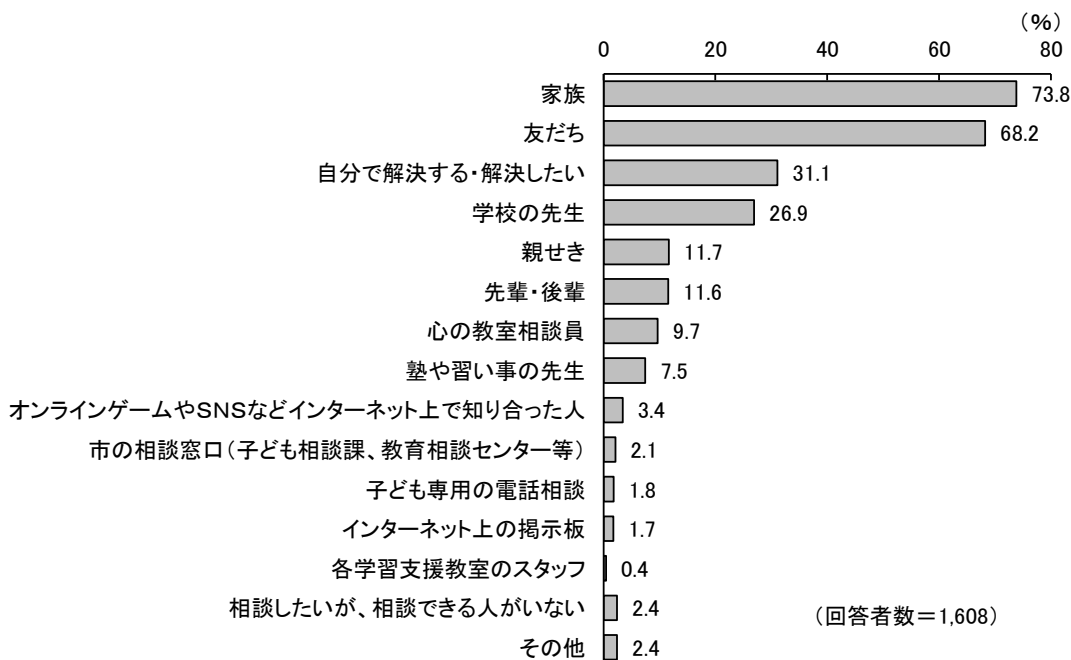
③悩みがあるか

悩みが「ある」15.7%、「ない」62.6%となっています。悩みの内容は、「勉強」32.8%、「将来」28.9%、「友だち」27.7%、「自分のスタイルや顔」27.0%となっています。



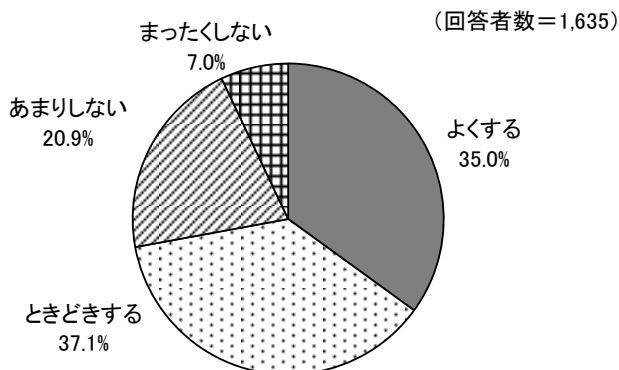
④悩みの相談先

困ったときに相談する相手は、「家族」が73.8%で最も多く、次いで「友だち」が68.2%、「自分で解決する・解決したい」が31.1%となっています。



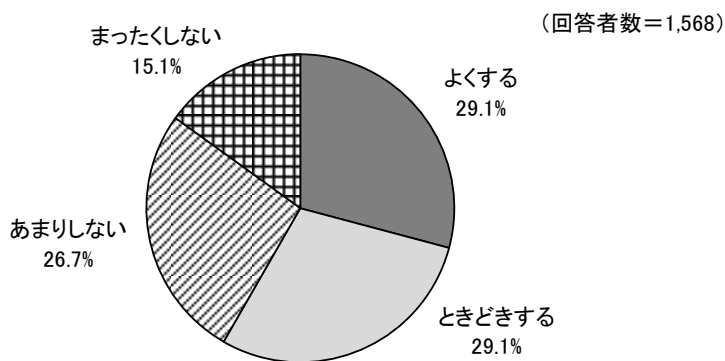
⑤家族や友達と自然の中で遊ぶことがあるか

「よくする」35.0%、「ときどきする」37.1%、合わせた『する』は72.1%となっています。



⑥地域の大人や子どもとかかわったり、何か教えてもらったりすることがあるか

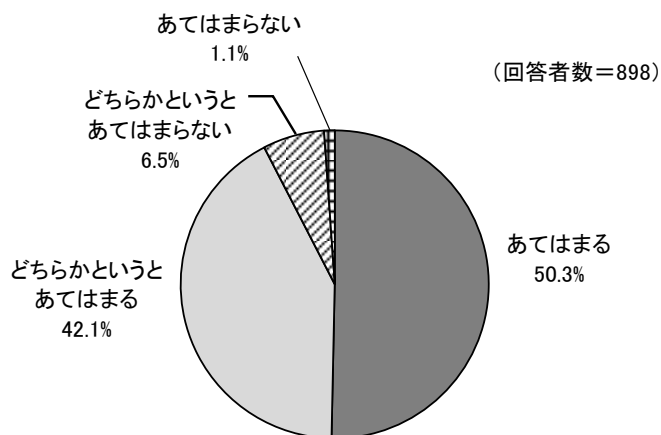
「よくする」「ときどきする」ともに29.1%、合わせた『する』は58.2%となっています。



【意識調査（保護者）】

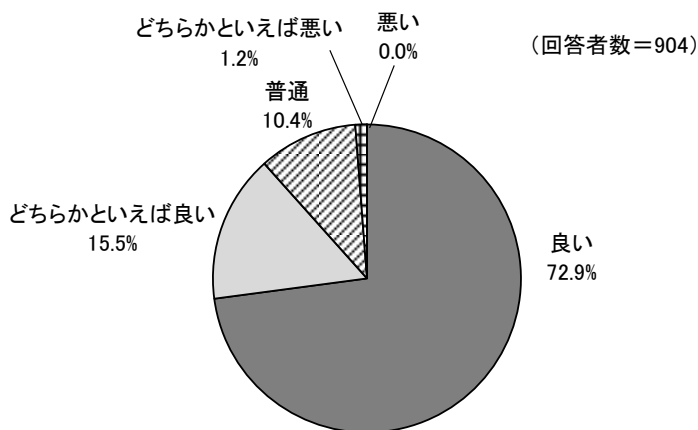
①子育てが楽しいと思うか

子育てが楽しいと思うかについて、「あてはまる」50.3%、「どちらかというにあてはまる」42.1%、合わせた『あてはまる』は92.4%となっています。



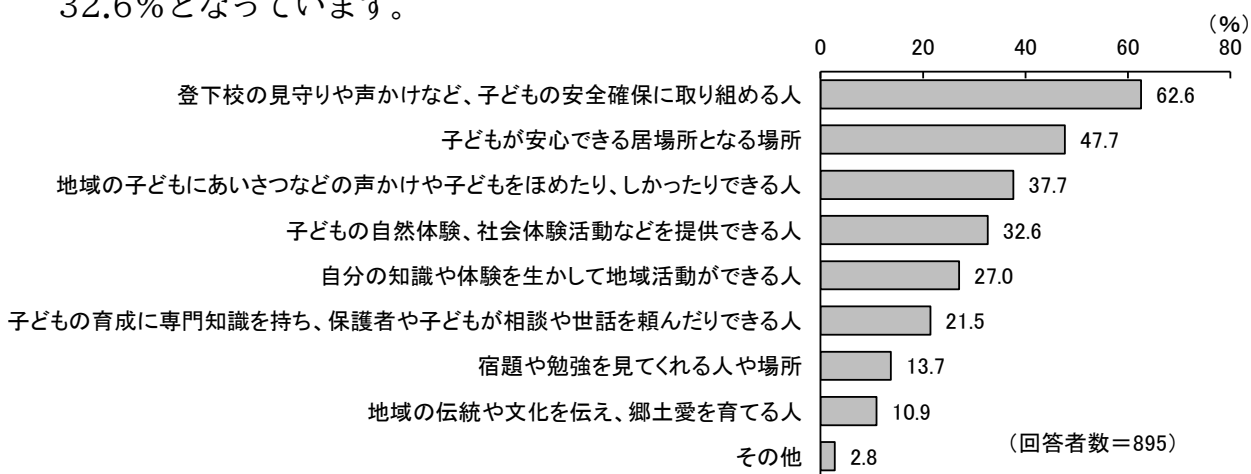
②お子さんの健康状態について

子どもの健康状態が「良い」72.9%、「どちらかといえば良い」15.5%、合わせた『良い』は88.4%となっています。



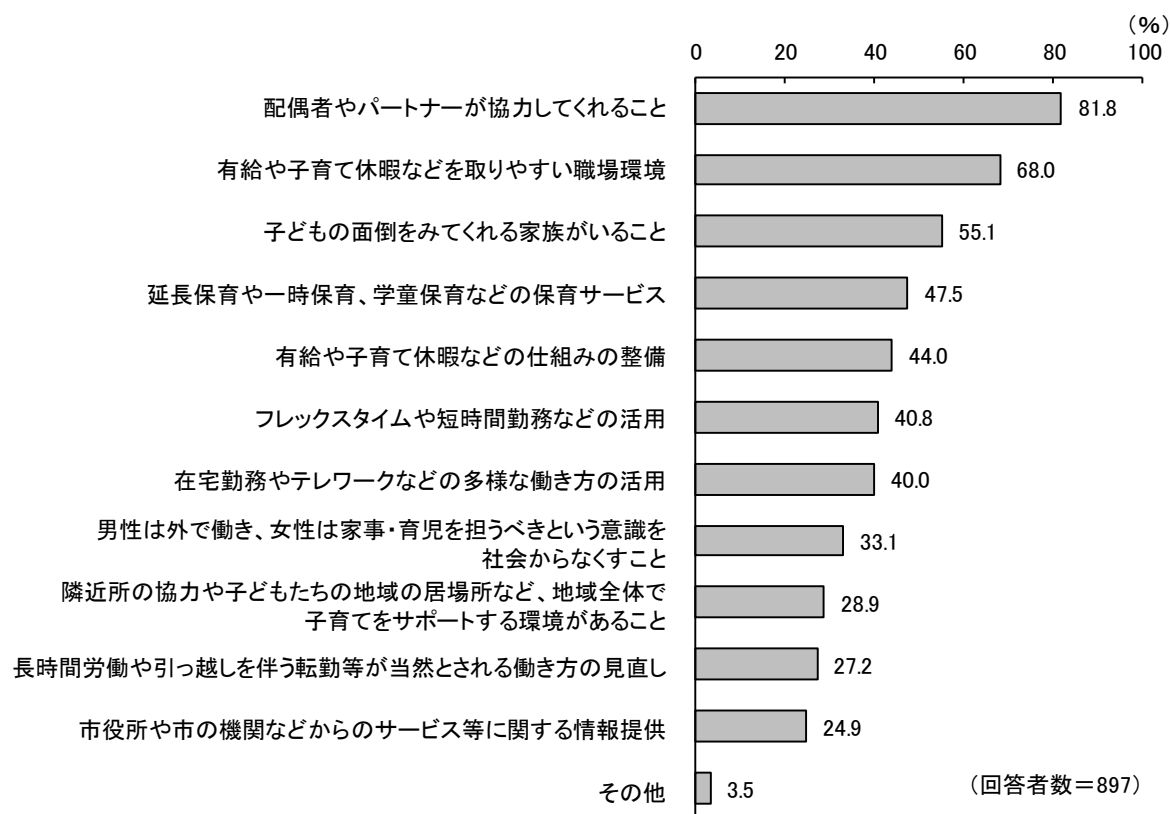
③子育て支援として、地域に必要な人・場所

子どもの育成を支援するため「地域」で必要な人や場所は、「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める人」62.6%、「子どもが安心できる居場所となる場所」47.7%、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる人」37.7%、「子どもの自然体験、社会体験活動などを提供できる人」32.6%となっています。



④仕事と子育てを両立する上で必要なこと

仕事と子育てを両立する上で必要なことは、「配偶者やパートナーが協力してくれること」81.8%、「有給や子育て休暇などを取りやすい職場環境」68.0%、「子どもの面倒をみてくれる家族がいること」55.1%、「延長保育や一時保育、学童保育などの保育サービス」47.5%、「有給や子育て休暇などの仕組みの整備」44.0%となっています。



3 前計画の検証

第四次計画では、4つの基本目標を掲げ、様々な取組を展開してきました。第四次計画を推進していく過程で見えてきた課題等を、4つの基本目標ごとにまとめ、第五次計画の基本目標につなげていきます。

令和2（2020）年から令和5（2023）年に流行した新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常生活や学校生活、社会経済活動等に大きな影響を与えてきました。社会のつながりが希薄化し、地域活動は縮小や自粛を余儀なくされ、その影響で地域では高齢者をはじめ、妊産婦、子育て家庭等の孤立が深刻化する中で、社会や地域でのつながりの重要性が改めて認識されつつあります。つながりを再構築することで、地域での様々な助け合いへの期待が高まります。

一方、テレワークや手続き等のオンライン化といったデジタル化が推進されることで、家族と過ごす時間や家事・育児に費やす時間が増え、これまでの働き方や暮らし方を見直す契機となっています。ポストコロナに向けて、持続可能な新たな生活様式を構築していく必要があります。

基本目標1 誰もがいきいきと子育てできるまち

共働き家庭の増加や核家族化等により、保育需要は増大し、多様化しています。

また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がない、パートナーや親族の協力が得にくい等の子育ての孤立により、その負担感が増大しています。

昭和61（1986）年度から継続している保育園の待機児童ゼロを堅持するため、保育士の確保策や認定こども園に移行する幼稚園等への支援をはじめ、様々な取組を進めてきました。

ニーズ調査では、子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用は保育園57.8%、認定こども園21.1%、幼稚園18.7%となっていますが、前回調査と比べ保育園が増え、幼稚園が減っています。利用希望についても幼稚園は前回調査から大きく減っています。

保育施設等の整備については、我孫子市保育園等整備計画及び我孫子市保育園等長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいた湖北台保育園の園舎について、子育て支援センターとの複合施設として、新園舎を整備しました。

子ども人口が減少する中、共働き家庭の増加や働き方の多様化等を踏まえ、今後も量の確保と質の充実を継続することが必要です。

また、親子が気軽に集い、交流することができる子育て支援センターについては、令和3（2021）年度に、川村学園女子大学附属保育園と布佐宝保育園に保育園併設で子育て支援施設を設置し、公立2施設と私立2施設の4施設での運営としました。保育園併設の施設とすることで、保育士や栄養士等の専門性を活かした相談や、園庭や

園舎、年齢にあった遊具等、保育園が本来持っている機能や環境を活かし、地域に開かれた子育て支援を行っています。

ニーズ調査では、子育てを気軽に相談できる人が「いない」が前回調査よりも増え、子ども相談件数が増加しています。保育園や子育て支援センターでは子育てコンシェルジュを配置し、子育て全般に関する幅広い情報提供や相談・助言を行っています。

また、子ども自身や保護者の困りごとや悩みを気軽に相談できる場として、令和6（2024）年5月から、我孫子市LINE公式アカウントに「子ども・子育て相談窓口」を設置しました。この相談窓口は、ヤングケアラーの相談も受け付けています。同時に、子ども相談課にヤングケアラー・コーディネーターを配置し、市内の関係機関等に職員研修を実施する他、個別相談を受けられる体制を整備しています。

学齢期の保育サービスについては、市内全13小学校区に学童保育室を設置しており、小学4年生までの児童については待機児童ゼロを堅持しています。また、学校施設等を活用し、放課後等に子どもたちがスタッフの見守りの中で安全・安心に過ごすことができる居場所として放課後子ども教室「あびっ子クラブ」を市内全13小学校に設置しています。

市では、学童保育室及びあびっ子クラブが連携し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が両事業の活動プログラムに参加し、交流できる体制づくりを進めてきました。

学童保育事業に携わる人員が不足していることやスタッフの高齢化が進んでいること等から、民間事業者への運營業務委託を行い、令和6（2024）年度までに8校が民間委託へ移行しています。

子育て家庭への経済的支援については、子ども医療費助成事業について、令和2（2020）年8月から対象を高校生等までに拡大し、令和5（2023）年8月からは、高校生相当年齢の方へも受給券を発行するとともに、所得制限を撤廃しました。児童手当制度についても、令和6（2024）年10月から、高校生年代まで支給期間を延長し、所得制限を撤廃しました。また、社会情勢の変化に対応し、学校給食費の補助事業を実施する等、子育て家庭への経済的な支援を拡充しています。

アンケート調査でも、医療費・保育料・教育費等子育て費用の助成を求める声が多かったことから、今後も子育て家庭への経済的な支援が必要です。

基本目標2 子どもと親が健やかに過ごすことができるまち

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、周囲に支援してくれる人がおらず、孤立感や負担感を抱える妊産婦や子育て家庭が増えています。

このため、平成27（2015）年度に、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターの機能を保健センター内に整備し、妊娠・出産・子育てについての支援を行ってきました。令和6（2024）年度には、我孫子駅南口の商業施設内に新たに「我孫子市保健センター我孫子駅前妊娠・育児相談窓口」を開設し、新たな窓口と保健センターとの2か所に母子健康手帳の交付場所を集約することで、保健師等による対面での面

接を全数行う環境を整え、伴走型相談支援のさらなる充実を図っています。

親と子の健康づくりに係る支援としては、産後に家族等から家事や育児の支援が受けられない家庭を支援する産後ケア事業のうち、ショートステイとデイケアのサービスについて、令和6(2024)年度から、より利用しやすくなるよう対象者を拡大するとともに、新たに負担額の減免支援を行っています。

アンケート調査では、悩んでいること、気になることについて、0～3歳の子どもをもつ親は「子どもの発育や発達に関すること」、3～6歳の子どもをもつ親は「子どもの性格や生活態度に関すること」を最も多くあげています。

今後も引き続き、妊娠・出産・子育て期を親子で健やかに過ごせるように、伴走型相談支援に取り組むとともに、医療機関や関係機関等と連携し、各成長段階での健康診査や相談、健康教育、予防接種等をとおして、疾病の早期発見や親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進め、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うことが必要です。

基本目標3 子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化等、昨今の社会的背景によって大きく変化しています。

本市では、幼児教育・保育から小学校教育への接続を円滑にするため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携を図っています。また、たくましく生きる力の育成を目指し、義務教育9年間をつなぐ小中一貫教育を実施する等、切れ目のない教育の推進に取り組んでいます。

国のGIGAスクール構想により、令和3(2021)年度に、児童生徒1人1台の端末と通信ネットワークが整備されました。ウェブサイトによる調べ学習やオンラインドリル等ICTを活用し、学習の充実を図っています。今後、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な学びの実現に向け、さらに情報教育を推進していくため、教員の指導力向上とICT支援員の充実を図る必要があります。

不登校児童生徒数は依然として高い水準で推移しています。本市では、一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、支援する場として、令和6(2024)年度末現在、校外に教育支援センターを2室、校内教育支援センターを中学校に6校、小学校8校に設置し、不登校児童生徒の教育機会が失われないよう、多様な学びの場の確保に努めています。

また、児童生徒の相談窓口としては、教育相談センターへの来所相談の他、「児童生徒からの悩み相談ホットライン(電話・メール)」を設置し、専門の相談員が対応しています。

全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和4(2022)年度22万件に近づき、増加が続いています。本市の相談窓口に寄せられる相談件数も増加傾向にあり、相談受付件数は令和4(2022)年度には300件を超えています。

このため、子ども虐待防止対策室を中心に、要保護児童対策地域協議会において、情報共有や関係機関との連携を図りながら、ケースマネジメントや心理相談員によるアセスメントを行っていますが、支援が必要な子どもや子育て家庭が早期に発見されるよう、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援等、さらなる支援の拡充が求められています。

基本目標4 地域で子どもを見守るやさしいまち

子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもが守られる環境づくりが求められています。

市では、子ども連れやベビーカーを利用する子育て世代の方が安全で安心して生活できるよう、我孫子駅構内にエレベーターを整備し、我孫子駅南口のタクシー乗り場にスロープを設置しました。また、段差が生じていた園路の一部を補修し、手賀沼公園のバリアフリー改修を行う等、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化を進めました。

我孫子市防犯協議会では、警察、市、自治会、少年指導員等関係団体と協力し、市内一斉防犯パトロールを実施しています。また、毎年4月に市内13校の小学1年生を対象とした誘拐防止教室を開催し、防犯意識の啓発に努めています。

アンケート調査では、子育て支援策に期待すること、重要なこととして、「犯罪から子どもを守る体制の整備」、「子どもや子ども連れでも安心して外出できる環境の整備」、「安全安心で快適に利用できる公園の整備」等が上位にあげられています。

今後も引き続き、バリアフリー化を進めるとともに、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、子どもが事故や事件に巻き込まれることを防ぐ環境を整えていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本的な視点・基本目標・成果指標

(1) 基本理念

こどもは、これからの社会を担う大切な存在です。こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

本計画においても、第三次計画から掲げている基本理念を「すべての子ども」から「こども」表記に改め、「あびこの自然やひとの愛に包まれてこどもが自分らしく育つまち」として、継続します。

この理念を具現化するために施策に取り組むことで、こどもの権利が保障され、こどもたちが安全な環境でいきいき育ち、また子育て家庭が子育てを楽しみながら、我孫子市に住んで良かったと実感できるまちになることを目指します。

あびこの自然やひとの愛に包まれて こどもが自分らしく育つまち

《基本理念に込められた思い》

我孫子市には、手賀沼をはじめとした自然や文化遺産が豊富にあります。これら豊かな自然や文化、地域の人たち、先生、家族の愛に包まれながら、こどもがその子らしく成長できるまちを目指します。

また、我孫子の自然や人のやさしきで育ったこどもが、自然の生き物や友だちに慈しみの心を持ち、健康な心と体で、ふるさと「我孫子」を自慢できるように、より豊かな環境の子育てしやすいまちを目指します。

(2) 基本的な視点

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針において、地域行動計画の策定に当たっての基本的な視点として、こども基本法第3条の基本理念の他、こども大綱における次の項目が示されています。

①こども施策に関する基本的な方針

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、事業や取組を推進します。

②ライフステージを通じた重要事項 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点と捉え、事業を展開します。

→3-4 子どもの居場所と体験活動の充実

③ライフステージを通じた重要事項 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害や発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包摂を推進します。

→5-1 障害や発達不安等を抱える子ども・若者と家庭に対する支援の充実

④ライフステージを通じた重要事項 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談を受け付けます。

⑤子育て当事者への支援に関する重要事項

不安や孤立を感じることなく、子育てできるよう、包括的な子育て支援施策を展開します。

⑥こども施策を推進するための必要な事項 多様な声を施策に反映させる工夫

関係機関と連携し、声を聴かれにくい子どもや若者の意見を施策に反映させる方法を検討します。

⑦こども施策を推進するための必要な事項「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

客観性の高いデータの収集等を行い、エビデンスに基づく施策立案・評価・改善に努めます。

⑧こども施策を推進するための必要な事項 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

行政機関や民間団体と連携を強化し、子育て支援に関わる人材の確保・育成に努めます。

基本理念を実現するために、この基本的な視点を踏まえ、次の5つの基本目標を掲げ、各事業や取組を推進していきます。なお、基本施策1-2から基本施策5-2を本市における次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画と位置づけます。

(3) 基本目標

❁ 1 誰もが安心して子育てできるまち

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う保育ニーズの変化に対応するため、保育園の待機児童については、引き続きゼロを堅持し、子育ての負担感や孤立感を和らげられるよう、子育てについて学んだり、喜びや悩みを共有したりすることができる交流の機会を設けます。

また、男女共同参画の視点から、子ども・子育て支援の充実と共働き・共育てを支える意識醸成を一体として進めます。

さらに、妊娠・出産・子育てといった各ライフステージでの行政手続きのデジタル化を進め、市民サービスの利便性向上を図るとともに、子育て家庭への経済的支援を実施します。

❁ 2 子どもと親が健やかに暮らせるまち

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、孤立を防ぎます。また、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、関係機関と連携を図り、必要に応じて早期支援へとつなげます。

さらに、子ども・若者の健全な育成を推進するため、各種健康診査やがん検診等を実施するとともに、児童生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、食育の指導やがん教育等を推進します。

❁ 3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子どもの権利）

子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育みます。幼児期からの子どもの発達や学びの連続性を重視した教育を推進するとともに、一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、支援していきます。

子どもたちの能力や可能性を伸ばし、これからの社会を生き抜く力を培うために、様々な体験や活動の場、地域の人々との交流の機会を提供し、子どもの居場所づくりに取り組みます。

また、子どもが社会に関心を持ち、参画して、意見を表明できる機会を確保するとともに、子どもの悩みや不安を受け止めることができる体制を整え、子どもの課題解決に向けた支援を進めます。

❁ 4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち

子どもと子育て家庭が安全に、安心して暮らすためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。学校支援ボランティアや子育てサポーター等の地域の担い手を増やすとともに、地域の人や団体等が子どもや子育て支援に関われるよう、地域との連携を推進していきます。

また、警察、学校、PTA、自治会、地域の防犯ボランティア等が連携し、地域防犯の意識の向上を図り、子ども・若者が事故や事件に巻き込まれるのを未然に防ぐ環境を整えていきます。

❁ 5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち

障害や発達に支援が必要な子ども・若者とその家庭を支援していくためには、一人ひとりのニーズに沿った乳幼児期から就学、就労までの切れ目のない一貫した支援体制を構築し、適切に支援していくことが必要です。

多様化する相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関や学校と連携し、障害や発達に支援が必要な子ども・若者が自立して地域生活が送れるよう支援していきます。

また、言葉、文化、生活習慣の違い等により、孤立しがちな外国にルーツを持つ子ども・家庭が安心して生活できるよう、多言語による情報提供や多言語での相談体制の充実に取り組みます。

さらに、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活等子どもへの支援だけではなく、保護者への就労支援や経済的支援に取り組みます。

すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに育つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

(4) 成果指標

受益者である市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする「成果指標」を計画全体及び基本目標別に設け、評価を行います。

計画全体を通して	指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
	我孫子市は子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	79.1%	増加	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)

基本目標	指標	現状 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)	備考
1 誰もが安心して子育てできるまち	子育てが楽しいと思ふ人の割合	92.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)
	保育園等の待機児童人数	0人	出さない(ゼロ)	
	学童保育の待機児童人数 (小学4年生まで)	0人	出さない(ゼロ)	
2 子どもと親が健やかに暮らせるまち	保健センターの育児全般と健康に関する相談窓口の認知度	37.2%	増加	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)
	お子さんの健康状態が良いと回答した割合	88.4%	増加	アンケート調査 (意識調査・保護者)
3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち(子どもの権利)	自分のことが好きだと思ふ人の割合	61.1%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
	家族や友達と自然の中で遊ぶことができる人の割合	72.1%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
	地域の大人や子どもとかかわったり、何か教えてもらったりすることがある人の割合	58.2%	増加	アンケート調査 (意識調査・子ども本人)
4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち	子育てについてサポートできると思ふこと「特にない」と回答した割合	28.7%	減少	アンケート調査 (子ども・子育てに関するアンケート)
5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち	相談相手がいない人の割合	13.2%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)

子育てしやすいまち

あびこ



38年連続、待機児童0

1986年から、保育園の待機児童ゼロを継続中！
市内13の全小学校に設置されている学童保育室でも
小学4年生までは待機児童ゼロを維持しています。

産前から保育園の
入園予約ができる
制度があります！



保護者と子どもの交流の場
「子育て支援センター」が市内に4か所

東京23区の約4倍も広い公園

市内には公園が200か所以上あります。
住民1人あたりの「都市公園面積」が近隣都市部
の約2～4倍と充実！
市内には、アスレチックや遊具の整った緑豊かな
公園もあり、子どもがのびのび遊べます🌿

※千葉県市町村別一人当たり都市公園面積 (R2.3.31現在)
※令和3年東京都公園調査
※国土交通省「令和3年首都圏白書」



我孫子のシンボル「手賀沼」

手賀沼公園、ふれあいキャンプ場、
手賀沼周遊レンタサイクル🚲

犯罪件数の少なさで1位

千葉県の人口10万人以上の17自治体で1年間の犯罪件数
を比べると、我孫子市は県内トップの少なさ！
子どもが安全に、安心して暮らせるよう、地域のみんなで
見守ります。

※令和4年度犯罪発生件数
(人口10万人以上当たりの刑法犯認知件数)

たくさんのイベント☆

Enjoy! 手賀沼、手賀沼花火大会、
あびこ子どもまつり、元気フェスタ、
ジャパン・バード・フェスティバル🐦

放課後の子どもの遊び場「あびっ子クラブ」

市内全13小学校に設置

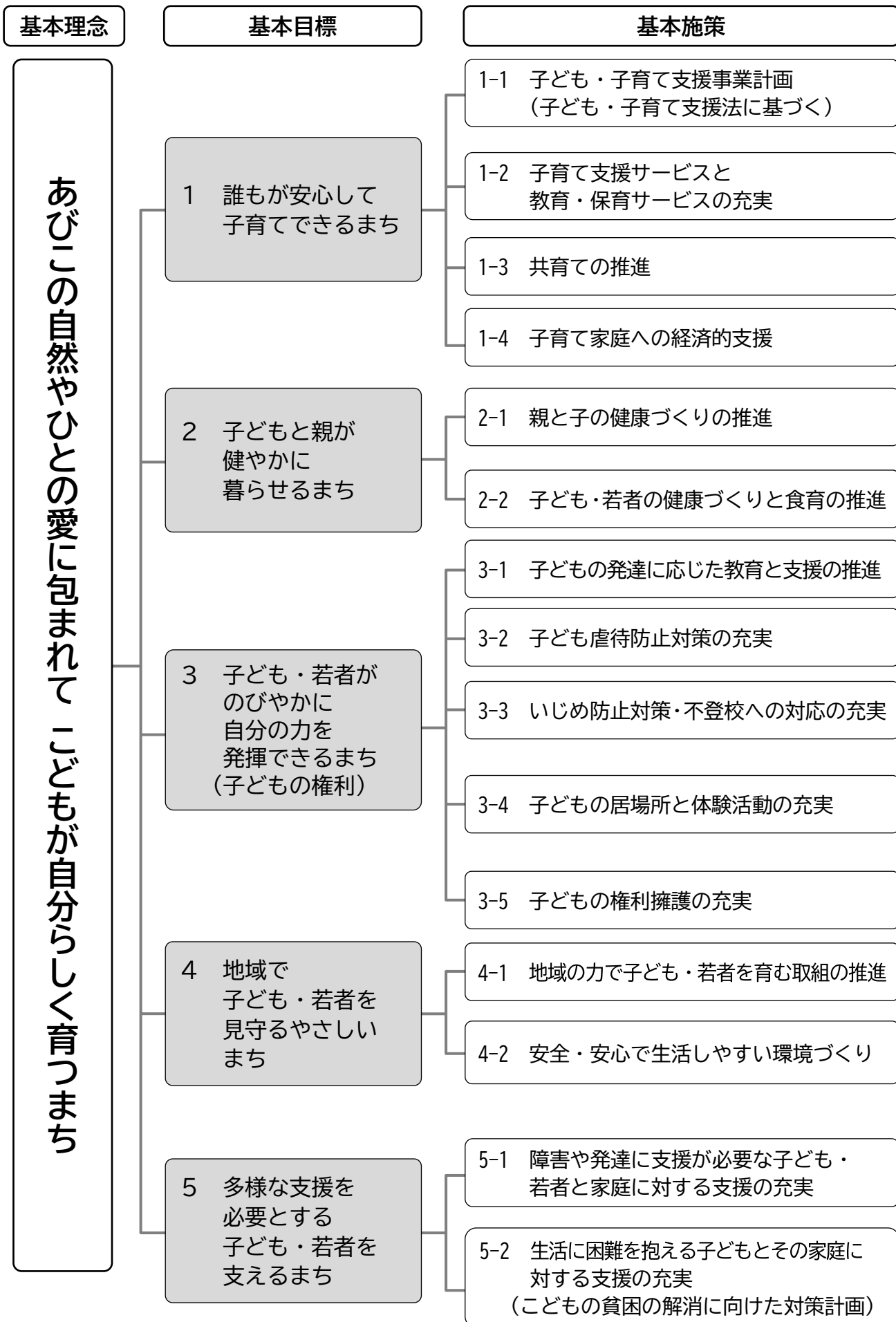
小中学校のエアコン設置率100%

市内の全公立小中学校すべての教室にエアコン設置。
中学校では体育館の設置率も100%です。



※移住PR紙「住み替えあびこナビ」2024年版より

2 施策の体系



基本施策を推進するための事業

・子どものための教育・保育給付 ・乳児等のための支援給付 ・子育てのための施設等利用給付 ・利用者支援事業
 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・産後ケア事業 ・養育支援訪問事業
 ・子育て世帯訪問支援事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・一時預かり事業 ・時間外保育事業
 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・児童育成支援拠点事業
 ・親子関係形成支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

・産休・育休予約事業 ・私立保育園・管外保育園等への保育実施委託 ・市立保育園の地域子育て事業
 ・世代間交流事業の促進 ・私立保育園等施設整備への補助 ・私立幼稚園の運営支援 ・小学生の預かり保育
 ・スマート申請の推進

・男女共同参画啓発事業の実施 ・のびのび親子学級 ・家庭教育学級

・学校給食費補助事業 ・児童手当支給事業 ・子ども医療費助成事業 ・未熟児養育医療 ・住宅リフォーム補助金

・予防接種事業 ・幼児健康診査 ・母子健康手帳の交付 ・ウェルカムベビー学級
 ・妊婦歯科健康診査 ・小児等任意予防接種費用助成事業 ・4か月児相談 ・離乳食・後期離乳食教室
 ・フッ素洗口事業 ・健康に関する相談、訪問活動 ・小児科診療所開業促進事業

・歯みがき食育指導 ・児童・生徒健康診断事業 ・生活習慣病予防検診 ・我孫子産米・我孫子産野菜の学校給食の導入事業
 ・食育だより ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・がん教育の推進

・幼保小連携事業 ・小中一貫教育の推進 ・小中学校コンピュータ教育の推進 ・学校図書館活用の推進
 ・教育・発達相談事業 ・小中学校への要請訪問指導 ・国際理解教育の推進 ・就学相談事業

・子ども虐待防止・援助活動の推進

・いじめ防止対策事業 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営 ・児童生徒からの悩み相談ホットライン
 ・長期欠席児童・生徒対策事業 ・校内・校外教育支援センターの運営 ・学級経営の支援

・あびっ子クラブ ・アビコでなんでも学び隊 ・「夏の遊びと研究大集合！」の開催 ・利用しなくなる公園の整備
 ・子どもの読書活動推進 ・子どものための舞台鑑賞事業 ・手賀沼チームラン・キッズラン うなきちカップ
 ・げんきフェスタ、あびこ子どもまつり ・環境学習の推進 ・平和事業の実施 ・手賀沼船上学習の実施
 ・青少年相談員事業への支援 ・二十歳成人式 ・子どもの学習・生活支援事業 ・子ども食堂ネットワーク

・子ども総合相談の推進 ・子ども議会

・コミュニティ・スクール(学校運営協議会) ・地域学校協働活動の推進 ・子育てサポーターの養成と地域活動の推進
 ・中学校の部活動地域移行 ・あかちゃんステーション ・自殺対策の推進

・我孫子市防犯協議会の活動支援 ・少年センター運営事業 ・交通安全思想の普及 ・通学路安全対策プログラム
 ・我孫子市LINE公式アカウントの運用 ・こども110番の家の普及 ・我孫子市防犯カメラ設置事業補助金
 ・我孫子市自治会等自動体外式除細動器(AED)設置補助金 ・バリアフリー情報提供事業 ・障害者移動支援事業

・療育・教育システムの構築・専門職員による調整・相談・療育等 ・就学に関する相談・支援業務 ・児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援
 ・障害児保育・統合保育事業 ・発達支援に関する専門職員の派遣 ・保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援
 ・相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
 ・ライフダイアリー普及事業 ・学級支援員派遣事業 ・教育相談センターアドバイザー事業 ・通訳の派遣 ・日本語教育
 ・通訳や翻訳のための機器の導入 ・児童通所支援事業 ・育成医療給付事業 ・障害者自立支援給付 ・特別児童扶養手当支給事業

・教育扶助(要保護・準要保護児童生徒就学援助)事業 ・母子家庭等(ひとり親家庭)相談自立支援事業 ・児童扶養手当支給事業
 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 ・母子生活支援施設への入所措置
 ・助産施設への入所措置 ・生活保護受給者等就労自立促進事業

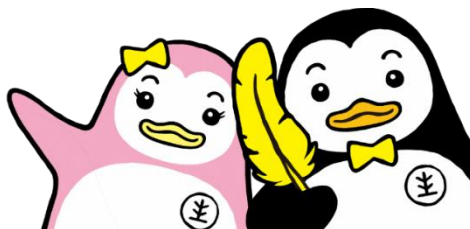
コラム

社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯や非行を防ぎ、自立・更生の手助けをすることで個人と公共の福祉を増進する更生保護の活動として、法務省が主唱して行われています。

本市では、社会を明るくする運動の取組や意義を周知するため、パネル展示や街頭啓発を行っています。



コラム

千葉県少子化対策協議会

令和5（2023）年5月に、地域における少子化対策を県と市町村が連携し、より効果的に取り組むため、意見交換等の場となる「千葉県少子化対策協議会」を設置しました。地域の課題や先進事例の共有を図り、千葉県内における効果的な少子化対策の方策等を検討しています。

令和6（2024）年度には、千葉県がメタバースを活用し、若い世代の出会いの場を創出する「ちばメタ婚～メタバースで縁結び～」を開催し、市町村がイベントの広報等に協力しました。

第4章 施策の展開

基本目標 1 誰もが安心して子育てできるまち

1-1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和 7（2025）年度から 5 年間における、「量の見込み」とそれに対応する「確保方策の内容及び実施時期等」について定めることとされています。

事業計画の策定にあたり、現在の事業の利用状況、令和 5（2023）年度に実施した市民調査における潜在的な利用意向、今後の動向等を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」を算出しています。

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
幼稚園 保育園 認定こども園 小規模保育事業所	1. 利用者支援事業
	2. 地域子育て支援拠点事業
	3. 妊婦健康診査事業
	4. 乳児家庭全戸訪問事業
	5. 産後ケア事業
	6. 養育支援訪問事業
乳児等のための支援給付	7. 子育て世帯訪問支援事業
	8. 子育て短期支援事業
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	9. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）
	10. 一時預かり事業
子育てのための施設等利用給付	11. 時間外保育事業
	12. 病児保育事業
新制度未移行幼稚園 認可外保育施設 預かり保育事業等	13. 放課後児童健全育成事業
	14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	15. 児童育成支援拠点事業
	16. 親子関係形成支援事業
	17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 教育・保育給付および施設等利用給付

小学校就学前の子どもが保育園や認定こども園等を利用する場合、年齢や保育の必要性、必要量に応じて教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定区分については次のとおりとなっています。

教育保育給付 認定区分	年齢要件・保育の必要性の有無	利用できる施設等
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で認定こども園での教育を利用する子ども	認定こども園
2号認定(3～5歳) (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労等により保育園・認定こども園での保育を利用する子ども	保育園 認定こども園
3号認定(0～2歳) (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労等により保育園・認定こども園・小規模保育事業所での保育を利用する子ども	保育園 認定こども園 (幼保連携型) 小規模保育事業所

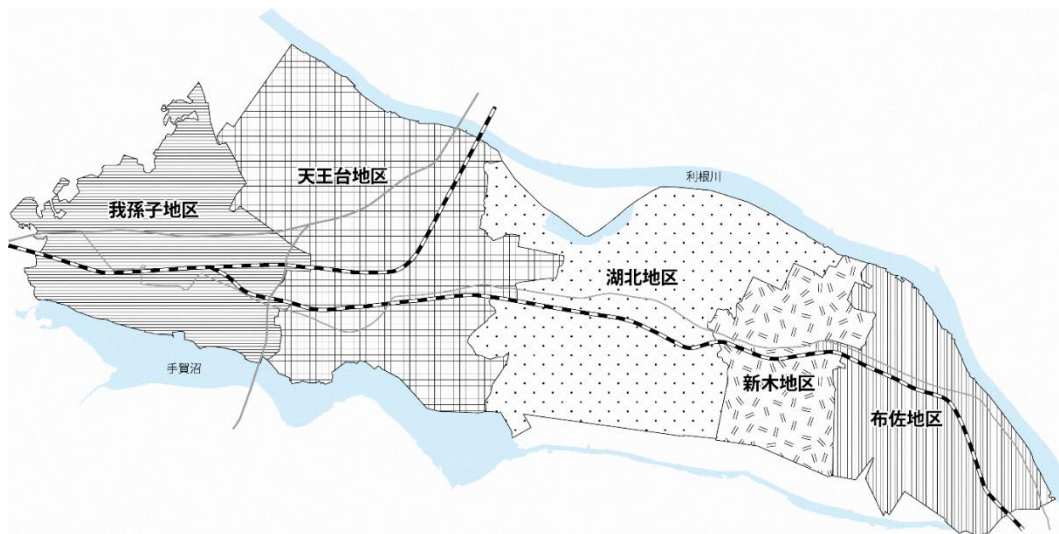
また、令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として施設等利用給付認定が創設されました。認定区分については次のとおりとなっています。

施設等利用給付 認定区分	年齢要件・保育の必要性の有無	利用できる施設等
新1号認定	満3歳以上で幼稚園での教育を利用する子ども	幼稚園
新2号認定 (3～5歳)	3歳以上で保護者の就労等により幼稚園・認可外保育施設での保育を利用する子ども	幼稚園 認可外保育施設
新3号認定 (0～2歳)	満3歳以降最初の3月31日までの間で保護者の就労等により幼稚園・認可外保育施設での保育を利用し、かつ市民税世帯非課税である子ども	幼稚園 認可外保育施設

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

将来像を示す我孫子市基本構想の「地区別構想」に即し、5地区（我孫子地区・天王台地区・湖北地区・新木地区・布佐地区）を圏域として設定し、地区別の教育・保育の定員と確保方策を設定します。なお、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質上、全域を1圏域として設定するものとします。



施設一覧（令和6（2024）年10月1日現在）

地区	幼稚園	保育園	認定こども園	小規模保育事業所	企業主導型保育施設
我孫子	めばえ幼稚園 二階堂幼稚園	寿保育園 つくし野保育園 アンジェリカ保育園 ぼけっとランドあびこ保育園 めばえの森保育園 あびこ菜の花保育園 聖華みどり保育園 根戸保育園	ひかり幼稚園 つくしの幼稚園	あびこ若松保育園 我孫子さくらっ子保育園	
天王台		天王台双葉保育園 川村学園女子大学附属保育園 天王台さくら保育園 東あびこ聖華保育園 天王台ななほ保育園 ミルクィーホーム天王台園		ぴくしーらんど	羽くくむ保育園
湖北		湖北台保育園 湖北保育園 慈紡保育園 つばめ保育園	恵愛こども園 柏鳳保育園 わかくさこども園 湖北台幼稚園 湖北白ばら幼稚園		
新木・布佐	布佐台幼稚園	双葉保育園 禮和保育園	布佐宝保育園 わだ幼稚園		

4 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

現状と実績を踏まえ、次頁以降に、年間を通じての各圏域別・各認定区分に応じた入園児童数の量の見込みと確保方を定めました。

【現状】

本市では、令和6（2024）年10月時点で保育園が20園（公立3園・私立17園）、幼保連携型認定こども園が4園、幼稚園型認定こども園が5園、私立幼稚園が3園、小規模保育事業所が3事業所あります。入園状況は、過去5年間でみると全体的に保育需要が増加傾向にあり、幼稚園は減少傾向となっています。

【実績（全域）】

令和2年度	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在)					計
	1号	2号		3号		
	3歳児以上	教育希望	左記以外	0歳児	1・2歳児	
利用児童数	601	76	1,357	54	755	2,843
利用定員	1,778	494	1,548	243	888	4,951

令和3年度	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在)					計
	1号	2号		3号		
	3歳児以上	教育希望	左記以外	0歳児	1・2歳児	
利用児童数	622	84	1,386	81	749	2,922
利用定員	1,786	486	1,540	244	898	4,954

令和4年度	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在)					計
	1号	2号		3号		
	3歳児以上	教育希望	左記以外	0歳児	1・2歳児	
利用児童数	605	72	1,356	76	780	2,889
利用定員	1,586	466	1,543	242	901	4,738

令和5年度	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在)					計
	1号	2号		3号		
	3歳児以上	教育希望	左記以外	0歳児	1・2歳児	
利用児童数	551	92	1,398	61	727	2,829
利用定員	1,583	469	1,543	242	901	4,738

令和6年度	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) (4.1現在)					計
	1号	2号		3号		
	3歳児以上	教育希望	左記以外	0歳児	1・2歳児	
利用児童数	483	84	1,447	68	722	2,804
利用定員	1,587	465	1,543	242	901	4,738

(1) 全域

各地区の不足については、市内全域で確保します。

【 令和7年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,394		655	680	759	
量の見込み（A）		658	493	1,243	242	401	435
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	139	1,333	179	302	346
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	377	493	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,009	632	1,333	193	326	371
過不足・充足（C）=（B）-（A）		351	139	90	△49	△75	△64
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足（C）+（D）		351	139	272	16	45	73

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

【令和8年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,377			644	677	755
量の見込み（A）		653	490	1,234	241	406	440
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	139	1,333	179	302	346
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	378	492	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,010	631	1,333	193	326	371
過不足・充足（C）=（B）-（A）		357	141	99	△48	△80	△69
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足（C）+（D）		357	141	281	17	40	68

【令和9年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,365			638	664	751
量の見込み（A）		652	486	1,227	243	408	446
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	139	1,333	179	302	346
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	384	486	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,016	625	1,333	193	326	371
過不足・充足（C）=（B）-（A）		364	139	106	△50	△82	△75
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足（C）+（D）		364	139	288	15	38	62

【 令和 10 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,352			636	660	738
量の見込み（A）		649	483	1,220	245	413	448
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	139	1,333	179	302	346
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	387	483	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,019	622	1,333	193	326	371
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		370	139	113	△52	△87	△77
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		370	139	295	13	33	60

【 令和 11 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		2,329			631	655	733
量の見込み（A）		640	481	1,208	246	417	452
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	632	139	1,333	179	302	346
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	389	481	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	12	22	23
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,021	620	1,333	193	326	371
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		381	139	125	△53	△91	△81
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	182	65	120	137
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		381	139	307	12	29	56

(2) 我孫子地区

【 令和7年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,049		268	279	305	
量の見込み（A）		320	182	547	116	189	186
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	220	70	567	88	128	157
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	245	325	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		465	395	567	94	144	173
過不足・充足（C）=（B）-（A）		145	213	20	△22	△45	△13
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	76	30	60	50
確保後の過不足・充足（C）+（D）		145	213	96	8	15	37

【 令和8年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,047			268	279	305
量の見込み（A）		320	181	546	116	189	186
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	220	70	567	88	128	157
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	246	324	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		466	394	567	94	144	173
過不足・充足（C）=（B）-（A）		146	213	21	△22	△45	△13
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	76	30	60	50
確保後の過不足・充足（C）+（D）		146	213	97	8	15	37

【 令和9年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,046			267	278	305
量の見込み（A）		319	181	546	116	189	186
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	220	70	567	88	128	157
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	249	321	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		469	391	567	94	144	173
過不足・充足（C）=（B）-（A）		150	210	21	△22	△45	△13
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	76	30	60	50
確保後の過不足・充足（C）+（D）		150	210	97	8	15	37

【 令和10年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,045			267	278	304
量の見込み（A）		319	181	545	116	188	185
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	220	70	567	88	128	157
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	250	320	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		470	390	567	94	144	173
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		151	209	22	△22	△44	△12
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	76	30	60	50
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		151	209	98	8	16	38

【 令和11年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,043			266	277	304
量の見込み（A）		318	181	544	116	188	185
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	220	70	567	88	128	157
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	251	319	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	16	16
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		471	389	567	94	144	173
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		153	208	23	△22	△44	△12
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	76	30	60	50
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		153	208	99	8	16	38

(3) 天王台地区

【 令和7年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		698		227	218	247	
量の見込み（A）		239	117	342	64	114	129
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	0	0	338	48	80	84
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	6	6	7
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外 保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		0	0	338	56	88	93
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△239	△117	△4	△8	△26	△36
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	9	33	43
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△239	△117	36	1	7	7

【令和8年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		688			217	216	244
量の見込み（A）		235	117	336	63	117	133
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	48	80	84
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	6	7
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		0	0	338	56	88	93
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△235	△117	2	△7	△29	△40
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	9	33	43
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△235	△117	42	2	4	3

【令和9年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		682			214	206	242
量の見込み（A）		235	115	332	65	118	138
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	48	80	84
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	6	7
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		0	0	338	56	88	93
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△235	△115	6	△9	△30	△45
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	9	33	43
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△235	△115	46	0	3	△2

【 令和 10 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		676			212	204	232
量の見込み（A）		233	114	329	66	122	139
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	48	80	84
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	6	7
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		0	0	338	56	88	93
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△233	△114	9	△10	△34	△46
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	9	33	43
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△233	△114	49	△1	△1	△3

【 令和 11 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		661			210	202	229
量の見込み（A）		226	113	322	68	126	142
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	48	80	84
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	6	7
企業主導型保育事業		0	0	0	2	2	2
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		0	0	338	56	88	93
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△226	△113	16	△12	△38	△49
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	9	33	43
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△226	△113	56	△3	△5	△6

(4) 湖北地区

【令和7年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		341		85	94	119	
量の見込み（A）		56	101	184	43	61	83
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	297	49	299	33	66	72
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外 保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		297	49	299	33	66	72
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		241	△52	115	△10	5	△11
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	21	15	18	24
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		241	△52	136	5	23	13

【 令和8年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		338			84	93	118
量の見込み（A）		56	100	182	42	60	82
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	297	49	299	33	66	72
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		297	49	299	33	66	72
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		241	△51	117	△9	6	△10
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	21	15	18	24
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		241	△51	138	6	24	14

【 令和9年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		335			83	92	117
量の見込み（A）		55	99	181	42	59	81
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	297	49	299	33	66	72
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		297	49	299	33	66	72
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		242	△50	118	△9	7	△9
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	21	15	18	24
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		242	△50	139	6	25	15

【 令和10年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		331		83	91	116	
量の見込み（A）		55	98	178	42	59	81
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	297	49	299	33	66	72
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		297	49	299	33	66	72
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		242	△49	121	△9	7	△9
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	21	15	18	24
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		242	△49	142	6	25	15

【 令和11年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		329		82	90	115	
量の見込み（A）		54	97	178	41	58	80
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	297	49	299	33	66	72
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		297	49	299	33	66	72
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		243	△48	121	△8	8	△8
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	21	15	18	24
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		243	△48	142	7	26	16

(5) 新木・布佐地区

【 令和7年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		306		75	89	88	
量の見込み（A）		43	93	170	19	37	37
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	115	20	129	10	28	33
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	132	168	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		247	188	129	10	28	33
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		204	95	△41	△9	△9	△4
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	45	11	9	20
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		204	95	4	2	0	16

【令和8年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		304			75	89	88
量の見込み（A）		42	92	170	20	40	39
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	115	20	129	10	28	33
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	132	168	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		247	188	129	10	28	33
過不足・充足（C）=（B）-（A）		205	96	△41	△10	△12	△6
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	45	11	9	20
確保後の過不足・充足（C）+（D）		205	96	4	1	△3	14

【令和9年度】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		302			74	88	87
量の見込み（A）		43	91	168	20	42	41
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	115	20	129	10	28	33
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	135	165	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		250	185	129	10	28	33
過不足・充足（C）=（B）-（A）		207	94	△39	△10	△14	△8
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	45	11	9	20
確保後の過不足・充足（C）+（D）		207	94	6	1	△5	12

【 令和 10 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		300		74	87	86	
量の見込み（A）		42	90	168	21	44	43
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	115	20	129	10	28	33
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	137	163	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		252	183	129	10	28	33
過不足・充足（C）=（B）-（A）		210	93	△39	△11	△16	△10
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	45	11	9	20
確保後の過不足・充足（C）+（D）		210	93	6	0	△7	10

【 令和 11 年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		296		73	86	85	
量の見込み（A）		42	90	164	21	45	45
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	115	20	129	10	28	33
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	138	162	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		253	182	129	10	28	33
過不足・充足（C）=（B）-（A）		211	92	△35	△11	△17	△12
当該年度までに新たに確保する量							
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	45	11	9	20
確保後の過不足・充足（C）+（D）		211	92	10	0	△8	8

【 今後の方向性 】

人口推計や市民ニーズ調査の結果から、今後就学前児童数が減少することに伴い、教育・保育の量の見込みも減少していく傾向となっています。ただし、地区によっては保育のニーズ量が横ばいとなる傾向が見込まれる地区も出ています。

天王台地区については、教育ニーズに対しての確保量（定員数）がありませんが、市内全域で見ると確保量は充足しているため、他地区の施設を利用することで、教育ニーズに対応していきます。

また、全体的に0歳児、1歳児、2歳児の保育のニーズ量が高く、共働き世帯の増加により、今後も需要は続くと思われます。そのため、現時点の保育施設の確保量（定員数）では定員の確保が困難であることから施設の有効面積に応じて、待機児童のゼロを堅持するために引き続き、定員の弾力化を図り、年間を通じて定員の確保を行っていきます。

5 乳児等のための支援給付

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない0歳6か月から3歳未満の子どもを対象に、保育園や認定こども園・幼稚園等で月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず預かりを行う制度です。子どもは家庭とは異なる経験や、家族以外の人と係る機会を得ることで社会性が育まれ、子どもの健やかな成長を促します。また、保護者には子育てに関する相談を行います。

【 量の見込み 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	23	23	23	22
	確保方策	—	23	23	23	22
1歳児	量の見込み	—	16	15	15	14
	確保方策	—	16	15	15	14
2歳児	量の見込み	—	18	18	17	16
	確保方策	—	18	18	17	16

※量の見込みの考え方：0歳6か月から満3歳未満の未就園児数×10時間／176時間（定員一人1月あたりの受入れ可能時間数）

【 今後の方向性 】

令和8（2026）年度からの本格実施に向け、定員の確保に取り組めます。
令和9（2027）年度以降は、利用実績を踏まえて対応します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市では、子育て家庭の状況や地域の実情に応じて、認定こども園の普及に努めるとともに、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、引き続き情報提供や相談・助言等、移行に向けた必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供

本市では、保育士に対する合同研修会や人材確保対策の充実等、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向も踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する人材を活用して質の高い教育・保育を提供しています。また、特に配慮が必要な子どもに対して必要な支援を行っています。

今後は、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国にルーツを持つ幼児が増加していることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに小学校との連携について

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担う施設です。

本市においては、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う両者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

また、小学校との連携については、幼保小連携推進委員会の開催や、地区別会議、研修会や交流活動を行い、小学校教育への円滑な移行を推進します。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元（2019）年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

保護者や特定子ども・子育て支援施設等に対して、年2回以上支給することを基本とし、公正かつ適正な支給となるよう、対象者や事業等により支給回数を検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、千葉県と連携を図りながら実施します。

8 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

・ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、

①要保護児童対策地域協議会において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関との連携を強化します。

②子どもに関する相談窓口の体制を充実させ、周知を図ります。

③地域子育て相談機関は、身近な相談先として、子育て家庭と継続的につながり、また、こども家庭センターと密接に連携します。

・ 母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保方策及び経済的支援策により、総合的な自立支援を推進します。

・ 障害児施策の充実等

障害児等特別な支援が必要な子どもに対し、児童発達支援センターをはじめ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携・協力し、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進する体制を整備します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

企業や市民に向けたワーク・ライフ・バランスの理念の普及や実践の促進に努めるとともに、保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等、多様な働き方に対応した子育て支援施策を展開します。

(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、こども家庭センター、地域子育て相談機関、児童発達支援センター等、子育て支援に係る関係機関が十分に連携できるよう、事業内容や課題等について情報を共有する場を設ける等、連携の方法を検討します。

9 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1. 利用者支援事業《保育課、子ども相談課、健康づくり支援課》

【概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。なお、利用者支援事業には次の形態があります。

①基本型（地域子育て相談機関）

主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業

《実施施設》子育て支援センター（にこにこ広場）、公立保育園

②特定型

主として、市町村の窓口で保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施する事業

《実施施設》保育課

③こども家庭センター型

主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等を配置し、それぞれの専門性に応じた業務を実施する事業

《実施施設》子ども相談課、健康づくり支援課（保健センター）

④妊婦等包括相談支援事業型

主に保健師、助産師の専門職等を配置し、伴走型相談支援を実施する事業

《実施施設》健康づくり支援課（保健センター）、子ども相談課

【現状】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

（各年度4月1日時点）

【 量の見込みと確保方策 】

基本型・特定型・こども家庭センター型

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	6	6	6	6	6
基本型	4	4	4	4	4
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	6	6	6	6	6
基本型	4	4	4	4	4
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引 (B) — (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出。

妊婦等包括相談支援事業型

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1,417	1,404	1,399	1,388	1,377
確保方策 (B) 面談実施回数	1,417	1,404	1,399	1,388	1,377
健康づくり支援課 (保健センター) 子ども相談課	1,397	1,384	1,379	1,368	1,357
上記以外で業務委託	20	20	20	20	20
差引 (B) — (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数をその前年度妊娠届出数とし、妊娠届出数に面談見込み日数を乗じて算出。

【 今後の方向性 】

基本型では、地域子育て相談機関として、すべての妊産婦及び子どもとその家族からの相談に応じ、関連機関と連携しながら継続的に支援する体制を中学校区に1か所を目安に整備していきます。

こども家庭センター型については、令和8(2026)年度までにこども家庭センターの設置を目指します。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために、母子保健、児童福祉それぞれの専門性を生かせるよう組織体制を整えます。子育てや子どもに関する相談を受け、状況を把握するとともに、支援につなげるため、関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

妊婦等包括相談支援事業型では、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

2. 地域子育て支援拠点事業《保育課》

【概要】

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

《実施施設》

我孫子市子育て支援センター にこにこ広場（我孫子地区）

川村学園女子大学附属保育園子育て支援センター かわむらんど（天王台地区）

湖北台保育園子育て支援センター すまいる広場（湖北地区）

布佐宝保育園子育て支援センター ぐるんぱクラブ（布佐地区）

【現状】

単位：人（延べ利用人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	12,899	22,100	31,739	41,928	—

（各年度3月末時点）

【量の見込みと確保方策】

単位：人（延べ利用人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	36,566	36,200	35,838	35,480	35,125
確保方策（B）	36,566	36,200	35,838	35,480	35,125
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

子育て中の親子が気軽に集い、交流する場や育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が家庭で孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができ、安心して子育てをできる環境整備に努めます。

3. 妊婦健康診査事業<<健康づくり支援課>>

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、診察、計測、必要に応じた医学的検査、健康状態の把握、保健指導等を実施する事業です。市が妊婦健康診査費用の一部を助成します。

回数：妊娠期 14 回

利用方法：母子健康手帳発行時に別冊として受診券を交付し、医療機関等で実施した健診項目について、市が費用を助成します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間受診対象者数(人)	780	703	682	666	—
年間受診実人数(人)	740	677	664	641	—
年間健診延べ回数(回)	8,978	8,462	8,080	7,923	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間受診対象者数(人)	644	638	636	631	626
年間健診延べ回数(回)	7,985	7,911	7,886	7,824	7,762
確保方策(実施体制)	実施場所：県内契約医療機関・県外契約医療機関 契約外医療機関の場合は、申請により償還払い 検査項目：診察・計測・血圧、尿化学検査、血液型、梅毒血清反応検査、貧血、血糖、不規則抗体、B型肝炎、風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1 抗体、B群溶連菌				

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数をその前年度妊婦健康診査年間受診対象者数の量見込みとして算出。年間健診回数は妊婦健康診査年間受診対象者数に令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の受診回数平均12.4回を乗じて算出。

【今後の方向性】

妊娠期には早産、流産、妊娠中毒症等の予防や経過観察が必要であり、医療機関等において定期的に妊婦健康診査を受け、常にその健康状態を把握する必要があるため、今後も実施します。

本市では、産後うつの予防等を図るため、平成29(2017)年4月から、出産後間もない時期(おおよそ産後2週間と1か月)のメンタルチェックを含めた産婦健康診査を行っています。今後も引き続き、産後のお母さんの心身の健康への支援を行います。

4. 乳児家庭全戸訪問事業「健康づくり支援課」

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師及び保健師が訪問して個別相談を行い、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供、必要な助言を行う事業です。

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問実人数	627	681	620	669	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間訪問人数	655	644	638	636	631
確保方策（実施体制）	実施体制：19人 実施機関：健康づくり支援課（保健センター）、個別委託				

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数。

【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えていると言われる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう専門的な支援や助言を行うために、本市では助産師及び保健師が訪問しています。引き続き助産師及び保健師の確保と、家庭訪問技術の向上のための研修を継続して実施し、全戸訪問に努めます。また、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

5. 産後ケア事業《健康づくり支援課》

【概要】

出産後、産後ケア施設への宿泊や通所にて、母子への心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。母体管理、生活面の指導、乳房ケア、沐浴・授乳方法の指導、赤ちゃん発育チェック、乳児ケア、子育てに関する相談・指導を行います。

【現状】

単位：日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
利用日数	152	136	209	175	384

(各年度3月末時点)

※令和5（2023）年度までの利用日数の実績値、令和6（2024）年度は利用見込日数。令和6（2024）年度より産後ケア事業の利用対象者の要件を緩和。

【量の見込みと確保方策】

単位：日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A） 利用日数	371	365	362	361	358
確保方策（B）	371	365	362	361	358
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：本計画における人口推計の0歳推計人数に対し、令和6（2024）年度の0歳人口1人あたりの利用見込日数を乗じて算出。

【今後の方向性】

退院後の母子に対して心身のケアや、育児のサポート等きめ細かいサービスを提供し、安心して子育てができるように、引き続き事業を実施します。

また、必要に応じて利用施設と連携を図り、地域での切れ目のない支援につなげていきます。

6. 養育支援訪問事業《子ども相談課》

【概要】

家庭における適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する相談支援を行う事業です。

【現状】

単位：世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	17	7	16	19	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	14	14	14	14	14
確保方策(B)	14	14	14	14	14
差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：対象家庭への訪問率100%を目指すため、量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

関係機関との情報共有を行うことで支援が必要な家庭を把握し、速やかに支援につなげます。また、相談支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

7. 子育て世帯訪問支援事業《子ども相談課》

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

【現状】 新規事業

【量の見込みと確保方策】

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	27	27	27	27	27
確保方策 (B)	27	27	27	27	27
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：類似事業である養育支援訪問事業とママヘルプサービス事業の令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：対象家庭への訪問率100%を目指すため、量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

関係機関との情報共有を行うことで支援が必要な家庭を把握し、速やかに支援につなげます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

8. 子育て短期支援事業《子ども相談課》

【概要】

保護者の病気や事故、育児疲れ等の事由により子どもの養育が困難となった場合に、一時的に子どもを児童養護施設で預かる事業です。次の2種類があります。

◆ 宿泊

宿泊を伴う利用です。

最長7日間の宿泊ができます。

◆ 日帰り・夜間

日帰り（午前7時から午後6時）または、

夜間（午後6時から午後10時まで）の利用です。

《実施園》児童養護施設「晴香園」（松戸市）

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊	31	12	14	9	—
日帰り・夜間	8	12	53	7	—

（各年度3月末時点）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	35	35	35	35	35
宿泊	16	16	16	16	16
日帰り・夜間	19	19	19	19	19
確保方策（B）	35	35	35	35	35
宿泊	16	16	16	16	16
日帰り・夜間	19	19	19	19	19
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の事業の実績から年間平均利用率を算出し、本計画における人口推計1歳～18歳の推計人数に掛け合わせ、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：児童養護施設「晴香園」（松戸市）に事業委託し、短期入所用の居室を確保するため、量見込みと同数とする。

【今後の方向性】

保護者の子育ての負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために、サービスを必要としている家庭が制度をより利用しやすくなるように事前に面談や情報提供等を行います。

9. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）《保育課》

【概要】

保育園、幼稚園、学童保育、習い事の送迎をはじめ、保育園、幼稚園、学童保育等の開始時間前及び終了時間後の預かり等に対応するため、子育てを手助けしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（提供会員）が会員となり互助活動を行う事業です。ファミリーサポートセンターのアドバイザーが、それぞれの希望により会員同士を紹介します。

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預かり・送迎	2,691	3,665	2,283	2,444	-
病児・病後児保育	0	0	10	30	-

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	2,714	2,700	2,685	2,400	2,385
預かり・送迎	2,414	2,400	2,385	2,371	2,356
病児・病後児保育	30	30	30	29	29
確保方策 (B)	2,714	2,700	2,685	2,400	2,385
預かり・送迎	2,400	2,385	2,371	2,356	2,356
病児・病後児保育	30	30	29	29	29
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0
預かり・送迎	0	0	0	0	0
病児・病後児保育	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の子ども人口とファミリーサポートセンター事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、令和5（2023）年度の利用率を採用し、本計画における人口推計の子ども人口に掛け合わせて算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるような量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

利用会員のニーズが充足されるよう、提供会員の増加に向けた取組を行います。また、提供会員向けの講習や交流会を実施します。

10. 一時預かり事業《保育課》

【概要】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育園、幼稚園等で一時的に預かる事業です。在園児対象、在園児以外対象の2種類があります。

◆ 在園児対象

幼稚園や認定こども園に通う園児を対象に、教育時間の前後や長期休園期間中に一時的に預かりを行うものです。

◆ 在園児以外対象

保育園等に在園していない児童の保護者の就労や疾病・出産・看護、育児リフレッシュ等により保育が必要な場合に、保育園・認定こども園において一時的に預かりを行うものです。

① 一時預かり事業（在園児対象）

《実施園》○私立

<幼稚園・認定こども園> … 10園 令和6（2024）年10月1日現在

○めばえ幼稚園 ○二階堂幼稚園 ○布佐台幼稚園 ○ひかり幼稚園 ○湖北台幼稚園
○つくしの幼稚園 ○わだ幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園 ○布佐宝保育園
○わかくきこども園

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	22,390	29,207	23,254	27,166	-

（各年度3月末時点）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	27,054	26,889	26,724	26,560	26,395
確保方策（B）	27,054	26,889	26,724	26,560	26,395
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

② 一時預かり事業（在園児以外対象）

《実施園》●公立 ○私立

<保育園・認定こども園> … 8園 令和6（2024）年10月1日現在

●つくし野保育園 ○恵愛こども園 ○柏鳳保育園 ○川村学園女子大学附属保育園

○アンジェリカ保育園 ○禮和保育園 ○天王台ななほ保育園

○ミルキーホーム天王台園

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	1,613	1,742	1,452	1,286	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,473	1,476	1,455	1,447	1,444
確保方策（B）	1,473	1,476	1,455	1,447	1,444
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、令和5（2023）年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

在園児対象の一時預かりは、幼稚園や認定こども園に通う園児に対する多様なニーズの受け皿として、提供体制を確保していきます。

在園児以外対象の一時預かりは、保育園等に在園していない児童の家庭において、就労や疾病、看護、日常生活上の突発的な事情、育児リフレッシュ等を目的に、一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境を提供していきます。

11. 時間外保育事業《保育課》

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で引き続き保育を実施する事業です。

《実施園》●公立 ○私立 令和6（2024）年10月1日時点

<保育園> … 全園 20園

●寿保育園 ●湖北台保育園 ●つくし野保育園

○湖北保育園 ○慈絃保育園 ○双葉保育園 ○天王台双葉保育園

○川村学園女子大学附属保育園 ○アンジェリカ保育園 ○つばめ保育園 ○禮和保育園

○ぽけっとランドあびこ保育園 ○めばえの森保育園 ○天王台さくら保育園

○あびこ菜の花保育園 ○聖華みどり保育園 ○東あびこ聖華保育園

○天王台ななほ保育園 ○ミルキーホーム天王台園 ○根戸保育園

<認定こども園> … 全園 9園

○布佐宝保育園 ○恵愛こども園 ○柏鳳保育園 ○わかくさこども園

○ひかり幼稚園 ○湖北台幼稚園 ○つくしの幼稚園 ○わだ幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園

<小規模保育事業所> … 全園 3園

○ぴくしーらんど ○あびこ若松保育園 ○我孫子さくらっ子保育園

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	5,602	5,904	5,887	6,113	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	7,440	7,392	7,344	7,320	7,284
確保方策(B)	7,440	7,392	7,344	7,320	7,284
差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるような量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

12. 病児保育事業《保育課》

【概要】

保護者の就労等の理由で、家庭での保育や保育園等における集団保育が困難な病気回復期や急変が認められない児童を、医療機関に併設された病児保育施設で一時的に預かります。

《実施施設》

病児・病後児保育施設 たんぽぽルーム（名戸ヶ谷あびこ病院内）

病後児保育施設 こどもデイルームみらい（平和台病院併設）

【現状】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	25	96	63	66	—

（各年度3月末時点）

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	88	88	87	86	86
確保方策（B）	88	88	87	86	86
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：令和元（2019）年から令和5（2023）年の0歳～11歳の子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、本計画における人口推計0歳～11歳の推計人数に掛け合わせて算出。

※確保方策の考え方：すべての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とする。

【今後の方向性】

利用状況やニーズを踏まえ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、ファミリーサポートセンター事業の送迎活動とも連携しながら事業を実施します。

13. 放課後児童健全育成事業〈子ども支援課〉

(我孫子市放課後児童対策推進のための行動計画)

学童保育室（放課後児童クラブ）・あびっ子クラブ（放課後子ども教室）

【概要】

学童保育室（放課後児童クラブ）は、保護者が就労・疾病等により保育ができない場合に、授業の終了後や夏休み期間等に小学校の転用可能教室や学校敷地内施設等において、小学生を預かる施設です。適切な遊びや生活指導等により、児童の健全育成支援を行います。

あびっ子クラブ（放課後子ども教室）は、放課後等に子どもたちがスタッフの見守りの中で安全・安心に過ごすことができる子どもの居場所です。また、学校や地域と連携しながら、地域に根差した運営を目指し、コーディネーターやサポーター（地域の有償ボランティア）を配置し、様々な体験ができる時間を提供する等、きめ細やかな配慮に努めて運営をしています。

これまで「我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」は、子ども総合計画の下位計画として策定するとともに、子ども総合計画における子ども・子育て支援事業計画の中で、量見込みと確保方策を定めていました。

平成30（2018）年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」が令和5（2023）年度末で終了することに伴い、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5（2023）年12月に文部科学省とこども家庭庁が「放課後児童対策パッケージ」を策定しました。この内容を踏まえ、本市の令和7（2025）年度以降の行動計画については、本計画内で策定し、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進していきます。

なお、あびっ子クラブ（放課後子ども教室）は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画です。

【これまでの取組と現状】

学童保育室は、昭和46（1971）年から各学校で開設されました。平成8（1996）年から公設公営化され市が運営することになりましたが、平成27（2015）年度から一部の学童保育室の運営管理を民間事業者へ委託しています。

あびっ子クラブは、平成19（2007）年6月に市独自のモデル事業として、我孫子第一小学校に開設しました。学童保育室の利用者を含めたすべての児童を対象に、学校の敷地内で安全かつ健全に放課後等を過ごすことができる常設型の放課後子ども教室として、平成30（2018）年9月には市内全13小学校への設置が完了しました。学童保育室とあびっ子クラブは、平成21（2009）年度から一体的な運営を行っています。国の指針においても両事業が連携し、活動プログラムに参加し交流できることを目指すことが示されているため、本市ではこれに基づいた運営を行っています。

【 学童保育室の現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	940	906	900	889	992
1年生	329	299	343	300	346
2年生	228	241	236	282	256
3年生	196	185	158	176	241
4年生	122	133	116	93	106
5年生	48	35	32	28	36
6年生	17	13	15	10	7
定員	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035

(各年度5月1日時点)

【 あびっ子クラブの現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	3,198	3,122	3,011	3,048	2,943
1年生	812	796	862	778	778
2年生	790	794	746	822	696
3年生	677	666	619	669	663
4年生	483	469	482	456	474
5年生	315	259	207	236	225
6年生	121	138	95	87	107
児童数	6,012	5,825	5,750	5,595	5,467
登録率(%)	53.2	53.6	52.4	54.5	53.8
設置小学校数	13	13	13	13	13

(各年度末日時点、令和6(2024)年度は8月1日時点)

【 学童保育室の量の見込みと確保方策 】

年間を通じての量の見込みと確保方策を定めました。

< 全域 >

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1,029	1,005	990	969	946
1年生	330	321	319	313	308
2年生	272	266	262	258	252
3年生	209	206	201	196	192
4年生	166	164	162	158	152
5年生	37	35	34	32	31
6年生	15	13	12	12	11
確保方策 (B)	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
差引 (B) - (A)	6	30	45	66	89

※量の見込みの考え方：本計画におけるニーズ調査結果から算出した利用意向及び令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の学童保育室登録率（登録児童数／小学校児童数）を総合的に勘案し、利用人数を算出。

※確保方策の考え方：国の基準において専用区画の面積が児童1人につきおおむね 1.65 m²以上と定められているため、専用区画の面積から定員を割り出し確保方策としています。

< 各小学校 >

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
我孫子地区	我孫子第一小学校	(延床面積 205 m ²) (専用区画面積 163 m ²)				
	小学校児童数 (人)	461	454	454	435	428
	量の見込み (A)	100	98	98	94	93
	確保方策 (B)	75	75	75	75	75
	我孫子第四小学校	(延床面積 321.3 m ²) (専用区画面積 214.36 m ²)				
	小学校児童数 (人)	827	794	799	794	738
	量の見込み (A)	179	171	172	171	159
	確保方策 (B)	140	140	140	140	140
	根戸小学校	(延床面積 267 m ²) (専用区画面積 190.84 m ²)				
	小学校児童数 (人)	654	626	585	533	511
	量の見込み (A)	133	127	118	108	103
	確保方策 (B)	130	130	130	130	130
	並木小学校	(延床面積 132 m ²) (専用区画面積 126.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	295	288	297	286	285
	量の見込み (A)	54	52	54	52	52
	確保方策 (B)	80	80	80	80	80

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
天王台地区	我孫子第二小学校	(延床面積 130 m ²) (専用区画面積 95.66 m ²)				
	小学校児童数 (人)	433	457	467	474	486
	量の見込み (A)	83	87	89	90	93
	確保方策 (B)	60	60	60	60	60
	我孫子第三小学校	(延床面積 360.82 m ²) (専用区画面積 245 m ²)				
	小学校児童数 (人)	688	644	638	599	588
	量の見込み (A)	160	160	162	165	169
	確保方策 (B)	120	120	120	120	120
	高野山小学校	(延床面積 252 m ²) (専用区画面積 155.42 m ²)				
	小学校児童数 (人)	484	467	449	441	403
	量の見込み (A)	94	90	87	85	78
	確保方策 (B)	100	100	100	100	100
湖北地区	湖北台西小学校	(延床面積 121 m ²) (専用区画面積 111.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	231	219	205	199	188
	量の見込み (A)	50	47	44	43	40
	確保方策 (B)	70	70	70	70	70
	湖北台東小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	206	194	188	191	171
	量の見込み (A)	31	29	28	28	25
	確保方策 (B)	40	40	40	40	40
	湖北小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 63.19 m ²)				
	小学校児童数 (人)	325	336	324	321	326
	量の見込み (A)	31	34	30	30	31
	確保方策 (B)	40	40	40	40	40
新木地区	新木小学校	(延床面積 200 m ²) (専用区画面積 153.24 m ²)				
	小学校児童数 (人)	345	326	309	287	269
	量の見込み (A)	50	47	44	41	38
	確保方策 (B)	100	100	100	100	100

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
布 佐 地 区	布佐小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	167	156	157	149	156
	量の見込み (A)	29	27	27	25	27
	確保方策 (B)	40	40	40	40	40
	布佐南小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	157	163	169	167	171
	量の見込み (A)	35	36	37	37	38
	確保方策 (B)	40	40	40	40	40

※小学校児童数は、令和6(2024)年5月31日現在の住民基本台帳を基にした推計(教育委員会資料から)

市内東側(湖北地区・新木地区・布佐地区)は登録数が定員数よりも少なく、十分な専用区画が確保されています。しかしながら、市内西側(我孫子・天王台地区)においては、国の参酌すべき基準である「専用区画の面積は児童一人につきおおむね1.65 m²以上の確保」を下回る状況が続いています。利用人数を勘案した場合、我孫子第四小学校、我孫子第三小学校、我孫子第二小学校が該当し、他の保育室でも定員数より多い人数が入室されることが想定されます。小学校児童数は、全体で見ると減少傾向にありますが、学校ごとで見ると、児童数が増加傾向の学校もあります。特に、我孫子第三小学校、我孫子第二小学校については、今後も定員数を超過することが予想されることから、学校敷地内あるいは敷地外における学童保育室の整備や空き教室の活用を検討していきます。定員数を超過する学童保育室においては、入室基準を満たしていることに加えて、家庭状況や配慮が必要な児童等を総合的に判断した上で受け入れ、弾力的に運営を行います。

【今後の方向性】

(1) あびっ子クラブの年度ごとの実施計画

すべての児童が安全・安心かつ自由に遊びや勉強ができ、様々な体験や活動を通して異年齢間交流を図ることができる子どもの居場所づくりを推進します。引き続き学童保育室と連携を図り、すべての児童が参加できる体制を継続していきます。また、施設の長寿命化を図るため、我孫子市学童保育室・あびっ子クラブ長寿命化計画に基づき、維持補修を行います。

【あびっ子クラブの目標登録率・設置学校数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標登録率(%)	56.8	57.9	59.0	60.0	60.0
あびっ子クラブ設置学校数(校)	13	13	13	13	13

(2) 連携型及び校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

「連携型」とは、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを指し、「連携型」のうち同一小学校内等で両事業を実施しているものを「校内交流型」と呼んでいます。本市においては、平成30(2018)年9月をもって市内全小学校へあびっ子クラブの設置が完了し、学童保育室及びあびっ子クラブはすべての小学校において校内交流型での運営を行っています。

【連携型及び校内交流型の設置学校数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型(校)	13	13	13	13	13
校内交流型(校)	13	13	13	13	13

(3) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

学童保育室とあびっ子クラブが連携した運営を行う上で一番大切なこととして、同じ場所で子どもたちが安心して交流できることを目指しています。学童保育室と同様にあびっ子クラブを常設として同じ時間帯に運営することで、両施設間で交流することができます。また、スタッフがどちらの事業も運営ができるよう、コーディネーターを中心に全スタッフでミーティングを行うとともに、両施設に勤務するように工夫します。学童保育室及び放課後子ども教室が連携して、交流できる体制を継続していきます。

- (4) 学童保育室及びあびっ子クラブの学校施設の活用に関する具体的な方策
空き教室の活用や学校敷地内における学童保育室の整備等、学校施設の活用に向けて市と教育委員会は積極的に協力をしていきます。
- (5) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
教室の活用等施設面での連携、児童への配慮が必要な場合のソフト面での連携等、市と教育委員会は積極的に協力をしていきます。
- (6) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応
配慮を必要とする児童の学童保育室への入室が増加しています。配慮が必要な児童が安心して過ごすことができるよう、スタッフの加配対応を検討していきます。子ども相談課や教育委員会、保育園等との連携を図り、スタッフが子どもの情報を共有することで保育環境の向上を目指します。
- (7) 事業の質の向上に関する具体的な方策
学童保育室及びあびっ子クラブの運営に従事するスタッフは、ミーティングの定期的な開催や日々の記録等を通して情報共有を図り、事例検討を行う等自己研鑽に励み事業内容の向上を目指します。児童の安全対策やアレルギーの基礎知識等、定期的にスタッフの質の向上を図る研修を実施します。
また、我孫子市放課後対策事業運営委員会を開催し、運営に関する事項について意見を伺い、改善方策を検討します。

コラム

学童保育室利用者アンケート（子ども支援課）

学童保育室の運営及びスタッフの資質の向上を目指すため、毎年学童保育室利用者を対象に、利用者アンケートを実施しています。

保護者へのアンケートを実施するとともに、こども基本法の基本理念に基づき、令和6年度も子どもへのアンケートを実施しました。学童保育室でやってみたいことややりたい遊び、あったらいいなと思うおもちゃや本、好きなおやつなどについて、子どもの意見を聴取しました。当事者である子どもの意見も、学童保育室の運営の参考にしていきます。

14. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業《子ども相談課》 (要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦へ適切な支援を図るために、必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

今後、関係機関との連携を強化するとともに、関係機関のスキルアップを図ります。随時個別支援会議を行い、関係機関との情報共有、支援方針の共通理解を図ります。

15. 児童育成支援拠点事業《子ども相談課》

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。今後、状況に合わせて適宜実施します。

16. 親子関係形成支援事業《子ども相談課》

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。今後、状況に合わせて適宜実施します。

17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業《保育課》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（新制度未移行）における食材費（副食材料費）に対して助成する事業です。今後も適切に実施してまいります。

18. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業<<保育課>>

①新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士経験者等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を対象施設等において利用する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を給付する事業です。

①～③について該当がある場合には、今後も適切に実施していきます。

1-2 子育て支援サービスと教育・保育サービスの充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しており、それらのニーズに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。育児休業制度が充実し、年度途中での入園希望や翌年度の入園予約申込が増加しており、保護者が円滑に職場復帰できるよう、産休・育休明け予約入園を継続していきます。

また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化等が進み、子育てについての悩みや不安を抱える人が増えています。そのため、子育ての不安を軽減し、親も子どもも共に学び成長していくことができる場や多世代との交流機会を充実します。

さらに、子育て世代を対象とした手続きを中心に、LINE等による行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済を可能とするスマート申請システムを導入し、市民サービスの利便性向上を図ります。

通番	事業名	事業内容	所管課
1	産休・育休予約事業	産休育休取得者が円滑に職場復帰できるように出生前から入園申込を受け付け、入園時には乳幼児の負担を軽減するための慣らし保育を実施しながら、計画的に乳幼児が入園できるよう保育園と調整します。	保育課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	入園予約児童数に対する入園実施割合	96.0%	96.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
2	私立保育園・管外保育園等への保育実施委託	市内の私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所及び市外の私立保育園等を希望する児童の保育を委託します。	保育課
3	市立保育園の地域子育て事業	地域の中で安心して子育てできるよう、就学前児童とその保護者に対して、市立保育園にて、週2回の「園庭開放」、及び月1回（4・8月除）遊び場の提供や園内行事への参加等ができる「マイ保育園ひろば」を実施します。さらに、保育士がアピスタ等の公共施設に出向き様々な活動を提供する出前保育を実施します。	保育課
4	世代間交流事業の促進	都市化、核家族化により園児が高齢者とふれあう経験が減っているため、保育園等と高齢者福祉施設との相互交流を通して世代間のふれあい活動を行います。	保育課
5	私立保育園等施設整備への補助	私立保育園等の施設整備に対し、補助金を交付します。	保育課

通番	事業名	事業内容	所管課
6	私立幼稚園の運営支援	私立幼稚園及び我孫子市私立幼稚園協会に対し、幼児教育の振興及び充実に資するため、私立幼稚園等補助金交付要綱に基づき補助金を交付します。	保育課
7	小学生の預かり保育	家庭で保育することができない小学生を対象に、認定こども園、私立幼稚園、私立保育園で預かり保育を行います。	子ども支援課
8	スマート申請の推進	市民サービスの利便性向上と業務の効率化を図るため、LINE等による行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済を可能とするスマート申請システムを活用し、子育て世代を対象とした手続きを中心に活用を進めます。	企画政策課 (デジタル戦略室)

コラム

チーパス・スマイル

「チーパス・スマイル」は、結婚から妊娠・出産、子育てまで各ステージに必要な情報を発信するため、県が開発した専用ウェブサイト・アプリです。

電子版チーパスの利用やチーパス協賛店の検索、結婚・子育て支援等について、県や市町村から配信しているお知らせを取得することができます。

(令和5(2023)年9月より、LINE運用が開始され、アプリ版サービスは終了となりました。)

我孫子市内のチーパス協賛店の一覧を市ホームページに掲載しています。



1-3 共育での推進

育児休業制度や育児休暇の普及等により、女性も子育てをしながら就労を継続できるようになり、子育て家庭においても共働きが増加しています。

男女共同参画の視点に立ち、共働き・共育てを支える意識醸成に努めます。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら、自信を持って楽しく子育てできるように、家庭教育に関する情報提供や学習の場を通して、家庭教育力の充実を図ります。

通番	事業名	事業内容	所管課
9	男女共同参画啓発事業の実施	講演会や情報紙を通して、男女共同参画の発信に取り組めます。特に、働く世代や子育て世代等の若い世代が男女共同参画の情報にアクセスしやすく、関心を持つよう WEB の活用を進めます。	男女共同参画室
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	年度中の SNS 投稿件数	52 件	50 件以上

通番	事業名	事業内容	所管課
10	のびのび親子学級	生後1～5か月の赤ちゃんとその保護者のクラス、2～3歳の子どもとその保護者のクラスに分かれて実施しています。学級の活動の中で子育ての楽しさや喜びを知り、また、他の親子との交流を通して自分の子育てを見つめ直し、子育ての輪を広げることができる講座です。	生涯学習課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	満足度(講座参加者へのアンケート)	100%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課
11	家庭教育学級	小学1年生の保護者を対象に、家庭教育の大切さを理解してもらうために実施しています。「わくわく・どきどき子育て」と題し、交流・講義・体験を通して親子で楽しく過ごすきっかけを仲間と一緒に見つけることができる講座です。家庭や学校、地域の連携を深める学習や家族も参加できる学習も取り入れ、家庭の教育力の充実を図ります。	生涯学習課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	満足度(講座参加者へのアンケート)	89.0%	100%

1-4 子育て家庭への経済的支援

物価上昇等の影響により、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭も少なくありません。

今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減し、家庭の生活基盤や経済基盤の安定を図るため、学校給食費の補助や児童手当の支給等、子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や各種助成を実施していきます。

通番	事業名	事業内容	所管課	
12	学校給食費補助事業	保護者の経済的負担軽減を目的に市立小中学校に対して学校給食費の補助を行い、第3子以降の児童生徒の学校給食費無償化及びその他の児童生徒（第1子、第2子）の学校給食費の一部軽減を行います。また、食物アレルギー等により弁当を持参している市立小中学校児童生徒の保護者に対し、学校給食を食している児童生徒の学校給食費軽減相当額を補助します。	学校教育課	
		指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
		交付実績者数割合	100%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課
13	児童手当支給事業	18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者に対して、児童手当を支給します。	子ども支援課
14	子ども医療費助成事業	18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者に対して、保険適用分の医療費を助成します。	子ども支援課
15	未熟児養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した子どもに対し、安心して医療を受けられるように医療費を給付します。	子ども支援課
16	住宅リフォーム補助金	住宅のリフォーム費用の一部を補助します。申請者が次のいずれかに該当する場合（①15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯、②夫婦がともに49歳以下の世帯、③親の年齢が49歳以下であって、20歳未満の子がいるひとり親家庭の世帯）、上限額を加算します。	建築住宅課

コラム

こども未来戦略

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、国は、令和5（2023）年12月に「こども未来戦略」を策定しました。

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

《こども未来戦略の具体的な取組》

① 男性育休取得推進

子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率を引き上げる他、中小企業に対する助成措置を大幅に強化する等、男性育休の取得促進に取り組んでいます。また、時短勤務を選択しやすくし、子の看護休暇をより取得しやすくなるよう、制度を整えていきます。

② 高等教育費の負担軽減

教育の機会均等を図る観点から、貸与型奨学金の減額返還制度を利用しやすく、年収要件等を緩和する他、授業料等減免・給付型奨学金（返還不要）の対象を拡大する等、大学等にかかる教育費負担を軽減します。

基本目標 2 子どもと親が健やかに暮らせるまち

2-1 親と子の健康づくりの推進

各成長段階での健康診査や相談、健康教育、予防接種等を通して、医療機関や関係機関等と連携し、疾病の早期発見や親子の健康維持、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの伴走型相談支援に取り組み、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯にわたって健康な生活が送れるよう、健全な食習慣や歯と口腔の健康等についての情報や学習の機会を提供し、食育とむし歯予防を推進します。

通番	事業名	事業内容	所管課
17	予防接種事業	子どもの感染症の発病予防、重症化防止及び集団感染の予防を図るため、乳幼児・小中高校生等に国が定める定期の予防接種を行います。	健康づくり支援課
	指標		
	接種率	現状（令和5年度末） 98.4%	目標値（令和11年度末） 99.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
18	幼児健康診査	幼児期において身体発育及び精神発達の面から重要な時期にある1歳6か月児・3歳児・5歳児に対して、総合的健康診査を行います。 2歳8か月児に対して、歯科健康診査や歯みがき指導（フッ化物塗布）、希望者に栄養相談や育児相談を行います。	健康づくり支援課
	指標		
	1歳6か月児健康診査の来所率	現状（令和5年度末） 95.9%	目標値（令和11年度末） 97.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
19	母子健康手帳の交付	母と子の健康を守り、安全な出産と子どもの健やかな成長を送ることができるよう母子健康手帳を交付します。	健康づくり支援課
20	ウェルカムベビー学級	妊婦とその家族が、妊娠・出産・育児に関して学ぶ場を作り、子育てや家庭生活における役割について考え、心身ともに健やかな生活が送れるように支援します。	健康づくり支援課
21	妊婦歯科健康診査	妊娠期はホルモンバランスの変化やつわり等により、口腔内の環境が変化し、むし歯や歯周病になりやすい時期です。特に歯周病は、早産や低出生体重児出産とも関わりがあるため、歯科健康診査を受ける機会を提供します。	健康づくり支援課
22	小児等任意予防接種費用助成事業	保護者の経済的負担を軽減するとともに、発病予防、重症化防止及び集団感染の予防を図るため、予防接種に要する費用を一部助成します。	健康づくり支援課
23	4か月児相談	生後4～5か月の時期に、集団教育（歯科衛生士による歯に関する話・栄養士による離乳食の進め方の話）、身体計測（体重・頭囲）、保健師による個別相談を行います。希望者には、栄養士・歯科衛生士による個別相談を行います。	健康づくり支援課
24	離乳食・後期離乳食教室	離乳期から幼児期にかけての適切な離乳食作りや食事内容、生活リズム等を学ぶことを通して、この時期の食習慣が今後の健全な食習慣の形成につながることへの理解を促し、親子共に健康的な食生活を営むことができるよう、食事と歯科衛生に関する実践的な知識の提供をします。	健康づくり支援課
25	フッ素洗口事業	永久歯に生え変わる前の時期からフッ素洗口を行うことで、口腔内の環境や歯と口腔の健康への意識付けを目指すと共に、永久歯のむし歯予防を行います。フッ素洗口を希望する保育園・幼稚園・認定こども園で実施します。	健康づくり支援課
26	健康に関する相談、訪問活動	電話や来所相談、訪問等により、家庭・生活状況に合わせた情報提供や健康相談を行うことで、健康に関する不安の軽減・解消を行います。	健康づくり支援課
27	小児科診療所開業促進事業	保護者が安心して子育てできる環境を整備することを目的として、小児科を有する診療所を開設する者又は既に開設している診療所に新たに小児科を診療科目に追加する者に対して、補助金を交付します。	健康づくり支援課

2-2 子ども・若者の健康づくりと食育の推進

子どもたちに対する健康教育と食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。子どもたちが正しい知識と望ましい生活習慣を身に付けられるよう指導します。

また、各種健康診断の実施や検診により、健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげ、子ども・若者の健康の保持と増進に努めます。

通番	事業名	事業内容	所管課
28	歯みがき食育指導	小学校では歯みがき指導、中学校では嘔むことの大切さを指導し、歯の健康が身体の健康につながることを伝えます。 また、一部の小学校にフッ素洗口を行っています。	学校教育課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	フッ素洗口実施校数	2校	4校

通番	事業名	事業内容	所管課
29	児童・生徒健康診断事業	内科や歯科、心電図検査等の各種健（検）診を滞りなく実施するよう計画的に事業を推進します。	学校教育課
30	生活習慣病予防健診	小学4年生を対象に内科検診で肥満度20%以上の対象者に対して、生活習慣病予防健診を行います。	学校教育課
31	我孫子産米・我孫子産野菜の学校給食の導入事業	地産地消を図り、児童生徒の地域に根ざした食に関する理解を深め、「食育」を推進するため、すべての小中学校の学校給食に我孫子産米及び我孫子産野菜の使用推進を図ります。	学校教育課
32	食育だより	生涯を通して健康に暮らす市民を増やすために、食への関心を持ち、正しい知識を得て、望ましい食生活を送れるよう、食に関する情報を掲載する食育だよりを定期的に発行し、食育のより一層の推進を図ります。	健康づくり支援課
33	子宮頸がん検診	20歳以上の女性を対象に年に1回子宮頸がん検診を実施します。対象者に対し、受診の必要性について啓発していきます。また、集団検診では子守りサポーターの配置などで子育て世代でも受診しやすい体制を整備していきます。	健康づくり支援課
34	乳がん検診	30歳以上の女性を対象に年に1回乳がん検診を実施します。対象者に対し、受診の必要性について啓発していきます。また、集団検診では子守りサポーターの配置などで子育て世代でも受診しやすい体制を整備していきます。	健康づくり支援課
35	がん教育の推進	中学校保健体育の保健分野で、がんに対する正しい知識や予防、健康の保持増進をする方法について理解を深めるため、がん教育の推進を図ります。	指導課

基本目標3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子どもの権利）

3-1 子どもの発達に応じた教育と支援の推進

感染症の影響やICTの急速な進展、少子高齢化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会の中でも、子どもがのびやかに育ち、自分の力を発揮できるよう、たくましく生きる力の育成を目指し、子どもの成長・発達に応じた教育を推進します。

幼保小連携や小中一貫教育を通じて、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を育む教育内容・方法の充実を図るとともに、教育環境の整備を推進します。

また、ICT教育環境の整備とICT機器を活用した授業の充実を図り、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を実施し、情報化社会に対応できる子どもたちを育てます。

通番	事業名	事業内容	所管課
36	幼保小連携事業	幼稚園・保育園・認定こども園での育ちや学びが、小学校の生活・学習へとなめらかにつながるよう、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し交流活動を推進します。また、推進委員会や地区別会議、研修会を実施し、保育教諭、保育士、教職員のこの時期の子どもの育ちの理解を深め、よりよい連携を推進します。	指導課、 保育課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	小学校・幼稚園・保育園・認定こども園の交流回数	—	各施設1回以上

通番	事業名	事業内容	所管課
37	小中一貫教育の推進	子どもの学力向上や中1ギャップの解消、豊かな人間性・社会性の育成を図るため、義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を行います。また、小中・小小の児童生徒、教職員の交流や連携活動等を実施します。	指導課 (小中一貫教育 推進室)
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	小中一貫教育の周知・理解度 (学校評価アンケート)	80.6%	85.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
38	小中学校コンピュータ教育の推進	I C T機器やインターネット回線等の整備を図りながら、I C T機器を活用した授業の充実を図ります。また、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの授業を実施します。	指導課
	指標		現状（令和5年度末）
	学習でのパソコン活用の満足度（児童生徒へのアンケート）	96.3%	目標値（令和11年度末） 97.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
39	学校図書館活用の推進	児童生徒の主体的・対話的で深い学びに寄与する学校図書館を目指し、教職員と学校司書、市民図書館が連携して「読書センター」「学習センター」「情報センター」の学校図書館3つの機能の一層の充実を図ります。	指導課、 学校教育課、 図書館
	指標		現状（令和5年度末）
	授業者が学校司書と協力して、学校図書館や市民図書館の図書を活用して授業を行った全小中学校のクラスの割合	96.6%	目標値（令和11年度末） 100%

通番	事業名	事業内容	所管課
40	教育・発達相談事業	児童生徒やその保護者、あるいは関係者からの不登校やいじめ、発達の偏り等を主訴とする相談に応じます。必要に応じて継続相談、発達検査の実施、関係者会議の開催等の連携を行います。	教育相談センター
	指標		現状（令和5年度末）
	年度末の相談者の満足度	94.4%	目標値（令和11年度末） 100%

通番	事業名	事業内容	所管課
41	小中学校への要請訪問指導	小中学校が研究と修養を行うにあたって、学校からの講師要請に基づき指導主事を派遣し、指導にあたります。	指導課
42	国際理解教育の推進	外国の文化に興味関心を持ち、積極的に外国語（英語）を活用しようとする児童生徒を育成するために、すべての小中学校にA L T（外国語指導助手）を配置し、質の高い授業を実施します。	指導課
43	就学相談事業	すべての児童生徒と保護者が就学相談を通して、児童生徒の特性を理解し、納得した上で就学先を決定することを支援します。	教育相談センター

3-2 子ども虐待防止対策の充実

子どもの虐待対応等の支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分に提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関の連携と機能の強化を図ります。また、子ども虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに係る様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

市内でこれまでに起きた子どもの大切な命が失われるという痛ましい事件を決して風化させることなく、改めて「子どもの命を守り、安心して育ち育てていける我孫子を創る」という視点を持ち、虐待防止対策に取り組んでいきます。

通番	事業名	事業内容	所管課
44	子ども虐待防止・援助活動の推進	虐待通告があった場合には、即時子どもの状況確認や保護者との面談を実施し、事実確認するとともに、支援方針を検討し、相談・助言・指導を行います。代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三層構造の会議を実施し、関係機関の連携強化を図ります。また、子ども虐待の予防や早期発見のため啓発活動を積極的に行います。	子ども相談課 (子ども虐待防止対策室)
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	緊急性の高い通告について、48時間以内に調査を行った割合	100%	100%

コラム

児童虐待とは？

子どもの身体を傷つけることだけではなく、ひどい言葉をぶつけたり、ほったらかしにしたりすることも、子どもの成長や発達を妨げます。保護者が「しつけ」だと考えていることや「このくらいなら大丈夫だろう」と思うようなことでも、子どもが苦痛を感じたり、生命に危険を及ぼしたりするならば「虐待」にあたります。

次のようなことも「虐待」にあたります。

◎子どもが友達を叩いたので、痛みを理解させる目的で同じように叩いて叱った。

→どんな理由であっても、子どもを叩くことは身体的虐待にあたります。子どもには「叩かれた」印象だけが残り、「何が悪かったのか」を理解できないままです。子どもに伝わる言葉を選んで説明することが大切です。

◎子どもがテレビを見ているリビングで、夫婦喧嘩をした。

→子どもが見えるところや聞こえる声で夫婦喧嘩をすることは、心理的虐待にあたります。自分の大切な人達が憎しみあう姿を見せることは、子どもの心に傷を残します。

3-3 いじめ防止対策・不登校への対応の充実

いじめは、誰にでも起こり得る身近な人権問題です。いじめは、受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるものであり、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

いじめが複雑化、深刻化する中、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができるよう、学校と保護者、地域、その他の関係機関が連携を強化し、一丸となって、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進します。

また、心の教室や児童生徒からの悩み相談ホットライン等、子どもの悩みや不安を受け止めることができる体制を整えます。

さらに、一人ひとりの子どもに合った教育のあり方を考え、校内教育支援センターの設置を進める等、多様な学びの場の確保に努めます。

通番	事業名	事業内容		所管課
45	いじめ防止対策事業	いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を柱に、教職員へのいじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。また、児童生徒に対していじめアンケート調査、Q-U検査等を定期的実施し、実態把握といじめの早期発見に努めます。		指導課、 子ども相談課
		指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
		いじめに関するアンケート結果に対する取組後のいじめ件数の解消率	97.8%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課
46	いじめ問題対策連絡協議会等の運営	いじめ防止等の対策について、関係機関と連携を図るため、年1回いじめ問題対策連絡協議会を開催します。また、重大事態が発生し、教育委員会の調査結果の報告を受け、対処が必要と認められた場合、または、再発防止のために市長が必要と認めた場合は、いじめ再調査委員会を開催します。	子ども相談課、 指導課
47	児童生徒からの悩み相談ホットライン	電話とメールによる、小中学生本人からの様々な悩みの相談に応じ、解決に向け、関係機関と連携します。また、相談窓口の認知向上のため、すべての児童生徒に対してチラシを配布する等、周知を図ります。	教育相談 センター

通番	事業名	事業内容	所管課
48	長期欠席児童・生徒対策事業	小中学校にある心の教室において児童生徒、保護者、教職員の相談に応じる、心の教室相談員兼在宅訪問指導員の派遣をします。 また、学校教育における児童生徒の様々な悩みに対して、教育相談が適切に行えるよう教職員の資質を高めるための学校教育相談研修会を実施します。	教育相談センター
	指標		現状（令和5年度末）
	心の教室相談員が受理した相談の延べ件数	6,003件	目標値（令和11年度末） 7,000件

通番	事業名	事業内容	所管課
49	校内・校外教育支援センターの運営	不登校児童生徒の社会的自立のため、本人に合った支援を行うことを目的に教育支援センターを運営します。教室に入れない児童生徒のための校内教育支援センターを各小中学校に設置し、スタッフを配置、運営します。	教育相談センター
	指標		現状（令和5年度末）
	校内教育支援センター利用児童生徒が学校に登校できた日数（校内教育支援センターへの登室含む）の割合	64.7%	目標値（令和11年度末） 70.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
50	学級経営の支援	児童生徒がよりよい学級・学校生活を送るために、Q-U検査を活用し、児童生徒個人の状態や学級の状態を客観的に把握することで学級経営の改善を進めます。	指導課

3-4 子どもの居場所と体験活動の充実

「こどもの居場所づくりに関する指針」の基本事項において、子どもの居場所は、物理的な「場」だけではなく、遊びや体験活動を通して、子どもが過ごす場所、時間、人との交流等すべてが居場所となり得ると示されています。

子どもたちが成長していく過程では、直接体験することでしか得ることができない大切な学びがたくさんあります。体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、自主性や社会性、協調性等、子どもたちが社会を生き抜くために必要となる基礎的な能力を養うことができる成長の場です。様々な能力を育むために、自然や文化、歴史等に触れることができる多様な遊びや体験活動を提供するとともに、様々な人と交流ができる居場所づくりを進めます。

また、子どもたちが公園でのびのびと遊ぶことによって育む身体的能力や精神的能力は、社会生活を送る上で欠かせない力となります。子どもたちが身近な公園を安全に、安心して利用できるよう、適正な維持管理・更新・バリアフリー化を行います。

通番	事業名	事業内容	所管課
51	あびっ子クラブ	小学校の転用可能教室等を活用した、放課後の子どもが安全・安心に遊ぶことができる子どもの居場所です。地域の方々と協働して様々な体験や活動の場を通して異年齢間交流を図ります。	子ども支援課
	指標		現状（令和5年度末）
	登録率（登録児童数／対象児童数）	54.5%	目標値（令和11年度末） 60.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
52	アビコでなんでも学び隊	様々な「体験」と「好き」や「夢」に出会う学びの場です。学ぶ喜び、創造する楽しさ、科学する探究心などを感じる中で「あびこ」の環境や人々の良さを感じることができます。地域に興味や関心を持つきっかけの場となる講座で夏休みと冬休み及び土曜日に実施します。学習内容は科学、料理、工作などがあります。	生涯学習課
	指標		現状（令和5年度末）
	満足度（講座参加者へのアンケート）	99.0%	目標値（令和11年度末） 100%

通番	事業名	事業内容	所管課
53	「夏の遊びと研究大集合！」の開催	身近な自然を科学的に理解することができるように、その導入として自然素材を使った工作や簡単な科学実験を行い、関心を高める事業を展開します。	鳥の博物館
	指標		現状（令和5年度末）
	参加者数	594人	目標値（令和11年度末） 600人

通番	事業名	事業内容	所管課
54	利用しやすくなる公園の整備	子どもをはじめ、誰もが快適に利用しやすくなる公園とするため、公園施設の適正な維持管理・更新・バリアフリー化を行います。 また、より身近で親しみやすい公園とするため、地域住民の主体的な公園づくりや維持管理などのボランティア活動を支援していきます。	公園緑地課
	指標		現状（令和5年度末）
	安心して利用できる公園の面積	150 ha	目標値（令和11年度末） 150 ha

通番	事業名	事業内容	所管課
55	子どもの読書活動推進	すべての子どもが読書の楽しさを知り、自ら考え、課題解決できる自立した人間に成長し、豊かな人生が送れるよう、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動できる環境を整え、市民図書館、学校及び関係機関等が連携し、子どもの読書活動を推進します。	図書館
	指標		現状（令和5年度末）
	児童書の貸し出し数	167,188 冊	目標値（令和11年度末） 180,000 冊

通番	事業名	事業内容	所管課
56	子どものための舞台鑑賞事業	心豊かな成長を促すとともに、舞台鑑賞のマナー等を養い、文化芸術に親しむきっかけとなるよう、子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。	文化・スポーツ課
	指標		現状（令和5年度末）
	鑑賞率（来場者／定員）	90.4%	目標値（令和11年度末） 94.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
57	手賀沼チームラン・キッズラン うなきちカップ	生涯スポーツの推進を目的に、親子で楽しめるファンランのイベントを実施します。	文化・スポーツ課
	指標		現状（令和5年度末）
	参加人数	476 人	目標値（令和11年度末） 710 人

通番	事業名	事業内容	所管課
58	げんきフェスタ、あびこ子どもまつり	げんきフェスタ実行委員会との共催事業として、6月下旬に、コホミンにて「げんきフェスタ」を開催します。また、あびこ子どもまつり実行委員会との共催事業として、10月下旬に、アビスタにて「あびこ子どもまつり」を開催します。	子ども支援課
59	環境学習の推進	手賀沼親水広場や水の館を活用し、小学生を対象としたプランクトン観察やカヌー体験教室等を実施するほか、小学生向けのプラネタリウム学習番組を提供し、理科の授業に活用します。	手賀沼課
60	平和事業の実施	戦争や原爆の記憶を若い世代へ伝え、平和の大切さを考えるきっかけとなるよう、中学生の広島・長崎派遣、派遣報告会「平和の集い」、歴代派遣中学生によるリレー講座、我孫子市平和祈念式典、折り鶴づくり運動、折り鶴展等の事業を、子どもや若者を含む多くの市民に携わってもらいながら実施します。	企画政策課、指導課、社会福祉課
61	手賀沼船上学習の実施	小学4年生～6年生を対象に、手賀沼を遊覧船から観察して、手賀沼の歴史や現状、生態系等を学ぶ船上学習を実施します。	手賀沼課
62	青少年相談員事業への支援	青少年相談員は、子どもと一緒に遊んだり、様々な体験の場を提供したりすることで、子どもの健全な育成を図るために活動している地域のボランティアです。市内各地で様々な活動を展開する青少年相談員の活動を支援します。	子ども支援課
63	二十歳成人式	毎年1月に実施する20歳を迎えた成人を対象とした式典で、20歳を迎えた市民を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、我孫子への愛着を深めてもらうことを目的としています。なお、当日の式典の運営及び企画の内容は、市内中学校から選出された成人代表により実施します。	生涯学習課
64	子どもの学習・生活支援事業	市民団体、社会福祉協議会、市が参加する「我孫子市子どもの学習支援ネットワーク」において、子どもの貧困や学習の問題について検討し、ネットワーク参加者の増加を図ります。様々な主体による学習支援教室等の子どもに身近な拠点を増やし、子どもの登録者数を増やすことで貧困の世代間連鎖の予防を図ります。	社会福祉課
65	子ども食堂ネットワーク	子ども食堂を運営する団体と我孫子市、社会福祉協議会、民間企業等が連携・協力し、発足しました。子どもたちの食を通じて、地域住民がつながり、地域の子どものたちにとって安全・安心な居場所として発展していけるよう、情報交換と相互交流を重ねていきます。	子ども支援課

3-5 子どもの権利擁護の充実

子どもが子どもらしく育ち、様々な経験を積み重ねることで夢を育み、夢のために努力を続けることができる環境を整備するためには、子どもが自分自身の意見を持ち、それを安心して表明できること、尊重されることが重要です。

また、家庭でも子どもと向き合うことができるよう、子育ての不安を軽減するため、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実させます。家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の養育機能を高めるとともに、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

通番	事業名	事業内容	所管課
66	子ども総合相談の推進	子どもに関するあらゆる相談に、来所及び電話、LINE等で対応しています。総合窓口として、相談内容により適切な専門機関を紹介するとともに、助言・指導が必要と判断した場合には訪問等を行い、継続的な支援を行います。また、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。	子ども相談課
	指標	現状（令和6年10月）	目標値（令和11年度末）
	LINEでの相談があった場合、翌開庁日の17時までの回答率	100%	100%

※令和6（2024）年5月よりLINEでの相談を開始したため、現状は令和6年10月の実績を記載しています。

通番	事業名	事業内容	所管課
67	子ども議会	次世代を担う小中学校の児童生徒に、議会制民主主義の理解や我孫子市のまちづくりに関心を深めてもらうため、2年に1回、実際の議場で行う模擬議会を開催します。 また、議会終了後も各議員からの要望や提案について検討し、学校を通じて市の対応について子ども議員に伝えていきます。	指導課

コラム

大学生による我孫子の施策提案（企画政策課）

市では、中央学院大学と連携して、令和6（2024）年度に「大学生による我孫子の施策提案」を実施しました。学生が我孫子市に関する施策について企画検討・提案することにより、地域社会への愛着と関心を深め、市の発展に寄与することを目的とした取組で、こども基本法に基づく若者の意見聴取にあたります。

令和6（2024）年度は「我孫子の魅力アップ」をテーマに募集し、19件の応募がありました。事前審査を通過した6団体による発表会では、市の現状や課題を的確に捉えるとともに、学生ならではの視点を盛り込んだプレゼンテーションが行われ、金賞を受賞した団体の提案については、実現に向けて検討します。

令和5（2023）年4月1日に、子ども基本法が施行され、子どもに関する取組や政策が社会のまんやかに据えられる「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、子ども家庭庁が創設されました。

子どもまんなか社会とは、子どもや若者が幸せに暮らせるように、子どもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、常に子どもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくことを目指すものです。

こども
まんなか

子ども議会（指導課）

子ども家庭庁は、「子どもまんなか社会」を実現させるため、子どもとともに社会をつくるパートナーとして、子どもの意見を聴き、政策に反映させる取組が広がるよう、推進しています。

本市では、子どもの意見や要望をまちづくりの参考とするため、平成13（2001）年度に、第1回子ども議会を開催し、令和5（2023）年度に第10回目を迎えました。安全・安心なまちづくりや地域の魅力向上等、様々な分野について、子どもの視点で、これまでに350件を超える質問や提案がありました。

子ども議員の意見を受け、新たな取組や現在行っている取組の中で実施や検討をするとともに、学校や子どもたちに対応経過をフィードバックしています。



二十歳成人式（生涯学習課）



我孫子市二十歳成人式は、市内中学校から選出された成人代表により構成される運営委員会が企画し、式当日の運営を行います。

数回の企画運営会議を開催し、記念品の選定やプログラムの構成等について話し合います。成人代表（若者）の意見を反映し、若いアイデアで、一生に一度の思い出となる成人式を創り上げます。

本市におけるこどもの意見聴取や こどもが主体の取組を紹介します！

平和事業（企画政策課・指導課・社会福祉課）

市では、戦後60年にあたる平成17（2005）年から、被爆地への中学生派遣事業を開始し、被爆の実相や平和の尊さを次の世代に伝えていく取組を始めました。

平和の大切さを伝える事業として、広島や長崎に派遣された経験を持つ歴代の派遣中学生が、小



学校全13校を訪問し、小学6年生向けに、自分たちが見て、聞いて、感じたことを次の世代に伝えるために「リレー講座～未来を生きる子どもたちへ～」を平成27（2015）年から行っています。

また、我孫子市平和事業推進市民会議の委員には、中学生のときに広島・長崎派遣を経験した若者も多く、平和に関する教育やイベント、平和祈念式典等の平和事業は、若者の意見を取り入れながら実施しています。

げんきフェスタ・あびこ子どもまつり（子ども支援課）

市では、地域で子どもたちの体験活動の機会を設けることの一環として、「げんきフェスタ」と「あびこ子どもまつり」を市内の市民団体や福祉団体、企業等で構成する実行委員会とともに共同開催しています。どちらも20年以上の歴史があり、子どもと大人が一緒に創り上げるおまつりとして、地域に根差したイベントです。

子ども部門では、子どもたちの中からリーダーを決め、意見を出し、話し合い、お化け屋敷やゲーム等の企画をします。子どもたちの意見をまとめるお手伝いは高校生や大学生が行います。子どもと若者が協働で、企画から当日の運営を行うことで、主体性や社会性、協調性等を養うことができる成長の場となっています。



基本目標4 地域で子ども・若者を見守るやさしいまち

4-1 地域の力で子ども・若者を育む取組の推進

人口減少、核家族化、働き方の変化、生活様式の多様化等により、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。

市内の全小中学校では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校と地域の連携・協働を推進します。子育ての目標やビジョンを共有することで、学校と地域が子育てのパートナーとなることを目指します。

中学校の部活動においては、子どもたちが、今後も文化・スポーツ活動に継続的に親しめ、持続可能な活動環境を確保するため、学校も含めた「地域」が主体となって運営する地域クラブ活動への移行を推進します。

子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くため、地域の担い手を増やしていくとともに、地域、団体、関係機関等が子ども・子育て支援に関われるよう連携の強化に努めます。

通番	事業名	事業内容	所管課
68	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	「地域とともにある学校」作りの推進に向け、学校・保護者代表・地域代表・有識者等で構成する学校運営協議会を開催します。学校運営協議会では、学校運営方針・ビジョンの承認や教育課程、学校課題の解決、地域学校協働活動の実施、地域貢献などに向けた熟議を行い、「地域総ぐるみで子ども達を育てる」態勢を築くとともに、「学校を核とした地域作り」を実現していきます。	指導課

通番	事業名	事業内容	所管課
69	地域学校協働活動の推進	地域ボランティアによる就業支援、長期休業等の学習会支援、部活動補助、図書の整理や読み聞かせ、花壇や樹木の整備などの環境整備、学校行事の準備・運営支援など、学校の教育活動を支援するとともに、地域の教育資源とのネットワークを構築し、地域全体で学校教育を支える仕組みづくり、学校を核とした地域づくりを進めます。	指導課
		指標	
	学校支援ボランティア参加延べ人数	37,930人	40,000人

通番	事業名	事業内容	所管課
70	子育てサポーターの養成と地域活動の推進	子育てサポーター養成講座を実施し、地域の子育てを支援する人材を育成します。講座を修了した市認定の子育てサポーターが、子育て支援施設での交流支援やイベントでのサポート、子育てサークル活動などを行い、子育て家庭を支援します。	保育課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	子育てサポーター活動件数	53件	53件

通番	事業名	事業内容	所管課
71	中学校の部活動地域移行	国・千葉県の方針に則り、中学校の教員が「顧問」として担ってきた部活動を、地域の指導者やクラブ・団体などが担う地域クラブ活動に移行します。子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも将来にわたり活動を継続することができる環境を確保するため、休日部活動の地域移行を推進します。平日の活動については、国や千葉県の動向を注視し、休日の地域移行の状況を踏まえながら検討していきます。	文化・スポーツ課、指導課
72	あかちゃんステーション	気軽に授乳おむつ替えができるスペース「あかちゃんステーション」を市内の協力店や公共施設に設置し、乳幼児を持つ親が外出しやすい環境づくりを推進します。	保育課
73	自殺対策の推進	「我孫子市いのちを支え合う自殺対策計画」では、みんながゲートキーパーのまちを目指して、ゲートキーパー研修をはじめとした事業を推進します。子どもに対しては、人間関係等による様々な困難・ストレスへの対処法、大人に対しては子どもの出したサインに気づき、受けとめ、対処するための情報提供や啓発を推進します。	社会福祉課

コラム

子育て支援事業（我孫子市社会福祉協議会）

地区社会福祉協議会では、子育て支援事業として、毎月、未就園児とその保護者等を対象に、ふれあい・交流の場を提供しています。手遊びや読み聞かせ、季節のイベントや保健師による育児相談等を企画し、子育ての悩みを共有・相談したり、地域で友達をつくったり、未就園児が楽しく遊びながら社会性を身に付けられる場となっています。



4-2 安全・安心で生活しやすい環境づくり

子ども・若者が事故や事件に巻き込まれることがないように、地域、保育園・幼稚園、学校、PTA、警察、関係団体等が連携し、対策を推進します。

就学前の児童や学校の児童生徒等に対する交通安全学習を推進し、交通安全意識の普及啓発を図る他、地域のパトロールの実施やこども110番の家の普及等により、地域防犯の意識の向上を図ります。

また、子ども、子育て家庭が安全に、安心して出かけられるよう、道路や公園、公共施設等についてはバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの視点にもとづくやさしいまちづくりを推進します。

通番	事業名	事業内容	所管課
74	我孫子市防犯協議会の活動支援	犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域・警察・関係団体による市内一斉パトロールや小学1年生を対象にした誘拐防止教室を開催します。また、「ABIKO Young-Savers☆」による合同防犯ボランティア活動（年2回）を支援します。	市民安全課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	市内一斉防犯パトロール一回当たりの平均参加人数	351人	355人

通番	事業名	事業内容	所管課
75	少年センター運営事業	少年に対する市内の有害環境をなくすとともに、非行や事故防止を推進するため、少年指導員によるパトロールを実施します。また、広報紙「きずな」の発行やホームページで情報を発信します。	指導課 （少年センター）
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	定例街頭指導の回数	10回	10回

通番	事業名	事業内容	所管課
76	交通安全思想の普及	警察署、交通安全協会と連携し、保育園・幼稚園、小中学校等において、交通安全教室を開催します。	交通政策課、 学校教育課、 保育課
77	通学路安全対策プログラム	小学校の通学路や保育園等幼児の日常的に集団で移動する経路、学童保育室の登降室の経路の安全確保に取り組むため、危険箇所を洗い出し、必要な安全対策を講じます。	学校教育課、 保育課、 子ども支援課

通番	事業名	事業内容	所管課
78	我孫子市LINE公式アカウントの運用	防災・防犯情報や災害時などの緊急を要する情報などを広く発信します。また公式アカウント上の「子ども・子育て相談窓口」で悩み事を抱える子どもや子育てに対する悩み事を抱えた保護者などの相談を24時間受け付けています。	秘書広報課
79	こども110番の家の普及	市民全体が子どもを見守ろうという意識の高揚を図ることを目的として、学校・地域・各団体の協力のもと、個人宅や店舗などを募り、子どもが困ったときに援助したり、危険を感じたときに避難場所になったりする子ども110番の家を普及していきます。	指導課 (少年センター)
80	我孫子市防犯カメラ設置事業補助金	安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する自治会等に対し補助金を交付します。	市民安全課
81	我孫子市自治会等自動体外式除細動器(AED)設置補助金	安全・安心なまちづくりを推進するため、新たに自動体外式除細動器(AED)を設置する自治会等に対し補助金を交付します。	市民協働推進課
82	バリアフリー情報提供事業	障害者・高齢者・子ども連れの方々向けの情報を掲載した「バリアフリーおでかけマップらっく楽!あびこ」をGIS(地理情報システム)を用いて公開します。また、情報を更新するため、市民団体あびこシニアクラブや我孫子市社会福祉協議会と協働で市内各種施設のバリアフリー調査と情報収集を行います。	障害者支援課
83	障害者移動支援事業	市が委託した事業所のヘルパーを派遣し、障害者等が外出するための付き添い及び誘導、乗り物・階段(段差)・食事・トイレ時等の介助及び誘導、そのほか、障害者等が安全かつ確実に目的地に達するための誘導を行います。	障害者支援課

コラム

ABIKO Young-Savers☆(市民安全課)

「ABIKO Young-Savers☆」は、平成26(2014)年に発足した市内5高校(我孫子高校・我孫子東高校・湖北特別支援学校・我孫子二階堂高校・中央学院高校)による”我孫子地区高校生ボランティア活動隊”の愛称です。

それぞれのボランティア活動を行いながら、年に数回、合同で防犯キャンペーンを行う等、地域の安全のために活動しています。

令和5(2023)年度に、これまでの活動が評価され、我孫子警察署署長より感謝状が贈られました。



基本目標 5 多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち

5-1 障害や発達に支援が必要な子ども・若者と家庭に対する支援の充実

発達に支援が必要な子どもを適切な療育や支援につなげるため、多様化する相談に対応できる体制を整備するとともに、子どもの発達特性や成長に合わせた切れ目のない支援について療育・教育システム連絡会を中心に推進します。

また、こども発達センターは、地域の発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターとして、施設の有する専門機能を活かし、発達に支援が必要な子どもとその家族への相談や支援と、子どもの育ちの場の関係機関が連携・協力しながら地域社会への参加及びインクルージョンを推進していきます。

通番	事業名	事業内容	所管課
84	療育・教育システムの構築	発達に支援が必要な子どもへの、乳幼児期から就学、卒業後の就労までを総合的に支援するための体制を整備します。本部会を中心に、6つの作業部会で支援体制等の検討を行い、ライフステージに応じた切れ目ない一貫したシステムを強化します。	こども発達センター 教育相談センター 子ども相談課
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	会議開催回数	3回	3回

通番	事業名	事業内容	所管課
85	専門職員による調整・相談・療育等	発達に支援が必要な子どもに対して、各専門職が子どもの発達状況を、検査と評価を通して的確にとらえ、適切な支援を行います。また、保護者の子育てについての相談に応じます。子どもの発達状況を明確に保護者に伝え、保護者が子どもの現状理解や障害の受容を通して、安心して子育てができるよう家族支援をします。	こども発達センター
	指標	現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	一年間に支援した児童数	785人	727人

通番	事業名	事業内容	所管課	
86	就学に関する相談・支援業務	発達に支援が必要な子どもの保護者が子どもに適した就学先を選択できるように、子ども自身が学校生活において適応し、集団生活を楽しく送れるように相談・支援します。また、教育委員会、教育相談センターと協働、連携し、就学についての案内や特別支援学級・学校体験の案内、引き継ぎ書を作成します。	こども発達センター	
	指標		現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	こども発達センターを利用する年長児童とその保護者に対して支援した割合		99.3%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課	
87	児童発達支援事業所「ひまわり園」による発達支援	児童福祉法に規定する児童発達支援事業として、一人ひとりの子どもに対し発達支援と保護者への支援を行い、日常生活における基本動作の習得、集団生活への適応能力の向上を図ります。部分統合、統合保育、交流保育を保育園と連携することにより、子どもに応じた園外療育と就園・就学支援をします。	こども発達センター	
	指標		現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	出席率		85.2%	86.0%

通番	事業名	事業内容	所管課	
88	障害児保育・統合保育事業	障害のある子どもが保育を必要とする場合や、こども発達センターに通う子どもで就学前の集団保育を経験することが望ましい場合は、療育専門委員会を開いて、障害児の状態等を話し合い、保育園での保育を実施します。	保育課、こども発達センター	
	指標		現状（令和5年度末）	目標値（令和11年度末）
	療育専門委員会において保育の実施の決定を受けた子どもが保育園に通園している割合		100%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課
89	発達支援に関する専門職員の派遣	子どもの発達や子育てをめぐる問題に関して保護者が安心して地域で子育てができるようにするため、発達に支援が必要な子どもの早期発見と早期療育を目的として、健康づくり支援課（保健センター）の幼児健康診査、子育て相談にこども発達センターの専門職を派遣します。また、保健師の相談技能の向上も支援します。	こども発達センター
90	保育所等訪問支援事業所「おひさま」による発達支援	ひまわり園を利用し、その後就園した児童について、必要に応じて、移行支援として保育所等での支援を行います。	こども発達センター
91	相談支援事業所「なの花」の相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成	発達に支援が必要な子どもやその保護者の相談に応じ、児童福祉サービスの利用に向けてサービス等利用計画を作成します。半年ごとに、サービス利用状況の把握、利用者の現状確認のためにモニタリング（継続児童支援利用援助）を実施し、支援につなげます。	こども発達センター
92	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、その子どもにとって、より適切な支援の提供につなげていきます。	こども発達センター 子ども相談課
93	ライフダイアリー普及事業	保護者が子どもの成長を振り返ることができ、子どもが福祉的・教育的支援を必要とする際に、情報を支援機関に迅速に提供し、適切な支援を受けやすくするツールとしても用いられるよう、保護者や関係機関に対し活用方法の周知を図ります。	こども発達センター
94	学級支援員派遣事業	学級支援員は、小中学校に在籍する教育上特別な支援を要する児童生徒に対して個のニーズに応じた適切な対応をするために、学習面や生活面でサポートを行います。教育相談センターが行った巡回結果を基に、学級支援員の適正な配置を行います。	教育相談センター
95	教育相談センターアドバイザー事業	学校からの要請に基づき、学校生活で何らかの支援を要すると思われる児童生徒について、教育相談センターのスタッフを派遣し助言します。一人ひとりの児童生徒のニーズに合わせ、各校と細やかに連携しながら、学校内で提供可能な支援を継続的に助言します。	教育相談センター
96	通訳の派遣	小中学校に在籍する日本語でのコミュニケーションが困難な帰国子女及び外国人の児童生徒の学校生活を支援するために通訳を派遣します。	教育相談センター
97	日本語教育	日本語を理解することが困難な児童生徒に日本語指導者を派遣し、日本語教育を実施します。	教育相談センター
98	通訳や翻訳のための機器の導入	公立保育園に通訳や翻訳のための機器を導入しました。私立保育園に対しては、新たに機器を購入するための初期費用の補助を実施しています。	保育課

通番	事業名	事業内容	所管課
99	児童通所支援事業	0歳から18歳までの児童通所支援を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう公平、適切、迅速に支給決定を行います。日常生活全般を支援する観点から児童通所支援に加えて、他の福祉サービス、地域の社会資源等を積極的に活用できるようサービス等利用計画を作成します。	子ども相談課
100	育成医療給付事業	身体に障害のある18歳未満の児童で比較的短期間の治療（主として手術）で障害が改善される場合、医療費の一部を公費で負担し、自己負担を保険診療分の一割に軽減します。	障害者支援課
101	障害者自立支援給付	障害者（18歳以下を含む）の自立のため、障害程度や勘案すべき事項（心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、市が個別に支給を決定し、在宅サービスや施設サービス等の利用につなげます。	障害者支援課
102	特別児童扶養手当支給事業	障害児の生活の向上を図るため（身体・知的又は精神に中～重度の）障害を有する20歳未満の児童を養育している者へ手当を支給します。	障害者支援課

コ ラ ム

外国にルーツを持つ子どもと家庭への生活支援

（企画政策課・秘書広報課・生活衛生課・市民安全課・健康づくり支援課）

市では、外国人も暮らしやすいまちづくりに向けて、第三次国際化推進基本方針に基づき、外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援に取り組んでいます。

生活情報等の提供では、市ホームページの多言語翻訳機能による対応のほか、外国語版のごみと資源の分け方出し方リーフレットや防災パンフレットの配布、母子健康手帳の交付等を行っています。

また、我孫子市国際交流協会（AIRA）と連携して、外国人のための日本語教室を実施しているほか、あびこ市民プラザ内に外国人相談窓口を開設し、外国人が日常の困りごとを気軽に相談できる体制を整備しています。

5-2 生活に困難を抱える子どもとその家庭に対する支援の充実 (我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

(1) 計画の背景・趣旨

国は、平成 26 (2014) 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年「子どもの貧困対策に関する大綱」を制定し、子どもの貧困対策について推進してきました。令和元 (2019) 年に同法律は改正され、また、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的として「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直されました。

令和 5 (2023) 年にこども家庭庁が創設、こども基本法が施行され、こども政策が進められています。令和 6 (2024) 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称を改め、こども基本法との連携の他、妊娠、出産をはじめ、こどもの将来にわたって切れ目のない支援が行われることが明記されました。

近年、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。2022 (令和 4) 年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は 11.5% であり、およそ 9 人に 1 人の子どもが平均的な所得水準の半分以下での生活を余儀なくされています。困難を抱える子どもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や問題の複雑化等の課題も顕在化しています。

このような状況を踏まえ、子どもの貧困対策を盛り込んだ自治体こども計画の策定が求められていることを受け、本市でも、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的・計画的に推進していくため「我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を策定します。

(2) 計画策定の位置づけ

本対策計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」を一体的なものとして策定しています。

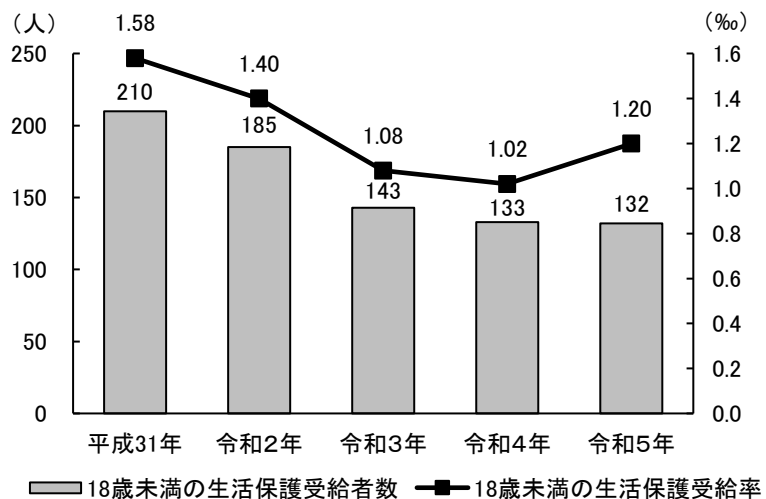
(3) 計画の期間

本対策計画の計画期間は、第五次我孫子市こども総合計画に準じるものとします。

(4) 我孫子市の子どもを取り巻く状況

本市の生活保護を受給している子どもは受給者数、受給率ともに平成31(2019)年より令和4(2022)年までは減少しています。令和5(2023)年は受給率が令和4(2022)年から増加していますが、受給者数は減少しています。

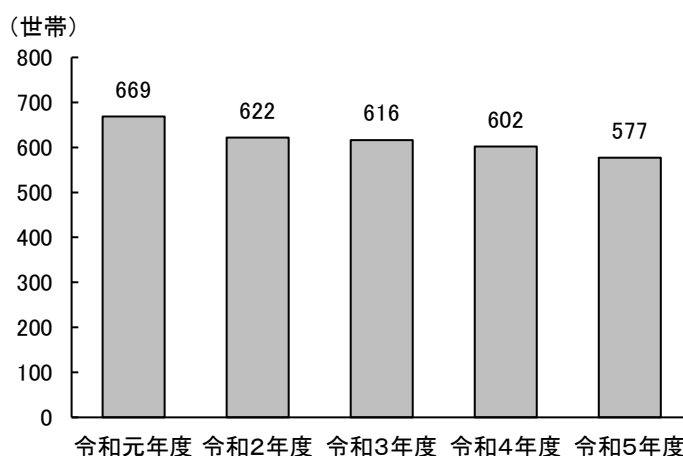
18歳未満の生活保護受給者数の推移



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

本市の児童扶養手当の受給世帯数は減少しています。

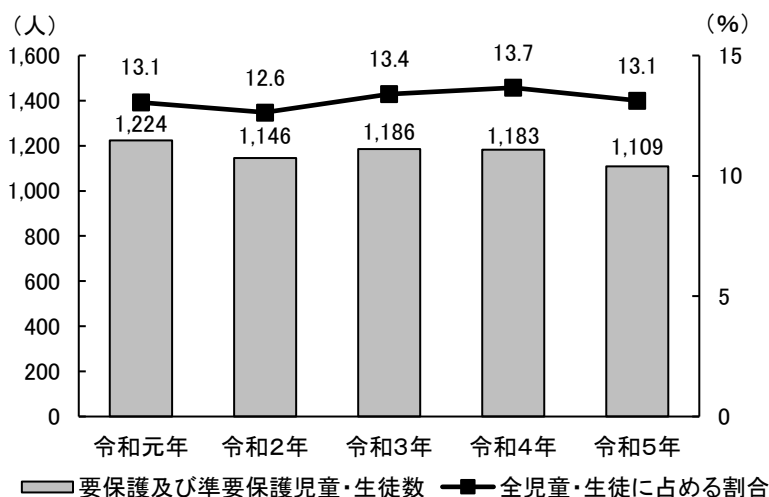
児童扶養手当の受給世帯数の推移



資料: 子ども支援課(各年度3月31日現在)

本市の就学援助認定者について、要保護及び準要保護児童生徒数は減少傾向にあります。要保護及び準要保護児童生徒が全児童生徒に占める割合は約 13%で横ばいとなっています。

就学援助認定者の推移



資料:教育委員会(各年6月1日現在)

(5) 調査結果からみえる現状 (ひとり親家庭等の子育てアンケート)

1. 調査の概要

調査目的	こどもの貧困の解消に向けた対策計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画策定に伴い、子どもがいる世帯の生活状況等の実態を把握するために、調査を実施。
調査対象者	児童扶養手当受給世帯の保護者 705 世帯
調査方法	質問紙による調査
調査期間	令和6年8月1日～8月31日
配付・回収方法	調査票の郵送配付、窓口回収にて実施
回収結果	回答数：320 件

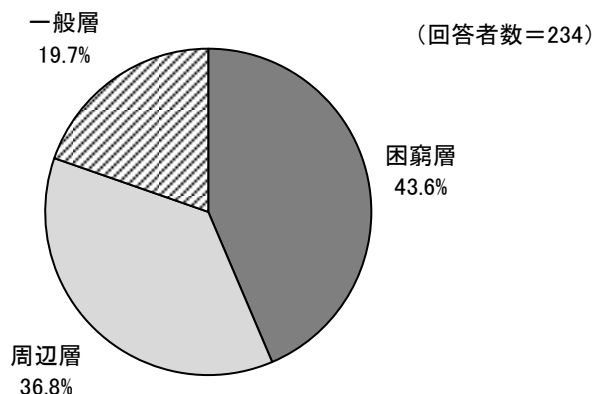
次ページ以降に記載するアンケート調査結果について

- 各設問の回答者数は「無回答」を除いた人数を記載しており、各回答肢の割合についても、その「無回答」を除いた人数を基数として、割合を算出しています。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しているため、四捨五入の関係で合計が 100.0%にならない場合があります。また複数回答では合計が 100.0%を超える場合があります。

2. 調査結果の概要

①生活困難度

生活困難度については、「困窮層」43.6%、「周辺層」36.8%、「一般層」19.7%となっています。



〈生活困難度について〉

本調査では、「千葉県子どもの生活実態調査（令和元（2019）年度）」「2022（令和4）年国民生活基礎調査」を参考に、以下の3つの基準から子どもの生活困難度を「困窮層」、「周辺層」、「一般層」に分類しています。

困窮層	2つ以上の基準に「該当」
周辺層	いずれか1つの基準に「該当」
一般層	いずれの基準にも「該当」しない

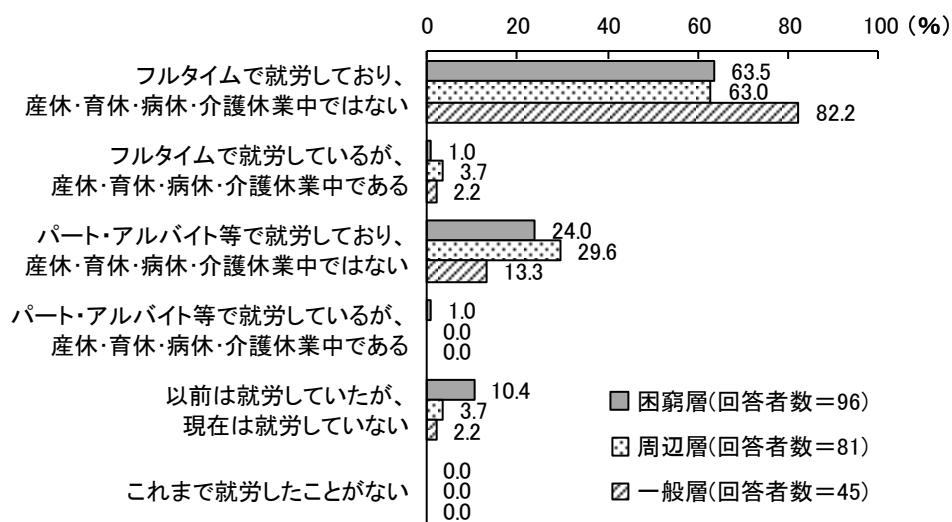
基準1	調査した各回答者の世帯収入と世帯人数から等価世帯所得を計算し、〈基準額〉を下回った世帯が「該当」です。 〈計算方法〉世帯収入÷√世帯人員＝等価世帯所得 〈基準額〉141万円 世帯所得の中央値423万円÷√平均世帯人員2.25人×50%＝141万円
基準2	③購入や料金の支払いができなかったもので「支払えないことはなかった」以外に回答があった場合、「該当」です。
基準3	④家庭の状況で「していない（経済的に）」の回答があった場合、「該当」です。

無回答等でこの3つの基準に「該当」するかどうか不明だった場合は他の「該当」の状況によらず、無効となるため、生活困難度を算出できた回答は234件となっています。

②母親・父親の就労状況

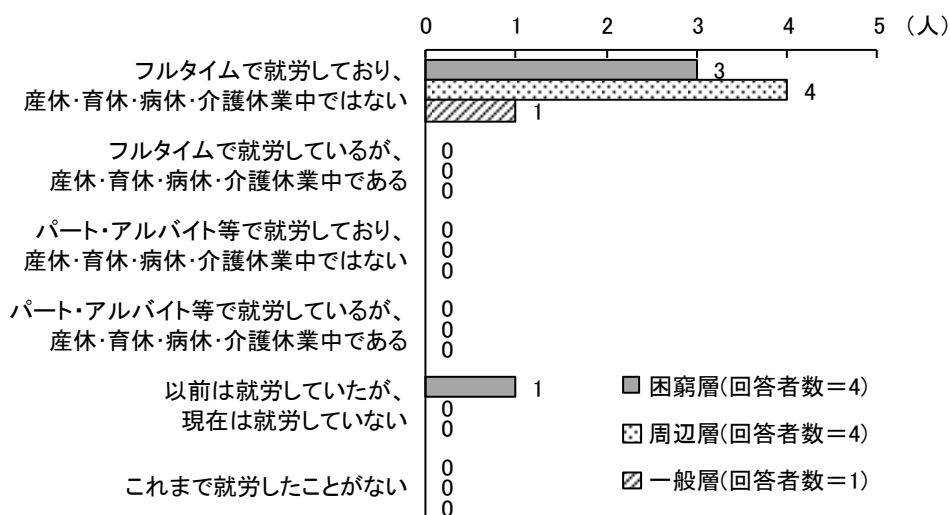
〈母親〉

母親の就業状況については、生活困難度によらず「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。しかし、「一般層」82.2%に対し、「困窮層」63.5%、「周辺層」63.0%でともに約6割となっています。



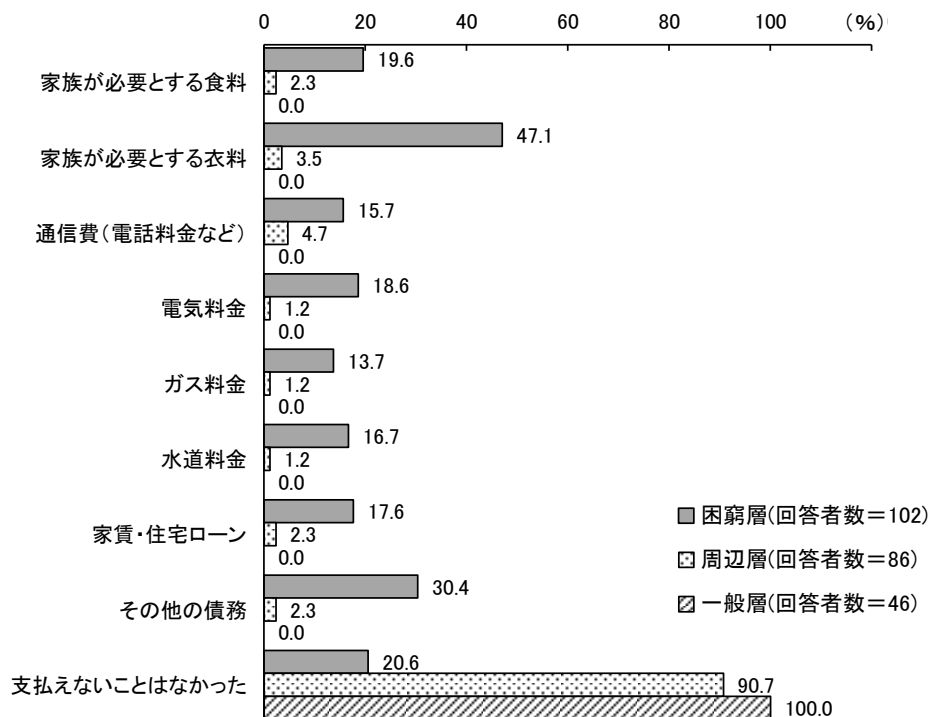
〈父親〉

父親の就業状況については、生活困難度によらず「フルタイムで就労しており、産休・育休・病休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。



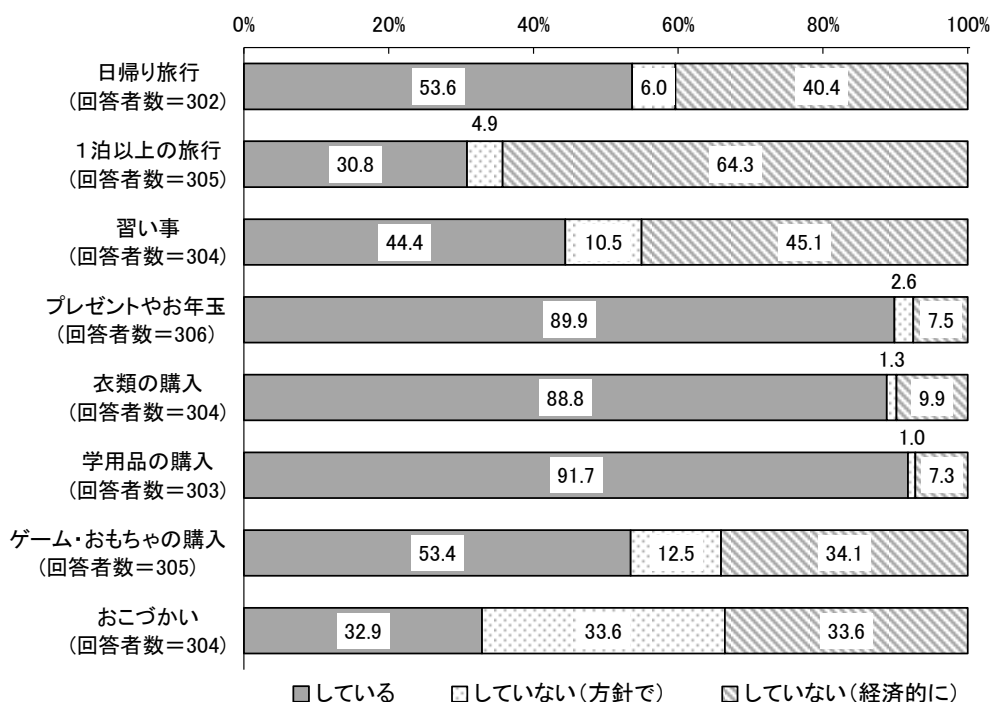
③購入や料金の支払いができなかったもの

購入や料金の支払いができなかったものについては、「困窮層」では「家族が必要とする衣料」47.1%、「その他の債務」30.4%、「家族が必要とする食料」19.6%となっています。「周辺層」では「支払えないことはなかった」90.7%、「通信費（電気料金など）」4.7%、「家族が必要とする衣料」3.5%となっています。



④家庭の状況

各家庭の「していない（経済的に）」については、「1泊以上の旅行」64.3%、「習い事」45.1%、「日帰り旅行」40.4%となっています。



(6) こどもの貧困の解消に向けた施策の展開

近年、子どもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等等を進め、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進します。

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心して子どもを育てる環境づくりを進めるため、就労支援等の職業生活の安定と向上につながる支援の充実を図ります。

また、各種手当の支給により、経済的負担を軽減する他、行政や関係機関の支援を支援が必要な子どもにつなぐ体制を整備していきます。

通番	事業名	事業内容	所管課
103	教育扶助(要保護・準要保護児童生徒就学援助)事業	小中学校で就学費用の負担が困難な家庭に対して、学用品費、修学旅行費、給食費等の就学に要する費用の一部を援助し、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。また、次年度小中学校に入学予定の子どもがいる世帯には、入学前に入学準備金の援助も行います。	学校教育課
	指標	現状(令和5年度末)	目標値(令和11年度末)
	認定者への交付実績	100%	100%

通番	事業名	事業内容	所管課
104	母子家庭等(ひとり親家庭)相談自立支援事業	ひとり親家庭の生活の安定、経済的な自立を支援するため、相談及び各種給付金支給事業(資格取得費用の助成、修学期間の生活費の補助等)を実施します。 ・ひとり親家庭等相談 ・ひとり親家庭自立支援プログラム策定 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	子ども支援課
	指標	現状(令和5年度末)	目標値(令和11年度末)
	経済的自立を目指す相談者の就職率	43.0%	45.0%

通番	事業名	事業内容	所管課
105	児童扶養手当支給事業	18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者等を監護養育するひとり親等に対して、児童扶養手当を支給します。	子ども支援課
106	ひとり親家庭等医療費等助成事業	18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者等を監護養育するひとり親等に対して、医療費を助成します。	子ども支援課
107	母子生活支援施設への入所措置	DVからの避難、母子での生活に困難を有する者等を施設に入所措置し、保護及び自立に向け支援します。	子ども支援課
108	助産施設への入所措置	保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けられない者を助産施設（医療機関）に入所措置し、安心して出産できるよう支援します。	子ども支援課
109	生活保護受給者等就労自立促進事業	就労支援員が生活に困窮している人に対して、早期に就職できるようハローワークと連携し求人情報の提供、ハローワークへの同行、ハローワーク巡回相談、求職者支援制度や各種セミナーの紹介、履歴書等応募書類の作成、就職面談の指導等の就労支援を行います。	社会福祉課

コラム

制服バンク事業（我孫子市社会福祉協議会）

卒業等で使用しなくなった制服等を提供（寄付）していただき、経済的な理由で制服等の購入の難しい方や必要な方へお渡しする福祉とリユースの活動で、我孫子市社会福祉協議会が実施しています。SDGsの理念に沿って持続可能な地域社会を目指し、社会貢献活動（寄付文化）や思いやりの気持ちを推進させることにも繋がる“環境”にも“人”にもやさしい取組です。



フードバンク

《 たすけあいバンク我孫子 》 たすけあいバンク事業
（我孫子市社会福祉協議会）

たすけあいバンク我孫子は、市民同士の“たすけあい”の橋渡しを担う事業で、市民の皆さんや企業等から食品や生活用品の寄付を募り、生活に困窮されている方や子ども食堂に無料で提供しているほか、「フードバンクちば」を通して千葉県内の福祉関連施設や支援団体へ寄付されています。



《 フードバンク手賀沼 》

フードバンク



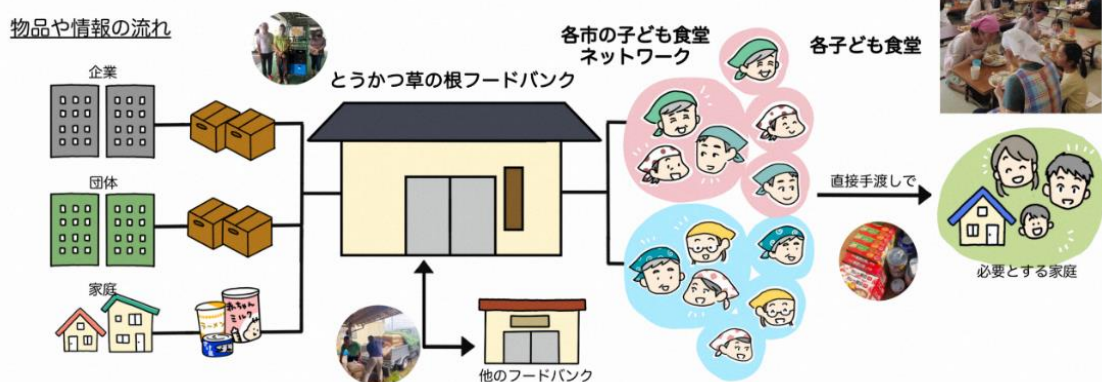
フードバンク手賀沼は、行政や社会福祉協議会と連携し、我孫子市を中心にフードバンク活動を行っています。子育て世帯、特にひとり親家庭等に食品の支援を行っています。子ども食堂等を通して、食品ロスの解消と困っている方への支援をつなぎ、「もったいない」を「ありがとう」へと変えていきます。食を通じて人と人につながり、日本人が昔から持っている「困ったときはお互い様」の助け合い精神で、お互いが助け合える社会を目指します。

《 とうかつ草の根フードバンク 》

現在、東葛飾地域では、100軒近くの子ども食堂が活動しています。とうかつ草の根フードバンクは、6市の子ども食堂ネットワークが運営するフードバンクとして令和元（2019）年11月に誕生しました。テーマは「子ども食堂からその先へ、食と安心を届けます」です。企業や団体、個人の皆さんからの寄付や協力を得て子ども食堂の活動をバックアップしています。



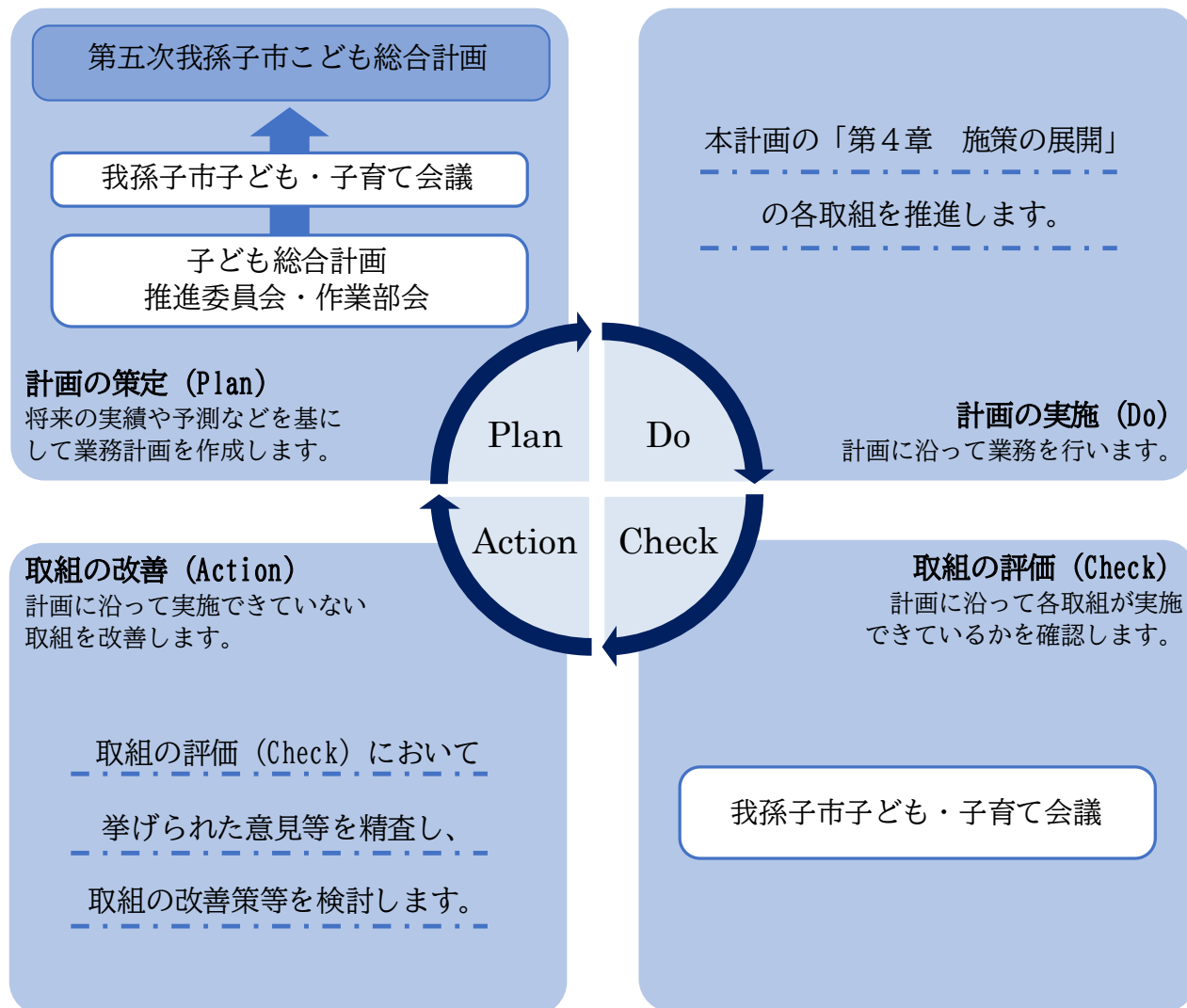
物品や情報の流れ



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に基づく取組の実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。



2 計画の進行管理と評価

本計画を推進するために130事業（3給付を含む）を掲載しています。掲載事業のうち、子ども・子育て支援事業計画とは別に、基本目標を達成するために目標値を設定し、計画的に推進する事業を重点事業とします。

本計画は、市民、学識経験を有する者、子ども関係団体に属する者等からなる「我孫子市子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価を行います。

なお、第4章に掲載している子ども・子育て支援事業においては、国の指針に応じて中間年である令和9（2027）年度に事業の量の見込みや確保方策等を検証し、計画値と実績値の乖離が大きい場合は、計画値の見直しを図ることとしています。

計画の進捗状況や評価は、「我孫子市子ども・子育て会議」の審議を経た後、市ホームページ等を通じて市民に公表します。

3 こども・子育て当事者等からの意見聴取

こども基本法には、第3条において、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

本市でも、それぞれの施策の目的等を踏まえ、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取を推進し、施策への反映やフィードバックの方法を検討します。

4 こども・子育て支援事業債

地方公共団体がこども未来戦略に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6（2024）年度に「こども・子育て支援事業債」が創設されました。

本計画におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）にあたっては、こども・子育て支援事業債の活用も検討します。

參考資料

1 子ども・子育てをめぐる市のこれまでの取組

年度	取組内容
昭和 61 年	・ 保育園待機児童ゼロ（令和 6 年現在まで継続中）
平成 4 年	・ 一時預かり事業開始 ・ 適応指導教室「ヤング手賀沼」を設置（令和 4 年に教育支援センター「かけはし」に改称） ・ 教育研究所を湖北台東小学校内に設置（令和 4 年に教育相談センターに改称）
平成 8 年	・ 公設公営の学童保育室の運営開始
平成 10 年	・ 保育園園庭開放事業開始
平成 11 年	・ 小学校全校に公設公営の学童保育室を整備完了 ・ 保育園の産休・育休明け予約事業開始
平成 12 年	・ 地域子育て支援センター事業開始（平成 19 年に地域子育て支援拠点事業に改称） ・ ファミリーサポートセンター事業開始
平成 13 年	・ 第 1 回子ども議会開催 ・ 男女共同参画都市宣言
平成 14 年	・ 病児・病後児保育事業開始 ・ 子育て支援ガイドブック「わく ² すく ² 」（初版）発行
平成 15 年	・ 子ども医療費助成開始（通院 3 歳まで）
平成 16 年	・ 第一次子ども総合計画策定 ・ 子ども課を創設（課内に子ども虐待防止対策室、子ども総合相談窓口を設置） ・ 母子自立支援員を配置
平成 17 年	・ 子ども総合計画推進市民委員会設置
平成 18 年	・ 子宮がん検診の対象年齢を 20 歳に引き下げ
平成 19 年	・ 公立保育園による地域子育て支援活動（事業）開始 ・ あびっ子クラブの設置開始（我孫子第一小から）
平成 20 年	・ あかちゃんステーション事業開始 ・ 乳児家庭全戸訪問事業開始 ・ 5 歳児健康診査開始 ・ 療育・教育システム連絡会設置 ・ 乳がん検診（超音波検査）を 30 代女性に導入
平成 21 年	・ 子ども部（子ども支援課、保育課、子ども相談課、こども発達センター）創設 ・ がん検診無料クーポン券及び検診手帳の送付事業開始
平成 22 年	・ 第二次子ども総合計画策定 ・ 子育てサポーターの養成と地域活動の推進事業開始
平成 23 年	・ 子ども医療費助成を中学生まで拡大 ・ Hib、小児肺炎球菌、HPV 任意予防接種費用助成開始（平成 25 年 4 月から法定化） ・ 子宮頸がん検診・乳がん検診（集団）のお子さんの一時預かり開始
平成 24 年	・ 幼保小連携協議会設置 ・ 幼稚園預かり保育料助成開始

年度	取組内容
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合計画推進市民委員会を廃止し、子ども・子育て会議設置 ・幼稚園・保育園等でのフッ素洗口開始
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育開始（布佐中学校区から） ・小児インフルエンザ予防接種費用助成開始
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次子ども総合計画策定 ・子育て世代包括支援センター設置 ・産後ケア事業開始 ・ロタウイルス感染症任意予防接種費用助成開始（令和 2 年 10 月から法定化） ・A b i ☆小中一貫カリキュラム完成
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達センターの増改築工事完了 ・こども発達センターが、児童発達支援センターとして運営開始 ・小学校でのフッ素洗口開始
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連携・接続カリキュラム完成 ・産婦健康診査開始
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・あびっ子クラブの全小学校設置完了 ・風しん予防接種費用助成開始（先天性風しん症候群予防） ・第 3 子以降学校給食費無償化開始
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点設置 ・幼児教育・保育の無償化開始
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次子ども総合計画策定 ・子ども医療費助成を高校生まで拡大 ・新生児聴覚スクリーニング検査費用助成開始
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・G I G A 端末整備完了 ・「ヤング手賀沼」分室を開設（令和 4 年に教育支援センター分室「ひだまり」に改称）
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・伴走型相談支援、出産・すくすく子育て応援金給付開始 ・すべての小中学校がコミュニティ・スクール開始 ・第 1 子・第 2 子の学校給食費支援金支給開始
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費助成に自己負担上限制度を新設 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置 ・ヤングケアラー関係機関等職員研修の実施 ・校内教育支援センターを全中学校 6 校、小学校 3 校に設置 ・学校給食が食べられない児童生徒の食物アレルギー等対応補助金支給開始
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援センターを小学校 5 校に増設 ・ヤングケアラー・コーディネーターを配置 ・我孫子市 L I N E 公式アカウントを活用した「子ども・子育て相談窓口」の設置 ・1 か月児健康診査費用助成開始 ・小児科診療所開業促進事業開始

※各事業の詳細については、市ホームページ等で最新情報をご確認ください。

2 我孫子市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 我孫子市子ども総合計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第2項第6号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども部子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則は省略とする。

3 我孫子市子ども・子育て会議委員名簿

構成名称	氏名	役職等
学識経験者	箕輪 潤子	武蔵野大学 教育学部 幼児教育学科 教授
学識経験者	菅井 洋子	川村学園女子大学 教育学部 幼児教育学科 教授
子ども関係団体	増田 利明	我孫子市子ども会育成連絡協議会 副会長
子ども関係団体	菅原 紀子	障害者とのふれあいボランティアバンド 「ホットポットファミリー」
教育関係者	太田 悟	元我孫子第一小学校校長
教育関係者	鈴木 信人	湖北白ばら幼稚園理事長
保育関係者	布施 健	根戸保育園園長
子どもの保護者	大島 明香	我孫子市学童保育連絡協議会
子どもの保護者	松澤 美紀	我孫子市三保育園保護者の会連絡協議会
公募の市民	小澤 舞子	公募の市民
公募の市民	野崎 友美	公募の市民

4 計画の策定経過

実施年月日	取組内容
令和5年 6月17日	○令和5年度第1回子ども・子育て会議 計画策定概要について
令和5年 8月1日～8月31日	○子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和5年 9月8日	○令和5年度第2回子ども・子育て会議 計画策定に係る市民調査について
令和5年 11月1日～12月31日	○ニーズ調査の実施
令和5年 12月3日	○令和5年度第3回子ども・子育て会議 計画策定に係る市民調査について
令和6年 1月9日～1月31日	○意識調査の実施
令和6年 2月18日	○令和5年度第4回子ども・子育て会議 子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告書について
令和6年 6月15日	○令和6年度第1回子ども・子育て会議 ニーズ調査調査結果報告書について、計画策定概要、策定スケジュール、骨子案について
令和6年 7月19日	○令和6年度第2回子ども・子育て会議 意識調査結果報告書について、計画書（素案）、掲載事業及び指標について
令和6年 8月1日～8月31日	○ひとり親家庭等の子育てアンケート調査の実施
令和6年 9月29日	○令和6年度第3回子ども・子育て会議計画書（素案）について
令和6年 10月26日	○令和6年度第4回子ども・子育て会議 子ども・子育て支援事業の量見込みと確保方策、計画書（草案）について
令和6年 12月16日～ 令和7年 1月15日（予定）	○パブリックコメント
令和7年 3月1日（予定）	○令和6年度第5回子ども・子育て会議 計画書、諮問・答申について、進行管理表、概要版について

5 用語解説

【あ行】

育児休業制度

原則1歳未満の子どもを養育するための休業で、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定められている。

インクルージョン

介護や障害の有無にかかわらず、受け入れられる社会という考え方。また多様性と共に使われ、年齢、性別、国籍等多様な人が互いの特徴や属性を個性と認め、一緒に活動するという考え方を表すこともある。

ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する。

【か行】

企業主導型保育事業

平成28(2016)年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談、必要に応じて支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行う施設のこと。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制構築を目的とする。

こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」のそれぞれの機能を併せ持つ一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施する機関のこと。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、市町村全体における支援の向上と個別の支援ニーズへの対応と共に行うことで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とする。

子ども家庭総合支援拠点

児童福祉法に基づく、すべての子どもとその家庭（妊産婦等を含みます）を対象に、相談全般から専門的な支援までを行う拠点。

こども家庭庁

常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組むために設立された専任の大臣を持つ独立した行政組織である。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を目的とする。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくため、こども施策の基本理念の他、こども大綱の策定やこども等の意見の反映を定めた包括的な法律で、国の基本方針を明示するもの。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育園等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、こども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する法律。

こどもまんなか社会

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えた社会。

こども未来戦略

すべての世代の国民一人一人の理解と協力を得て行う少子化対策を示したもの。若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現のため、3つの基本方針を示したものである。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事を行うことができる食堂。

参考資料

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校のこと。学校運営協議会により、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15(2003)年に制定された法律。

児童相談所

18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、子どもや保護者などからの相談に応じ、子どもの最善の利益を図るために共に考え、それぞれの子どもや保護者に最も適した援助や指導を行う、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。児童相談所では、児童虐待の他にも、発達の遅れやしつけなど、様々な相談を受け付けています。

児童発達支援

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うこと。

児童福祉法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見等をもって、児童の権利擁護を目的とした法律。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育園という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

【た行】

多様性

ある集団の中で特徴や属性が画一的でないこと。ある集団とは規模によらず、国や町、地域あるいは教室といったものを含み、特徴や属性では年齢や性別、国籍、障害の有無までこちらも様々である。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の機関が実施する次世代育成対策に関する計画。

共働き・共育て

男女ともに仕事と子育てを両立すること。そのために国は男性の育児参加を目的とした育児休業の取得、職場復帰の支援、勤務時間・勤務地への配慮をするように事業主に促している。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から

19時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

伴走型相談支援

身近で相談に応じながら、様々なニーズに対して、必要な支援につなぐという方式の支援。

病児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

不登校

年度間に連続または断続して30日以上欠席している高校生までの児童生徒のうち、欠席理由が何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況であること。ただし、本人の心身の故障（けが等）や経済的理由等による場合は、「長期欠席」となる。

ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

フードバンク

「食べ物の銀行」という意味で、まだ食べることができるのに、様々な理由で余ってしまった食品を企業や家庭等から引き取り、支援を必要とする人たちが団体等へ無償で届ける活動。

放課後児童対策パッケージ

放課後児童クラブのニーズが高まったことや受け皿の整備状況が当初の見込を下回ったことを受け、放課後児童クラブをはじめとした放課後児童対策を強化と共働き・共育ての推進を目的として、今後の対策を予算・運用等について総合的に示したもの。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子家庭の母子及び父子家庭の父子、並びに配偶者と離婚・死別し、再婚をしていない独身女性の健康で文化的な生活を保障する法律。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行うことにより、その責任や負担の重さから、学業や友人関係等に影響が出てしまう子ども・若者。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計。

幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。入園できる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。新制度に移行する幼稚園と、新制度に移行せず私学助成を受けて運営する幼稚園がある。

【わ行】**ワーク・ライフ・バランス**

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

【数字／英字】**A b i ☆小中一貫カリキュラム**

小中学校の9年間をなめらかにつなぎ、我孫子市が目指す15歳の子どもを効果的に育成するための教育内容の計画。

A L T

小中高校等の英語の授業で日本人教師の補助を行う者。

D X

データやデジタル技術を使って、顧客視点で新たな価値を創出していくとともに、業務体制や組織文化等を変革すること。自治体のDX化では住民の利便性向上と業務効率化による行政サービスの向上を目指している。

E B P M

Evidence-Based Policy Making の頭文字を取って、「EBPM」と名付けられた政策立案や行政運営の手法のこと。定量的なデータ分析等の合理的根拠に基づくことでより効果的かつ効率的に各取組を推進すること。

G I G A スクール構想

Global and Innovation Gateway for All の頭文字を取って、「G I G A」と名付けられた文部科学省の取組、計画のこと。義務教育を受ける生徒児童に一人一台学習用の端末（PC・タブレット等）と高速ネットワーク環境を整備して、生徒児童ごとに最適化された学習環境を提供することを目的とする。

I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術。

I C T 機器

一般にPC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器。

Q-U検査

QUESTIONNAIRE-UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学校生活意欲尺度と学校満足度尺度で構成され、「やる気」と「居心地」という両面から子どもの様子だけでなく、学級集団の状態を概観できる。

第5次我孫子市こども総合計画

発行：我孫子市役所子ども部子ども支援課
〒270-1192
千葉県我孫子市我孫子 1858 番地
電話 04-7185-1111